

農村活性化プロジェクト
研究資料 第6号

子供農山漁村宿泊体験の現状と課題

—— 宿泊体験受入者の意向調査及び実態調査結果 ——

平成 27 年 3 月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果をまとめたものですが、学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため、読書各位から幅広くコメントいただくことができれば幸いです。

まえがき

本研究資料は、プロジェクト研究「効率的な農村活性化に向けた多様な主体との連携モデルの構築に関する研究」（平成21～23年度）及びプロジェクト研究「被災地域の復興過程等の分析による農山漁村の維持・再生に関する研究」（平成24～26年度）で実施した宿泊業等と連携した教育交流による農業生産振興及び地域活性化に関する研究成果をとりまとめたものである。

農山漁村における子供を対象とした宿泊体験の取組は、1990年代から全国で進められてきた。この取組は、教育関係者からのニーズも高く、子供の情操教育に効果を与えることが期待されていることに加えて、農山漁村地域の活性化に効果を上げることが期待されている。さらに、平成20年度より、総務省、文部科学省、農林水産省の3省連携により、小学生を対象に農山漁村で宿泊体験活動を全国的に推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」が開始され、地域受入協議会、全国コーディネート組織、全国の受入地域の情報提供システム等受入体制の整備が進められた。こうした農山漁村を場とした子供宿泊体験は、受入地域に対して経済効果はもとより受入農林漁家自身の意欲や集落や地域の活力の再生など多様な効果の発現が期待されている。

本研究資料は、そうした子供宿泊体験の現状と課題について当研究所と農林水産省農村振興局都市農村交流課が共同で実施した「教育交流における宿泊体験の取組に関する意向調査」の結果と宿泊体験受入地域の実態調査結果を中心にとりまとめたものである。

意向調査にご協力いただいた受入地域協議会と宿泊体験受入者の皆様、ならびに実態調査を行った関係者の皆様には、深く感謝申し上げる次第である。

特に、意向調査回答者中には東北の方々が多く、本調査実施後に東日本大震災で被災された地域も多くある。震災でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々の営農と生活の回復、被災地の一刻も早い復旧・復興を願って止まない。

平成27年3月

農林水産政策研究所
農村活性化プロジェクト
教育交流チーム

農山漁村宿泊体験の現状と課題
－宿泊体験受入者の意向調査及び実態調査結果－

目 次

はじめに	1
1. 研究の課題	1
2. 本報告書の構成	2
第1章 農山漁村宿泊体験をめぐる背景と近年の動向	3
1. 農政・農村側での背景	3
2. 教育側での背景	6
3. 子供宿泊体験	8
第2章 宿泊体験の取組に関するアンケート調査結果	9
1. 調査の内容と方法	9
(1) 調査内容	9
(2) 調査方法	9
2. 調査結果	10
(1) 調査対象者の概況	10
(2) 宿泊体験の月別受入者数	14
(3) 宿泊体験の受入人数	15
(4) 宿泊体験受入の目的	15
(5) 農山漁村体験プログラムの実施割合	17
(6) 生活体験の実施	19
(7) 体験や宿泊受入に際して心がけていること	21
(8) 宿泊体験による収入額と収入に対する評価	25
(9) 雇用・ボランティアの導入状況	27
(10) 料金収入以外の経済効果	28
(11) 体験前後の子供の変化	30
(12) 宿泊体験受入の感動・楽しさ	32
(13) 宿泊体験による集落・地域への効果	34
(14) 望ましい泊数と同宿人数	36
(15) 今後の取組意向	38
(16) 体験を提供するにあたっての課題	41
(17) 食事・宿泊を提供するにあたっての課題	44

(18) 宿泊体験の質向上のための取組	46
3. 分析結果のまとめ	46
(1) 宿泊体験受入者の特徴	46
(2) 宿泊体験取組の現状	47
(3) 取組の評価	48
(4) 今後の取組	49
第3章 農山漁村宿泊体験の受入地域事例	51
1. 農山漁村宿泊体験の地域タイプと事例の位置づけ	51
2. 新潟県妙高市（既設民宿タイプ）	54
3. 石川県能登町（新設民宿タイプ）	60
4. 大分県西部地区（宿泊体験民宿タイプ）	67
5. 沖縄県伊江村（宿泊体験民宿タイプ）	73
6. 岩手県花巻市（宿泊体験民泊タイプ）	79
7. 和歌山県白浜町日置川地域（宿泊体験民泊タイプ）	86
8. 事例のまとめ	96
おわりに	100
1. 分析結果のまとめ	100
2. 今後の展望と課題	101
引用文献・参考文献	103
巻末資料（教育交流における宿泊体験の取組に関する意向調査調査票）	105

— [編集・執筆分担] —

[編集] 小野智昭・鈴木源太郎

[執筆]

小野 智昭（農業・農村領域上席主任研究官）

はじめに，第1章，第2章，第3章1，6，8，おわりに

鈴木源太郎（元農業・農村領域主任研究官、東京農業大学国際食料情報学部准教授）

第2章，第3章4

中尾 誠二（成美大学経営情報学部准教授）

第3章2，5

佐藤 真弓（明治大学農学部助教）

第3章3

高岸陽一郎（元・政策研究調査官、現（独）農業・食品産業技術総合研究機構）

第3章7

はじめに

小野 智昭

1. 研究の課題

農山漁村を場とした子供（小学生・中学生・高校生）の宿泊体験の取組が全国各地で行われており、とりわけ、農林漁家での民家泊に焦点を当てた宿泊体験が注目されている。そして2008年度には総務省、文部科学省、農林水産省が連携して児童を対象に実施する「子ども農山漁村交流プロジェクト」が実施されている⁽¹⁾。

子供農山漁村宿泊体験（以下、「宿泊体験」）の取組は、二つの側面を有している。一つは都市農村交流を通じた農山漁村の地域振興の側面であり、もう一つは子供への教育的側面である⁽²⁾。

前者は、子供の宿泊体験を受け入れる農山漁村地域の活性化の側面である。農林漁家が子供を受け入れることで、①受入農林漁家に一定の収入をもたらし、それが地域経済に波及する経済的効果が生じること、②受入農林漁家を中心として受入地域の住民に自信と活力が生じること、③宿泊体験を通じて子供の成長に関与すること（社会貢献）が農林漁家の「自己実現欲求」となること、などの効果があると考えられる。

後者は、宿泊体験を経験した子供にもたらされる効果とその効果を目的とする学校側の期待という側面である。子供たちは宿泊体験を通じて、①学ぶ意欲や自立心の向上、②食の大切さの認識、③思いやりの心や豊かな人間性の醸成、④社会的規範や生活技術を身につけること、など学習・生活規律の面での成長や、さらには生きる力の体得とたくましい精神的成長が期待されている。

そうした宿泊体験について、2008～2009年度に農村振興局と協力して実施した研究成果を『子供を対象とした農林漁家宿泊体験による農山漁村振興の実態と課題』（2010年）としてとりまとめた。その内容は以下の3点である。(1)修学旅行の統計データと当研究所が実施したアンケート調査結果をもとに、宿泊体験の取組の課題を整理した。(2)当研究所実施のアンケート調査結果によって宿泊体験受入農林漁家と受入地域における経済効果と非経済的効果を定量的に明らかにした⁽³⁾。(3)当研究所実施のアンケート調査結果と文部科学省の業務資料とをマッチング集計して、受入地域のどのような取組が子供への教育的効果にどのような関係があるかを明らかにした。

しかし同研究で実施したアンケート調査は、調査対象が受入地域協議会単位に数軒の受入主体にとどまり、必ずしも受入農林漁家の全体像を示し切れていなかった。また実際の取組事例についてもとりまとめていなかった。

そこでその研究を踏まえて、本研究では、受入農林漁家全体へのアンケート調査を実施し、その全体像を明らかにする。さらに宿泊体験の取組事例について検討する。宿泊体験の取組事例は、受入地域の取組の契機や目的から多様であり、宿泊体験の地域的取組を典型的に把握することが必要である。

類型化については、既設民宿業との関係から既設民宿転換型と新規開業型があること⁽⁴⁾、さらに既設民宿転換型には大人数タイプと少人数タイプがあること⁽⁵⁾がすでに指摘されている。本研究では、新規開業型をさらに類型化した上で各類型の事例を分析する。

2. 本報告書の構成

第1章では、宿泊体験が取り組まれている背景を整理する。宿泊体験は農山漁村を訪れて体験する側である教育側とそれを受入る側である農山漁村側とでそれぞれの背景があるので、両者について整理する。第2章では、受入農林漁家に対して実施したアンケート調査結果をとりまとめ、宿泊体験の全体像を明らかにする。第3章では宿泊体験受入地域の実態を事例から明らかにする。そこでは宿泊体験受入地域の4類型を示した上で、類型別に各事例を検討する。そして最後に以上をとりまとめる。

注

- (1) 「子ども農山漁村交流プロジェクト」の概要とその背景については農林水産政策研究所（2010）序章「研究の課題と背景」を参照されたい。
- (2) 農林水産政策研究所（2010）の第4章「研究成果のとりまとめと今後の課題・展望」は、「子ども農山漁村交流プロジェクト」を題材にして、農山漁村宿泊体験の政策的位置づけやその効果について整理している。
- (3) 宿泊体験による経済的効果について、鈴木（2009b）は、長野県飯田市および福島県喜多方市の事例から農家と地域への経済効果を推計している。また中村（2009）は長野県飯田市の事例から、受入可能人数からみた経済効果を推計している。さらに農林水産政策研究所（2010）第2章では、全国アンケート調査結果から、33地域の受入地域における料金収入総額を約1億9,700百万円と推計し、また一次波及効果の係数を1.55と試算している。
- (4) 佐藤（2010）。
- (5) 鈴木（2014）は、佐藤（2010）の既設民宿転換型を観光地転換型地域、新規開業型を新規取組地域として規定し直して、地域類型として整理するとともに、新規取組地域の受入主体は同宿人数3～5人の少人数宿泊タイプであるのに対して、観光地転換型地域の受入主体には20人を越える大人数集団宿泊タイプと10人程度の中人数宿泊タイプがあるとする。後に第2章で示すように、旅館営業の受入主体は10人以上、あるいは20人以上を同宿させる大人数集団宿泊タイプであり、一般簡易宿所営業の受入主体は5～9人あるいは10～19人を同宿させる中人数タイプが過半を占め、また小規模簡易宿所営業や民泊の受入主体は4人以下を同宿させる少人数宿泊タイプである。したがって同宿人数のタイプは、各地域における主要な受入主体の営業区分によって規定されていると考えることができる。

第1章 農山漁村宿泊体験をめぐる背景と近年の動向

小野 智昭

1. 農政・農村側での背景

(1) 農山漁村宿泊体験施策の画期

農山漁村宿泊体験は、受入側からは都市農村交流の一環として取り組まれている⁽¹⁾。

1970年代以後の都市農村交流施策と1990年代からの宿泊体験施策は次のように画期区分することができる⁽²⁾。第Ⅲ期から農林漁業体験民宿が施策化され、さらに第Ⅳ期以降に宿泊体験の取組が促進されてくる。

第Ⅰ期（1971年～）都市農村交流の萌芽期

自然休養村整備事業の実施による自然休養村と観光農園の設置

第Ⅱ期（1984年～）都市農村交流政策化期

都市と農村の交流促進事業による交流施設の増加

第Ⅲ期（1994年～）農林漁業体験民宿政策化期

「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」の制定

第Ⅳ期（2003年～）農家民宿・民泊促進期

農林漁業体験民宿の規制緩和

第Ⅴ期（2008年～）宿泊体験拡大期

「子ども農山漁村交流プロジェクト」の実施

以下では、農林漁業体験民宿が展開する第Ⅲ期以降の内容について略述する。

(2) 農林漁業体験民宿の政策化（第Ⅲ期）⁽³⁾

「グリーン・ツーリズム」は、平成2年度（1990年度）農業白書で踏み込んだ記述がされ、1992年に農林水産省が発表した「新しい食料・農業・農村政策の方向」で政策的に位置づけられる。そして1994年に制定された「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」（略称「農山漁村余暇法」）（1995年4月施行）によって「農林漁業体験民宿」が法的に位置づけられ、農山漁村宿泊体験の施策が本格的に展開する。

農山漁村余暇法は、都道府県基本方針・市町村計画の策定と「農林漁業体験民宿」の登録制度との2つの事項を定めている。前者によって直売・飲食・農林漁業体験の機能を備えた公的な交流施設等が整備され、後者によって農林漁業体験民宿の登録推進が1995年から行われる。

同法は第2条第5項で「施設を設けて人を宿泊させ農林水産省令で定める農山漁村滞在

型余暇活動に必要な役務を提供をする営業」を「農林漁業体験民宿業」と定義する⁽⁴⁾。そこで規定する「農林漁業体験民宿業」について内容を明確にしておきたい。

その1つは、「農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務」の内容についてである。農山漁村余暇法では、「農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務」について、次のように規定する。

- イ 農作業，森林施業・林産物生産採取，漁撈・水産動植物養殖の体験指導
- ロ 農林水産物の加工または調理の体験指導
- ハ 地域の農林漁業または農山漁村の生活・文化に関する知識の付与
- ニ 農用地・森林・漁場その他の農林漁業資源の案内
- ホ 農林漁業体験施設等を利用させる役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん

これらの内容を見ると，農林漁業の体験や農林水産物の加工調理，さらには農林漁業や農山漁村の生活・文化の学習など，直接的な農林漁業には限定されない，広範囲の体験を包含している。現行の農山漁村余暇法では「農林漁業体験民宿業」を営む者は必ずしも農林漁業者には限定されてはおらず，体験の内容も農林漁業から農山漁村の生活・文化まで広範囲である。

（３）農林漁業体験民宿の規制緩和（第三期）

農山漁村余暇法が規定する「農林漁業体験民宿業」についてもう1つ重要な点は，それが「人を宿泊させ（る）…営業」であり，したがって旅館業法等の営業許可を要件としていることである。旅館業法の営業許可には「ホテル営業」，「旅館営業」，「簡易宿所営業」，「下宿営業」の4種類があるが，いわゆる民宿の営業許可は「簡易宿所営業」を取得することが多い。その「簡易宿所営業」は，旅館業法施行令で客室の延床面積が33㎡（≒10坪≒20畳）以上なければならないという基準がある。これがハードルになって，農林漁業体験民宿の開業が進まない実態にあった。そこでその制約を緩和する動きが進められる。

最初の動きは大分県である。旧安心院町で旅館業法の営業許可を得ずに都市住民などを宿泊させる「会員制農村民泊」の取組みが1996年から始まる。この会員制農村民泊は，当初から「不特定多数ではなく素性のわかった会員のみを泊める」というものであった。しかし旅館業法に抵触することを問題視した大分県は，2002年から旅館業法の解釈を弾力化する形で33㎡の規制を緩和し，旅館業法上の簡易宿所営業許可の取得を推進する。

こうした動きの中で，2003年に規制緩和が行われる。旅館業法施行規則が改正され，「農林漁業者」が営む「農林漁業体験民宿業」に限って客室延床面積33㎡未満でも「簡易宿所営業」の許可を取得できるようになる。ただしこの規制緩和の対象は農林漁家であることに限定されている⁽⁵⁾。（本報告書では，33㎡以上の従来からの簡易宿所営業を「一般簡易宿所営業」，33㎡未満の新たな簡易宿所営業を「小規模簡易宿所営業」とする。）この規制緩和は宿泊体験受入の進展の大きな影響を及ぼし，第2章で示すようにこれ以後，小規模簡易宿所営業が急増する。

（４）子供農山漁村体験の促進（第Ⅲ期）

農政・農村の側からは都市農村交流の促進が図られ、その延長上で小規模簡易宿所営業の区分が創設される。その対象は大人を含む一般客である。他方で、子供を対象とする宿泊体験の促進という新たな側面が加わることとなる。

1998年の「農政改革大綱」は、「学校5日制が完全実施される平成14年に向け、食教育や農林漁業・農山漁村体験学習の充実方策を検討」「小中学生の農業に対する理解を深めるため、小中学校における農業体験学習への取り組みを促進」を提起し、子供たちの農業体験重視の方向を打ち出す。そして1998年12月に、農水省と文部省（当時）は、農業体験学習を推進するために「文部省・農林水産省連携の基本的方針」に合意する。

その後、両省は農山漁村体験の促進に向けた啓蒙を図っている。2002年度から文科省の「豊かな体験活動推進事業」実施を背景に、全国農業協同組合中央会が学校活動用と地域用のハンドブックを作成する⁽⁶⁾。また農水省農村振興局が日本総合研究所に委嘱して「学校教育における農山漁村体験の促進に関する連携方策」に関する調査結果を公表するとともに、農水省と文科省が連名で農山漁村体験のパンフレットを作成する⁽⁷⁾。

こうして両省の連携による子供農山漁村体験の施策が2002年以降に本格的に推進される。2003年の小規模簡易宿所営業の創設はこうしたことをも背景としていると理解できる。

（５）宿泊体験民泊の増加（第Ⅳ期）

「農林漁業体験民宿業」による「民宿」は旅館業法の営業許可を得て宿泊料金を得る営業である。これに対して旅館業法の営業許可を得ずに農山漁村宿泊体験の活動を行う農林漁家がある。これら営業許可のないものを本報告書では「民泊」とする。2003年に小規模簡易宿所営業が創設された以後、同営業と一般簡易宿所営業での宿泊体験受入者が増加することを第2章で示すが、同時に民泊形態での宿泊体験受入者も増加する。すなわち第Ⅳ期は、農林漁業体験民宿の増加期であるとともに、宿泊体験民泊の増加期でもある。

こうした民泊は、宿泊料等の徴取ではなく「体験料」を徴収するものである。近年、「民泊ガイドライン」な運用ルールを定めて旅館業法の営業許可を得ない受入を限定的に認める県が増加している。それらのガイドラインでは、①利用を申込み際や料金を受け取る際の市町村など公的機関の関与、②年間の受け入れ回数の制限、③衛生管理講習の義務化など、厳しい制約の中で実施されることが条件となっている。つまり、営業許可を得ていない分、非営利性や利用者（＝宿泊者）に対する安全性確保に配慮するよう制約が課されているのである。

（６）「子ども農山漁村交流プロジェクト」の実施（第Ⅴ期）

2007年に内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省等の副大臣で構成される「都市と

農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」が「都市と農山漁村との共生・対流の一層の推進に向けた府省連携の今後の対応方向について」を政策提言する。そこに「子ども達が農山漁村に宿泊して行う体験活動の一層の推進」が挙げられる。そして2008年に総務省、文部科学省、農林水産省、によって「子ども農山漁村交流プロジェクト」（以下、「子どもプロジェクト」という）が実施される。この事業は、小学生を対象とする農山漁村における宿泊体験活動に対して助成を行い、5年間で全国約2万3千校の小学校へ展開することが目指される。子どもプロジェクトによって、農林漁家が営む民宿あるいは民泊に1泊以上宿泊し農山漁村体験をする。そのための農林水産省が子供受入体制を整備、文部科学省が子供を送り出す体制整備をそれぞれ支援する。

「子どもプロジェクト」は対象を子供に絞り込んでおり、それまでのグリーン・ツーリズム政策の一環として実施されてきた「体験民宿」が一般客を対象とするものであるとは異なっている。2002年度から実施された文科省の「豊かな体験活動推進事業」と連携するかたちでの子供宿泊体験の受入を拡充し、全国展開を図ったものが「子ども農山漁村交流プロジェクト」である。この事業によって農山漁村で受入地域の整備が図られるとともに、小規模簡易宿所営業や民泊形態での宿泊体験受入者が急増することになる。

2. 教育側での背景

（1）教育側が宿泊体験に取り組む背景

宿泊体験が取り組まれるようになった教育側の背景は次のようなことである。

第1は、政策における体験的な学習の重視である⁽⁸⁾。文部省は、子供の体験不足に危機感を抱き、学習指導要領の1977年改定で「体験活動の充実」が盛り込まれた。さらに1987年改定では「生活科」、1998年改訂では「総合的な学習の時間」が創設され、“体験的な学習”が重視される傾向が学習指導要領のなかで次第に強まった。2003年学校教育法改正では、社会奉仕活動や自然体験活動の充実が謳われる。そして2006年教育基本法改正によって策定された「教育振興基本計画」では、次のように明記されている。「関係府省が連携して、小学校で自然体験・集団宿泊体験を全国の児童が一定期間(例えば1週間程度)実施できるよう目指すとともに、そのために必要な体験活動プログラムの開発や指導者の育成を支援する。また、自然の恩恵や食にかかわる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、関係府省が連携して農林漁業者などが農作業等の体験の機会を提供する取組を推進する。」こうした方向の中で前述のように文部省と農水省との連携による子供農山漁村体験の促進が図られる。この施策の延長上に「子どもプロジェクト」が位置づくのではあるが、この段階では「集団宿泊体験」が目指されているのに対して、「子どもプロジェクト」では農林漁家での分宿が明示されていることが大きく異なっている。

第2は、学校における修学旅行の変化である⁽⁹⁾。修学旅行の内容は1990年代から2000年代にかけて大きく変貌してきた。かつての修学旅行は、たとえば関東の学校の場合は圧倒

的に京都・奈良に向かい、関西その他の地域の学校は東京に向かっていった。しかし、東京や京都・奈良への旅行からの乖離が進み、農山漁村での体験を重視し、子供たちにのびのびと有意義な時間を過ごしてもらう修学旅行の取組が行われている。修学旅行の旅行先での行動単位も変わりつつある。以前は、クラス単位での団体行動が主流であったが、次第に班別行動の割合が増し、その班も少人数化する傾向にある。

以上のように2つの背景があるが、しかし両者は教育課程にいて位置づけが異なることに留意したい。「総合的な学習の時間」は正規の授業の一部としての実施であるのに対して、修学旅行は課外活動に属する。こうした教育課程上での位置づけの違いは、宿泊体験に取り組む上での相違をもたらすが、特に財源の違い、事業予算の相違としてあらわれる。具体的には、正規の授業の一部である場合には公的負担によって行われるに対して、修学旅行は基本的に保護者負担によって行われる。その意味では、「子どもプロジェクト」において旅行費用の公費負担が図られるのは、前者のような正規の授業の一部として事業を位置づけるからである。

（２）東京都武蔵野市のセカンドスクール事業

国が実施する「子どもプロジェクト」事業のモデルになったともいわれている東京都武蔵野市のセカンドスクール事業は、農林漁家宿泊体験を正規の授業の一部として実施されている。ここでその事業について簡単に紹介しておく。

東京都武蔵野市では、小・中学校の授業の一環として、農山漁村での約1週間にわたる宿泊体験を通じた学習活動を行っている。これは、普段の学校生活（ファーストスクール）に対して、「セカンドスクール」と呼ばれ、20年以上の歴史と実績を積み重ねている取組である。宿泊体験の参加対象は、武蔵野市内の学校に通う小学校5年生と中学校1年生の全児童・生徒で、2004年度からは小学校4年生を対象とした2泊3日の準備プログラムである「プレセカンドスクール」も実施している。

事業の特徴は、①市の学校教育政策のなかで正規の授業の一部として実施されていること、②各学校が教育目標に沿った実施場所を開拓し、現地の担当者と直接交渉しながら進められていることなどである。具体的な活動内容は、農林水産業にかかわる体験や「食」をテーマにした体験、農家での宿泊と生活体験などが組み合わさっていて、学校毎に特色ある活動が行われている。

事業開始当初のセカンドスクールの活動プログラムは青少年教育施設での集団生活を基本に、そこで用意された事前体験や生活文化体験等の体験メニューが実施される「セット型」であった。これに対して現在のプログラムは現地の人や生活、文化等の教育資源を総合的に活用する「選択創造型」である⁽¹⁰⁾。その特徴は次の3点である。第1は少人数分宿であり、児童・生徒に民宿や農家の家族とのふれあい、「家族との団らん」の体験を学校関係者は狙っており、これは「疑似家族体験」でもある。第2は地域性の重視であり、田植え体験や稲刈り体験等の日本の原風景の農村、ふるさとを学校側は求めている。第3は

学習の重視であり、学校での学習と現地での活動の関連を強く意識したプログラム作りが行われている。事業の受入側は、農作業などの指導、学習のサポートという「現地の先生」としての役割から生活面に至るまで児童・生徒との全人格的な関わりが求められている。

3. 子供宿泊体験

農山漁村余暇法以後、一般客を対象とする農林漁業体験民宿が位置づけられるが、2000年代に入ると、文科省の「豊かな体験活動推進事業」と連携するかたちで農山漁村において子供を対象とする宿泊体験の受入拡充が図られる。2003年の小規模簡易宿所営業の創設は、そうした背景の中で行われたものであり、それ以後、小規模簡易宿所営業や民泊の形態を中心とする子供宿泊体験の受入者数が増加する。そして子供宿泊体験推進の全国展開として「子どもプロジェクト」が実施され、農山漁村では受入地域の整備が図られるとともに、宿泊体験受入の農林漁家等が急増する。

子供宿泊体験では、農山漁村体験に加えて、農林漁家での宿泊を通じて農山漁村生活を体感することが大きな柱になっている。子供が農林漁家の家族とのふれあい「家族との団らん」の体験を通じて子供が成長を教育側は狙っている。子供農山漁村宿泊体験を通じてそうした教育側の要請を実現することが、受入地域の課題である。そしてその実現を通じて受入地域が活性化することが宿泊体験受入の目的である。

注

- (1) グリーン・ツーリズムにおける宿泊体験の位置づけについては、鈴木（2009b）を参照されたい。
- (2) 画期区分は佐藤（2010）第3章をもとにしている。ただし佐藤が、各画期を1970年代、80年代、90年代、2000年代としているに対して、ここでは画期区分の年次をより厳密に規定している。
- (3) (2) と (3) は、中尾（2010）を参考にしている。
- (4) 制定当初は「施設を設けて人を宿泊させ農林水産省令で定める農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業であって農林漁業者またはその組織する団体が行うもの」というように「農林漁業者またはその組織する団体が行うもの」という条件があった。しかし2005年6月29日の一部改正によりそれが削除され、2005年12月1日の施行日以降は、農林漁家以外でも農林漁業体験民宿の登録が可能となっている。
- (5) 前注で指摘したように、農山漁村余暇法では農林漁業体験民宿業を営む主体を農林漁家に限定してはいないが、「農林漁業体験民宿業」への規制緩和の対象は農林漁家に限定されている。ただし、「農林漁家」の基準が何かは示されていない。
- (6) 全国農業協同組合中央会（2002）、全国農業協同組合中央会（2003）。なお農山漁村体験の促進のため、2001年に農林水産省・文部科学省等の連携により「子供農業体験学習中央推進協議会」が設置され、全国農業協同組合中央会に事務局が置かれる。
- (7) 農林水産省農村振興局（2003）、農林水産省・文部科学省（2003）。関（2009）はこうした一連の動きについて、農水省主導によって農山漁村振興策の一環としての事業が教育分野に新規参入している、と評している。
- (8) 佐藤（2010）を参考にしている。
- (9) 農林水産政策研究所（2010）第1章参照。
- (10) 「セット型」「選択創造型」の規定や、後者の特徴づけは佐藤（2010）による。

第2章 宿泊体験の取組に関するアンケート調査結果

小野 智昭・鈴木 源太郎

1. 調査の内容と方法

(1) 調査内容

小・中・高校生（以下「子供」）を対象に農山漁村を場として実施する宿泊体験は、受入地域に対して、料金収入など経済的効果はもとより、受入農林漁家自身の営農意欲向上や集落・地域の活力再生など多様な効果があり、またそれらの発現が期待されている。

当研究所は農林水産省農村振興局都市農村交流課と共同で 2009 年 2 月に「農山漁村宿泊体験活動の経済効果に関するアンケート調査」を実施して、子供宿泊体験が受入地域に及ぼす経済効果に関する研究成果を公表した⁽¹⁾。それは全国 53 カ所の地域協議会を対象に各協議会から数軒の受入者を調査している。しかし同調査は課題が経済効果のみに限定され、また、宿泊体験受入者のサンプリング調査のため調査数が限られている。

そこで、子供宿泊体験の実態を非経済的効果も含めてできるだけ詳細に明らかにすることを目的として、全宿泊体験受入者を対象とする意向調査を行うこととした。調査内容は、宿泊体験の受け入れが現在どの程度の規模で実施され、こういった受入者がどのような内容で関与しているか、宿泊体験を受け入れる農林漁家あるいは宿泊施設がどのような意向を持っているか等、宿泊体験の現状についてである。

(2) 調査方法

当研究所と農林水産省農村振興局都市農村交流課は共同で「教育交流における宿泊体験の取組に関する意向調査」を 2011 年 1 月に実施した。調査対象は、「子ども農山漁村交流プロジェクト」⁽²⁾に登録している地域協議会の傘下にあるすべての農林漁家・宿泊業者である。したがって本調査は実質的に、宿泊体験の受入者への悉皆的な意向調査である。

全 114 協議会のうち、受入実態がない協議会等を除いた 96 協議会（84.2 %）にご協力いただいた⁽³⁾。各協議会から農林漁家・宿泊業者への総配布数は 4,151 件あり、有効回答数は 1,873 件、有効回答率は 45.1 %である。

注

(1) 農林水産政策研究所（2010）。

(2) 総務省、文部科学省、農林水産省の 3 省連携によって 2008 年度から実施された事業であり、5 年間で全国約 2 万 3 千校の小学生（1 学年 120 万人）が農林漁家に宿泊して農山漁村体験を行うとい

う計画であった（農林水産政策研究所（2010）参照）。

- (3) 受入者への調査票の配布を地域協議会へ依頼したために、受入者が多数である地域協議会の一部で調査の協力が得られなかった。

2. 調査結果

(1) 調査対象者の概況

①調査対象者の地域ブロック

調査回答者の概況を示したものが第2-1表である。回答者の地域をブロック別に見ると、東北（37 %）が最も多く、次いで九州・沖縄（18 %）、関東・東山（12 %）が多く、北陸（8 %）、近畿（7 %）、四国（7 %）と続く。

第2-1表 アンケート回答者の概況

									(単位: %)
設問	選択肢	割合	設問	選択肢	割合	設問	選択肢	割合	
地域ブロック (n=1,870)	北海道	3.9	農業との関係 (n=1,026)	農林漁家	85.4	宿泊体験の 年間宿泊数 (n=1,276)	5人未満	20.9	
	東北	37.3		宿泊業者	14.6		5～10人	14.4	
	関東・東山	11.6		稲作	61.8		10～20人	20.5	
	北陸	8.1		露地野菜	55.0		20～30人	11.5	
	東海	3.3		施設野菜	14.3		30～50人	11.8	
	近畿	7.2		果樹	20.3		50～100人	9.5	
	中国	4.0		花き・花木	7.0		100人以上	11.4	
	四国	7.0		経営作目	8.7	教育旅行に よる収入額 (n=1,321)	20万円未満	69.0	
	九州・沖縄	17.6		酪農	2.4		20～50万円	16.1	
				肉用牛	4.2		50～100万円	7.9	
経営者年齢 (n=1,769)	40歳未満	2.5	経営者年齢 (n=1,397)	養豚・養鶏	1.5		100～300万円	3.9	
	40歳代	6.1		農畜産加工	2.9		300～500万円	1.1	
	50歳代	23.6		林業・菌茸類	13.3		500～1,000万円	0.5	
	60歳代	45.8		水産業	7.2		1,000万円以上	1.5	
	70歳代	19.2							
	80歳以上	2.8							

注:「経営作目」は複数回答. 他の各設問は単一回答.

②営業許可区分と飲食店営業許可

旅館業法上の営業許可（以下、特に断らない場合に「営業許可」とは旅館業法上のそれを指す。）の取得について第2-2表に示す。ホテル営業は非常に少なく 0.3 %で、旅館営業 18

第2-2表 営業許可区分別割合

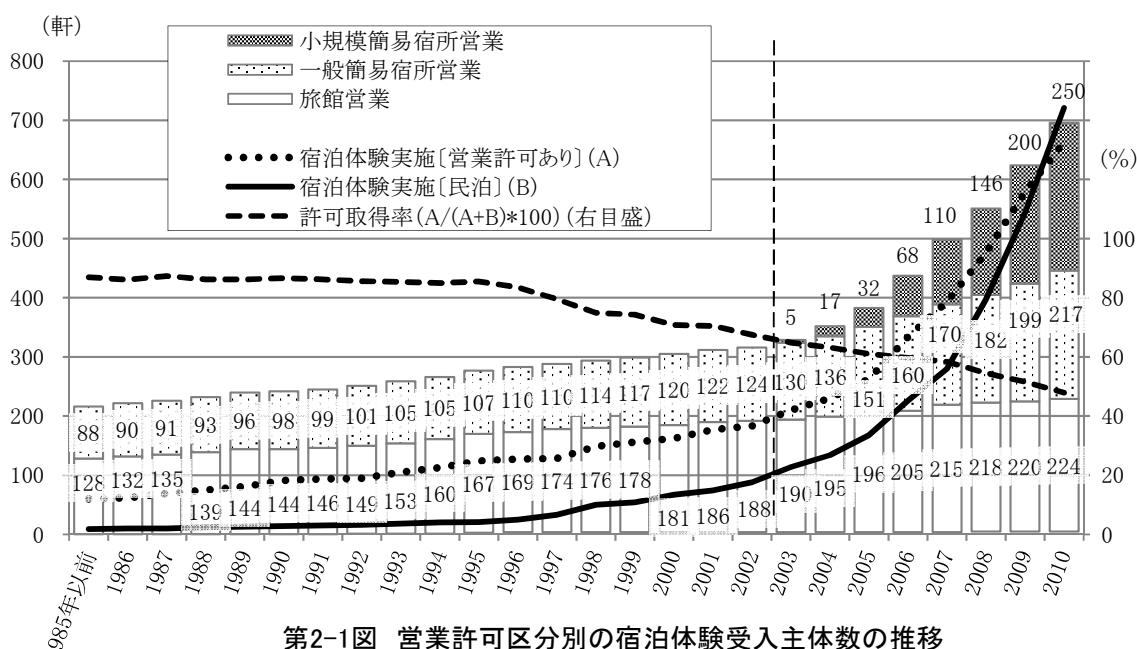
			(単位: 件、%)
区分	件数	割合	
ホテル営業	5	0.3	
旅館営業	293	17.8	
簡宿営業(33㎡以上)	224	15.2	
簡宿営業(33㎡未満)	293	16.2	
営業許可取得予定	57	3.5	
許可取得予定なし	777	47.1	
全体	1,649	100.0	

%, 簡易宿所営業 (33 m²以上) (以下, 「一般簡易宿所営業」) 15 %, そして農林漁家民宿を対象とした規制緩和によって成立した簡易宿所営業 (33 m²未満) (以下, 「小規模簡易宿所営業」) 16 %であり, 旅館営業, 一般簡易宿所営業, 小規模簡易宿所営業の 3 者がほぼ拮抗している。他方で, 営業許可を取得していない受入者が「営業許可取得予定」(4 %)と「許可取得予定なし」(47 %)で, 両者の合計 (以下, 「民泊」) が 51 %あり, 受入者数の過半を占める。民泊は各県の民泊ガイドライン等に準拠して, 宿泊料ではなく体験料を受領して宿泊体験を受け入れているものがほとんどである。

③宿泊体験受入者数の推移

宿泊体験受入者数の推移を示したものが第2-1図である。棒グラフは, 営業許可を取得している宿泊体験受入者が当該許可を取得した時期を積算したものである。1985 年以前に営業許可を取得した受入者では, その約 6 割が旅館営業であるが, それ以降しだいに一般簡易宿所営業の割合が高まっていく。特に受入農林漁家に対して旅館業法の規制緩和が実施された 2003 年以降は, この規制緩和の適用を受けた小規模簡易宿所営業の受入者数が急速に増加している。なお同図は, 営業許可取得年の回答があるものを集計しているため, 2010 年のデータが前掲第2-2表より小さく, 実際よりやや過小となっているが, 傾向を把握する上では支障がないと考える。

右上がりの 2 つの折れ線グラフは宿泊体験開始年のデータを積み上げたものであり, A (点線) は棒グラフで示した営業許可のある宿泊体験受入者の数であり, B (実線) は民



注.ホテル営業のデータラベルは省略した(2010年時点で5件)。

泊による宿泊体験受入者数である。1985 年以前は両者ともに少なく、営業許可のある営業者数（棒グラフ）のごく一部しか宿泊体験受入者数（A）がない。農山漁村余暇法施行（1995 年）以後に宿泊体験受入者数が増加し、2003 年以降は宿泊体験受入を目的とする小規模簡易宿所営業の増加とあいまって、宿泊体験受入者数の増加テンポが加速する。また宿泊体験を実施する民泊（B）も 2003 年以降に増加テンポを速める。営業許可のある受入者数と民泊の受入者数を比較すると、当初は前者が後者よりも多く、増加テンポも速い。しかし 2003 年以降は両者ともに増加傾向を強めつつ、民泊の増加テンポがより速くなり、2010 年には許可取得者受入者数を追い抜く。こうして 2003 年旅館業法規制緩和以後に、宿泊体験に取り組む受入者数が増加するとともに、とくに民泊での受入数が急増している。

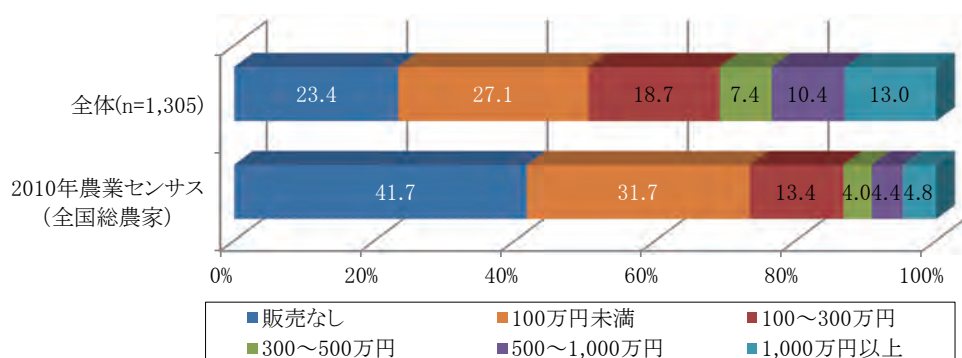
右下がりの折れ線グラフは、宿泊体験受入者のうち営業許可を取得している率（許可取得率）を示す。取得率は 1995 年まで 85 ～ 87 % 程度の高率であるが、1995 年以降、民泊の増加とともに低下し、2003 年には 65 %、2010 年には 48 % になる。こうして現在では、宿泊体験の受入者の過半を民泊が占めている。

④農林漁家と宿泊業者

前掲第2-1表に示すように受入者のうち「農林漁家」が 85 %、「非農林漁家の宿泊業者」が 15 % であり、農林漁家が多い。ただしこれは回答数が 1,026 と少なく、無回答が全体の 4 割あることに留意したい。無回答者は、農林漁家であるとともに宿泊業者でもある民宿兼業農家か、あるいはその逆に農林漁家でもなく専門の「宿泊業者」でもない家庭菜園程度の自給的営農の者や一般世帯であると考えられる。そこで無回答を含めた総数に占める「農林漁家」の割合を営業区分別に見ると、旅館営業 29 %、一般簡易宿所営業 50 %、小規模簡易宿所営業 62 %、民泊 60 % であり、旅館営業を除いて受入者の半数以上が「農林漁家」と回答している。

⑤農林水産物販売額

宿泊体験受入者における農林水産物の年間販売額（加工を含む）を第2-2図に示す。回



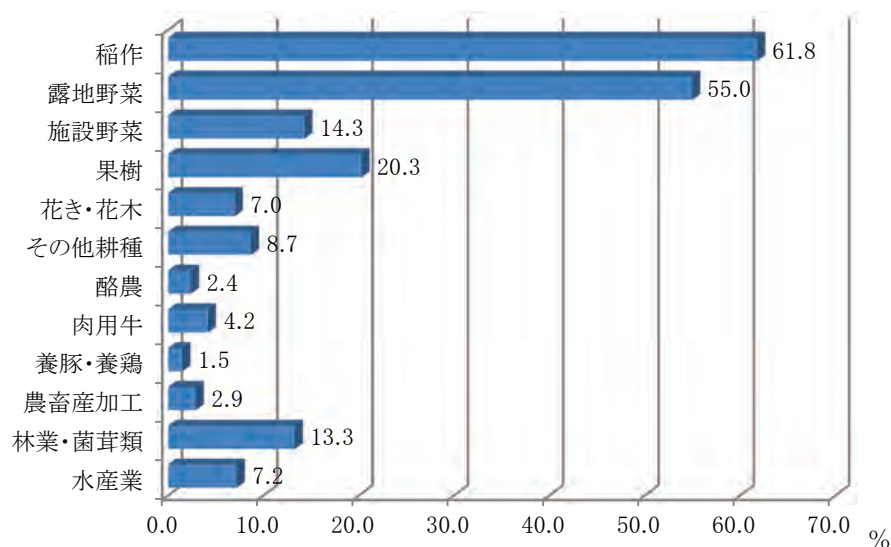
第2-2図 農林水産物販売額

答者 1,305 人のうち、「販売なし」(23 %),「100 万円未満」(27 %),「100 ～ 300 万円」(19 %), さらに「300 ～ 500 万円」(7 %),「500 ～ 1,000 万円」(10 %),「1,000 万円以上」(13 %)であり,年間販売額が 500 万円以上の受入者が 23 %ある。これらのうち「販売なし」は,自家菜園や自家飯米などの自給的な小規模農業を行っている者がほとんどであると考えられる。宿泊体験の受入者には,500 万円あるいは 1,000 万円以上の販売額がある農林漁家も一定数存在しているが,全体として 100 万円未満の零細規模農林漁家や農産物販売のない者の割合が高い。

2010 年農業センサスでは「販売なし」(販売農家の「販売なし」と経営耕地面積 10 ～ 30a の自給的農家の合計)が 42 %,「100 万円未満」が 32 %である。それと比較すると,宿泊体験受入者は年間販売額 100 万円未満や販売なしの零細農林漁家の割合が低く,100 万円以上の一定程度の販売額がある者が多い。

⑥農林漁家の経営作目

農林漁家の受入者が経営する農林水産業の作目(複数回答)を第2-3図に示す。「稲作」(62 %)および「露地野菜」(55 %)の割合が非常に高く,ともに過半を占めており,図示していないが受入農林漁家全体の 8 割が両者のいずれかあるいは両方を経営している。次いで「果樹」(20 %),「施設野菜」(14 %)であり,「肉用牛」(4 %),「酪農」(2 %),「養豚・養鶏」(2 %)を合わせた畜産農家は 8 %,さらに「林業・菌茸類」(13 %),「水産業」(7 %)である。なおこの経営作目の回答者数は前掲第2-2図の農産物販売額への回答者数とほぼ同数の 1,397 人で,農林水産業の「販売なし」の農林漁家を含むため,農産物を販売しない自給的農林水産業者を含んでいる。



第2-3図 受入農林漁家の経営作目(複数回答)(n=1,397)

注:経営作目は複数回答であり,無回答の476件を除く。

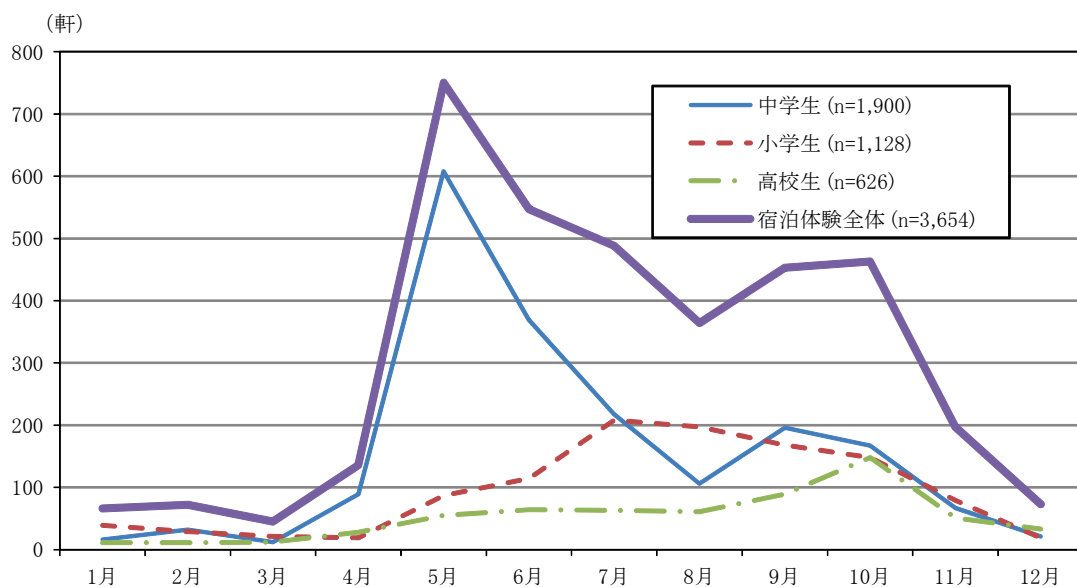
⑦経営者の年齢と家族構成

回答者（経営者）の年齢は前掲第2-1表に示してある。経営主年齢は「60 歳代」（46 %）が最も多く、次いで「50 歳代」（24 %）、「70 歳代」（19 %）となっていて、60 歳以上が 65 % と高齢な経営者が多い。これを 2010 年センサスの農業経営者の年齢と比較すると、60 歳代の割合が高い一方で 70 歳代の割合が低く、センサスの農業経営者の平均年齢（64.5 歳）より宿泊体験受入者の経営主平均年齢（62.4 歳）がやや若い。

農林水産物販売額で見たこととあわせると、受入農林漁家は高齢で零細な農林漁家の割合が農業センサスの総農家に比較するとやや少ないと見られる。

（2）宿泊体験の月別受入者数

宿泊体験の受入者数を月別に示したものが第2-4図である。同図は、宿泊体験受入がある月の受入者数を積算したものであり、子供の受入数を示したものではないことに注意してほしい。全体では 5 月から 10 月にかけて宿泊体験を受け入れる受入者数が多く、5 月に高いピークがあり、ついで 9 月、10 月にもややピークがある。



第2-4図 宿泊体験受入者数の月別分布

注: 凡例に示す各区分のサンプル数は延べ回答総数である。

そうした受入者数の変化を小学、中学、高校生別にみると、それぞれピークが異なっている。回答数の最も多い中学生の受入者数は、5 月～ 6 月に大きなピークがある。これに対して、小学生の受入者数は夏休み期間中の 7 ～ 8 月に、そして高校生の受入者数は 10 月にそれぞれのピークが形成されている。

(3) 宿泊体験の受入人数

調査回答受入者における児童・生徒の年間受入数を示したものが第2-3表であるが、合計数は約 13 万 5 千人である。本調査に回答いただけなかった地域協議会の分（約 1 万 4 千人）を加えると全国で年間約 14 万 8 千人の受入があると推測される。

第2-3表 年間受入総人数

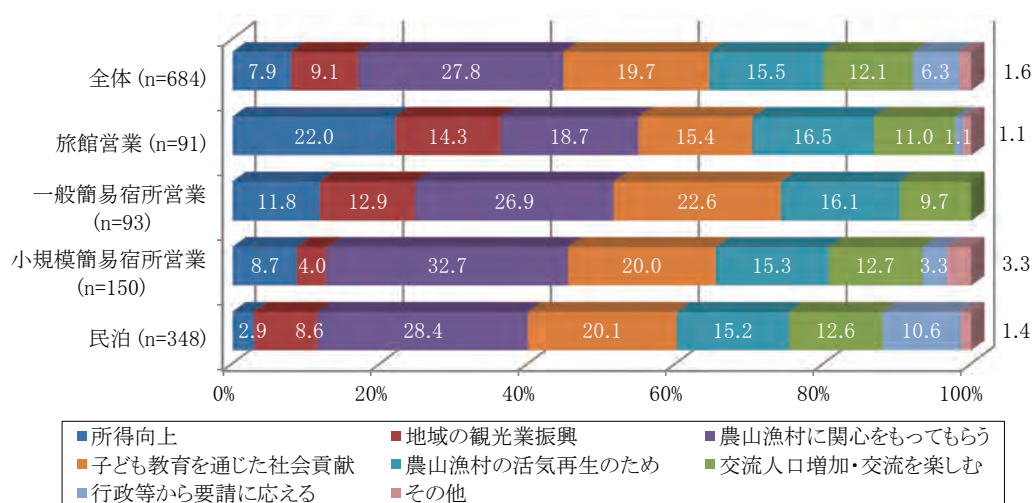
(単位:人, %)			
計	小学校	中学校	高等学校
135,271 (100.0)	43,559 (32.2)	64,985 (48.0)	26,727 (19.8)

回答者における受入人数の内訳は、小学生が約 4 万 4 千人（32 %）、中学生が 6 万 5 千人（48 %）、高等学生が 2 万 7 千人（20 %）であり、中学生が最も多く、次いで小学校、高等学校の順となっている。受入総数のうちホテル営業は僅か（2 %）で、旅館営業（44 %）と一般簡易宿所営業（36 %）が多く、両方で 8 割を占め、小規模簡易宿所営業（10 %）、民泊（9 %）の 2 区分は合わせて 2 割であり、子供の受入数から見ると旅館営業と一般簡易宿所営業が宿泊体験受入の中心となっている。

(4) 宿泊体験受入の目的

①営業許可区分別にみる目的

宿泊体験受入の目的のうち最も重視すること1つを営業許可区分別に示したものが第2-5図である。全体では「農山漁村に関心をもってもらう」（28%）、「子供を通じた社会貢献」（20%）が多く、さらに「農山漁村の活気再生のため」（16%）、「交流人口増加・交流を楽しむ」（12%）、そして「地域の観光業振興」（9%）、「所得向上」（8%）が続



第2-5図 営業許可区分別の宿泊体験受入で最も重視する目的

注: 全体にはホテル営業を含む。

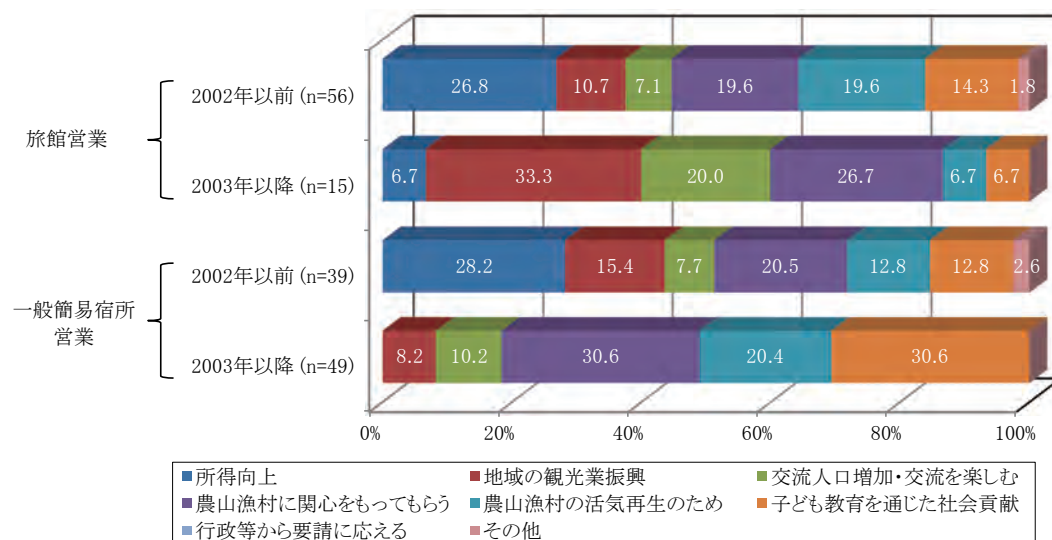
く。また、「行政等からの要請に応える」(6%) も一部にある。ただし回答数が684(全体の37%)と少なく、目的を1つに絞りきれない受入者が多い中での回答であることに留意してほしい。

営業許可区分別にみると特徴がある。「所得向上」および「地域の観光業振興」を目的とする割合は、旅館営業が最も高く(それぞれ 22 %, 14 %), 次いで一般簡易宿所営業(12 %, 13 %)であるが、小規模簡易宿所営業(9 %, 4 %), 民泊(3 %, 9 %)では低くなっている。他方、「農山漁村に関心を持ってもらう」および「子供を通じた社会貢献」は、旅館営業がやや低い(それぞれ 19 %, 15 %), 一般簡易宿所営業(27 %, 23 %), 小規模簡易宿所営業(33 %, 20 %), 民泊(28 %, 20 %)ではやや高くなっている。そして「農山漁村の活気再生のため」および「交流人口増加・交流を楽しむ」は、旅館営業(それぞれ 17 %, 11 %), 一般簡易宿所営業(16 %, 10 %), 小規模簡易宿所営業(15 %, 13 %), 民泊(15 %, 13 %)で同程度の高さである。また「行政等からの要請に応える」は旅館営業, 一般簡易宿所営業, 小規模簡易宿所営業ではほとんどないが、民泊で 11 %ある。

以上のことから受入目的は 2 タイプに区分することが出来る。旅館営業, 一般簡易宿所営業のように宿泊業を専門とする受入者は「所得向上」および「地域の観光業振興」を目的とする傾向が強く、逆に小規模簡易宿所や民泊のように宿泊業専門ではない受入者では「農山漁村に関心を持ってもらう」および「子供を通じた社会貢献」を目的とする傾向が強い。そして「農山漁村の活気再生のため」および「交流人口増加・交流を楽しむ」を目的とする傾向は、宿泊業専門であるか否かを問わずに中立的である。

②許可取得年別にみる目的

旅館営業および一般簡易宿所営業については、「所得向上」および「地域の観光業振興」を目的とする割合が高く、「農山漁村に関心を持ってもらう」および「子供を通じた社会貢献」が低いことを見たが、旅館業法の規制緩和が行われた 2003 年を境として区分すると傾向が異なっている。そのことを示したものが第2-6図である。2002 年以前から営業を行ってきた受入者については、両営業許可区分とも「所得向上」の回答割合が高くなっている(それぞれ 27 %, 28 %)。しかし 2003 年以降に営業を開始した受入者は、旅館営業では「地域の観光業振興」(33 %), 一般簡易宿所営業では「農山漁村に関心を持ってもらう」(31 %), 「子供の教育を通じた社会貢献」(31 %), 「農山漁村の活気再生のため」(20 %)の割合が高い。それらが一般客を対象とした宿泊業者であるのに対して、農林漁業体験民宿への規制緩和を背景に営業許可を取得した一般簡易宿所営業の受入者は、小規模簡易宿所営業や民泊と同様な目的指向にある。すなわち宿泊体験を受入する一般簡易宿所営業者には、一般客を対象とする宿泊業指向の者と子供を含む宿泊体験受入を指向する者との 2 つの傾向があることに注目したい。

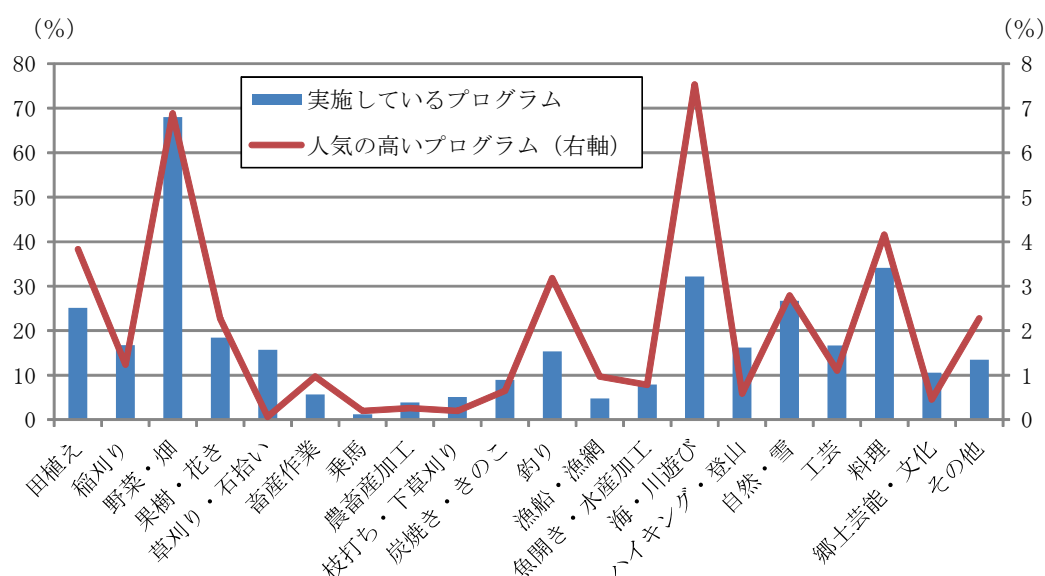


第2-6図 許可取得年別の宿泊体験の目的

(5) 農山漁村体験プログラムの実施割合

①実施中の農山漁村体験プログラムと人気の高いプログラム

宿泊体験で実施されている農山漁村体験プログラム（複数回答）の実施割合を示したものが第2-7図の棒グラフである。（調査時には「メニュー」という用語を用いていたが、ここでは「プログラム」と用いる。）体験プログラムは 20 の選択肢を示した。実施割合が最も高いのは「野菜・畑作業」（68 %）であり、受入者全体の 7 割がこのプログラムを



第2-7図 宿泊体験で実施されている農山漁村体験プログラム (n=1,540)

注: 実施しているプログラムは複数回答。人気の高いプログラムは単一回答であり、いずれも実施しているプログラムに回答のあった1,540件を母数として計算した。

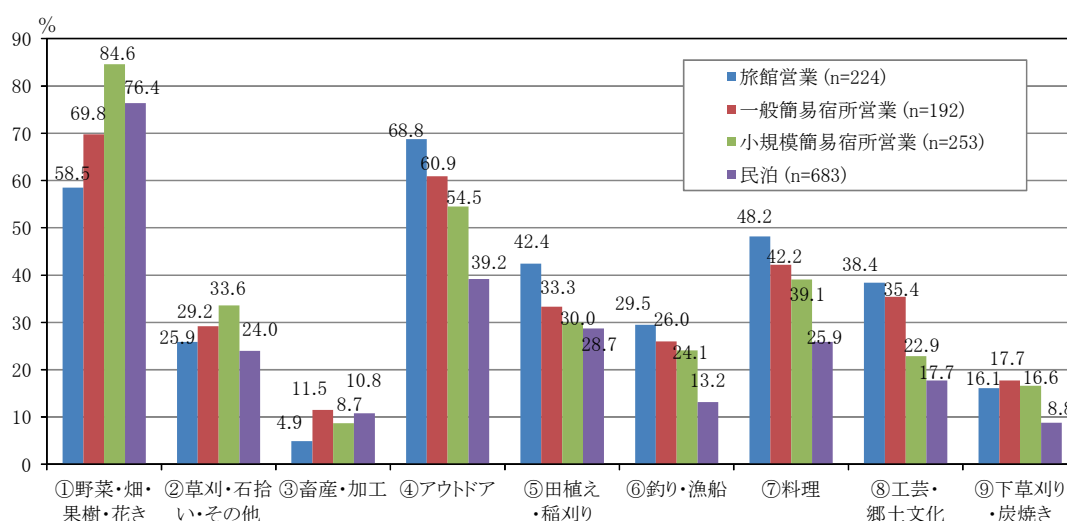
実施している。農作業では、その他に「田植え」(25 %),「果樹・花き」(18 %),「稲刈り」(17 %),「草刈り・石拾い」(16 %) などがある。「料理」(34 %) は 3 分の 1 の受入者で行われ、アウトドアの「海・川遊び」(32 %),「自然・雪」(27 %),「ハイキング・登山」(16 %),「釣り」(15 %) も実施割合が高い。学校側が希望する農業体験プログラムは田植えや稲刈りに集中しているとも言われ、集団体験ではそうした状況があると考えられるが、宿泊体験受入者が各々実施する体験プログラムはより多様であることが示されている。それぞれの地域や受入者が地域資源を有効に活用した多様なプログラムを実施していることが見て取れる。

それらのうち子供たちに最も人気の高いと受入者が見ているプログラム 1 つを選択してもらったものが同図の折れ線グラフである。「海・川遊び」(8 %) に並んで「野菜・畑作業」(7 %) が高くなっている。ただし回答率の合計が 60 %と低く、1 つには決められない受入者が多くあると考えられる。

②営業許可区別にみる農山漁村体験プログラム

受入者が実施している農山漁村体験プログラムを営業許可区別に示したものが第2-8図である。同図では、体験プログラムの選択肢 20 を次の9つに統合している。すなわち、①「野菜・畑・果樹・花き」、②「草刈り・石拾い・その他」、③「畜産・農畜産加工」、④「アウトドア」(「海・川遊び」・「ハイキング・登山」・「自然・雪」),⑤「田植え・稲刈り」、⑥「釣り・漁船」(「釣り」「漁船・漁網」・「魚開き・水産加工」),⑦「料理」、⑧「工芸・郷土文化」、⑨「下草刈り・炭焼き」である。

営業許可区別に見ると 2 つのタイプがある。第 1 は、実施割合が旅館営業<一般簡易宿所営業<小規模簡易宿所営業という順(図では右上がり)になっているものであり、このタイプは ①「野菜・畑作業・果樹・花き」で明瞭であり、②「草刈り・石拾い・



第2-8図 営業許可区別の農山漁村体験実施割合

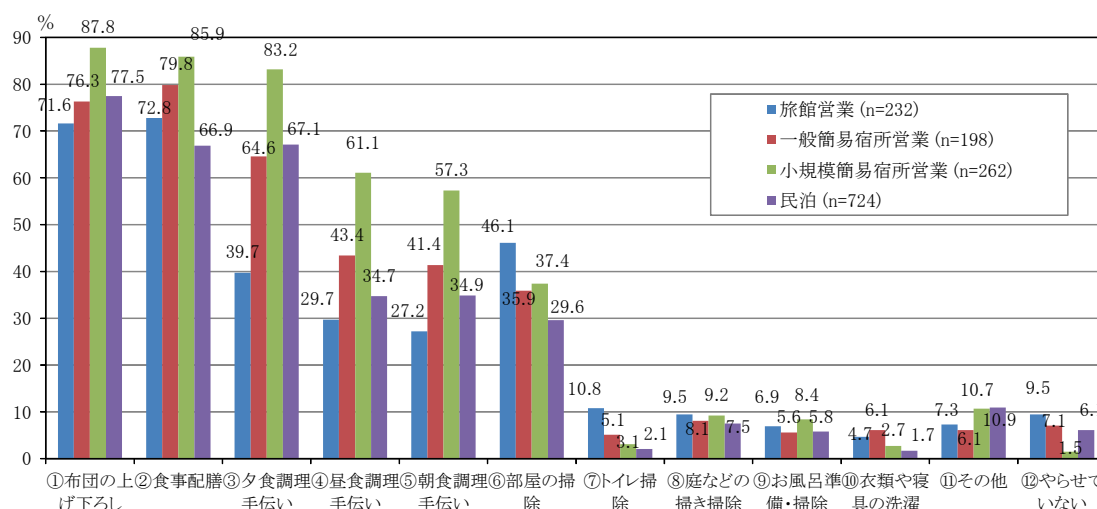
注:ホテル営業はサンプル数が3件のみのため除外した。

その他」，③「畜産・農畜産加工」もその傾向にある。第 2 は，その逆に旅館営業＞一般簡易宿所営業＞小規模簡易宿所営業の順（図では右下がり）になっているものであり，このタイプは④「アウトドア」，⑤「田植え・稲刈り」，⑥「釣り・漁船」，⑦「料理」，⑧「工芸・郷土文化」である。第 3 は，営業許可区分間での差がないタイプで，これは⑨「下草刈り・炭焼き」である。以上の結果から，農林漁家の割合が高い小規模簡易宿所営業では自営農業等を体験に活かしているのに対して，旅館営業や一般簡易宿所営業では，農林漁業以外の体験を含む多様な体験プログラムを用意しているものと見られる。また，民泊では体験プログラムの実施割合がやや低く，民泊では多様な体験を用意できていない受入者が多くあるものと考えられる。

（６）生活体験の実施

①生活体験の特徴

小・中学生の宿泊体験時に子供たちに行わせている生活体験の実施割合（複数回答）を営業許可区分別に示したものが第2-9図である。図示していないが，全体では①「布団の上げ下ろし」（78 %），②「食事配膳」（73 %）の実施割合が高く，さらに③「夕食調理手伝い」（65 %），④「昼食調理手伝い」（40 %），⑤「朝食調理手伝い」（39 %），⑥「部屋の掃除」（35 %）が高いが，⑦「トイレ掃除」以下の生活体験は 1 割以下の実施割合である。他方で，「やらせていない」（10 %）という受入者もある。実施割合が高い布団の上げ下ろし，食事配膳や調理手伝いなどの生活体験は学校側からも期待される重要なプログラムである。



第2-9図 営業許可区分別の生活体験の実施割合

注:ホテル営業はサンプル数が4件のみのため除外した。

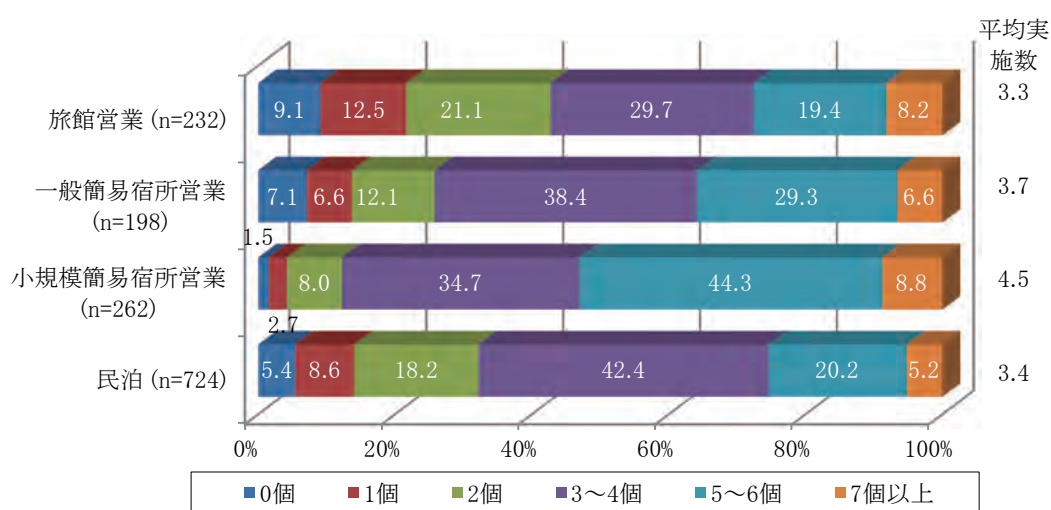
営業許可区分別に見ると，ここでも 3 つのタイプに整理できる。第 1 は，実施割合が旅館営業＜一般簡易宿所営業＜小規模簡易宿所営業という順が明瞭であるもので，③「夕食

調理手伝い」，④「昼食調理手伝い」，⑤「朝食調理手伝い」がそうであり，しかもこれらは営業許可区分間での差が大きく，小規模簡易宿所営業での実施割合がかなり高くなっている。同様の傾向は①「布団の上げ下ろし」，②「食事配膳」にもあるが，両者はどの営業許可区分でも実施割合が高く，営業区分間での差は小さい。第2は，その逆に旅館営業＞一般簡易宿所営業＞小規模簡易宿所営業の順になっているものであり，⑥「部屋の掃除」がそれであり，⑦「トイレ掃除」も実施割合が低いとその傾向にある。第3は，営業許可区分間での差がないタイプで，⑧「庭などの掃き掃除」以降の体験である。

第1のタイプのうち③，④，⑤は調理に関する体験であり，小規模簡易宿所営業の受入者では子供たちに調理させることがほとんどであるが，旅館営業の受入者では子供たちに調理を手伝わせずに旅館側で調理一切を行うところが多くあるため，旅館営業で低い傾向になるのであろう。宿泊業専門の受入者では同宿人数が多いために，多くの子供が厨房等で調理を行うことが難しいであろう。加えて子供を「生活体験を行う主体」としてではなく「客」として扱う傾向にあることも要因と考えられる。①「布団の上げ下ろし」，②「食事配膳」も同様の傾向があるが，これらは旅館営業でも実施可能であるため，多くの受入者が実施しているものと考えられる。なお民泊での生活体験の実施割合が小規模簡易宿所営業のそれに比較して総じて低い。民泊では，生活体験に対する姿勢が受入者によって差があり，生活体験実施の取組が低い受入者が多くいるものと考えられる。

②生活体験の実施数

前掲第2-9図に掲げた生活体験は複数回答であるので，その回答数（実施個数）を営業許可区分別に示したものが第2-10図である。（個数は，①から⑪までの生活体験の実施個数であり，⑫「やらせていない」を「0個」としている。）平均実施個数（図の右欄）を



第2-10図 営業許可区分別の生活体験プログラム数

注：ホテル営業は，サンプル数が4件のみのため除外した。

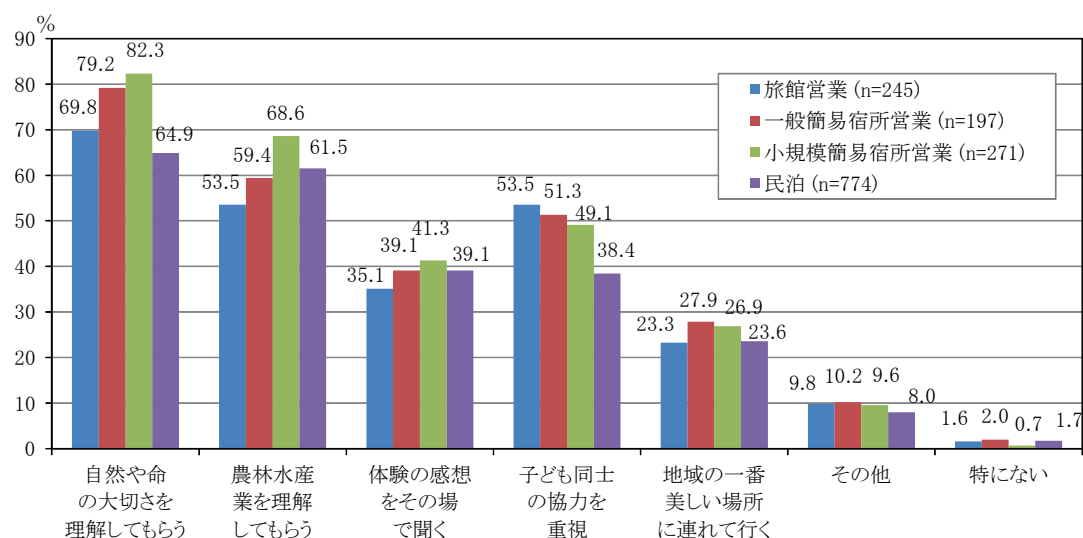
みると、旅館営業が 3.3 個、一般簡易宿所営業が 3.7 個、小規模簡易宿所営業が 4.7 個、民泊が 3.4 個であり、小規模簡易宿所営業は生活体験の実施数が他の営業許可区分より平均で 1 個以上多い。このため前掲第2-9図で示したように小規模簡易宿所営業では各生活体験の実施割合が高いのである。

同図から生活体験を「5 個以上」実施している割合を営業許可区分別で見ると、旅館営業 28 %、一般簡易宿所営業 36 %、小規模簡易宿所営業 53 %、民泊 25 %で、小規模簡易宿所営業は過半が「5 個以上」である。小規模簡易宿所営業は「3 ～ 4 個」を加えた 3 個以上は約 9 割に及んでいる。このように小規模簡易宿所営業では生活体験の実施数が多く、意識的に子供たちに生活体験に取り組ませているものと見られる。

（7）体験や宿泊受入に際して心がけていること

①体験において心がけていること

小・中学生への体験（農山漁村体験と生活体験）において受入者が心がけていること（複数回答）を営業区分別に示したものが第2-11図である。図示していないが、全体での回答割合が高いものは、「自然や命の大切さを理解してもらう」（71 %）、「農林水産業を理解してもらう」（61 %）であり、さらに「子供同士の協力を重視」（45 %）、「体験の感想をその場で聞く」（39 %）、「地域の一番美しい場所に連れて行く」（25 %）の順である。



第2-11図 営業許可区分別の体験において心がけている点

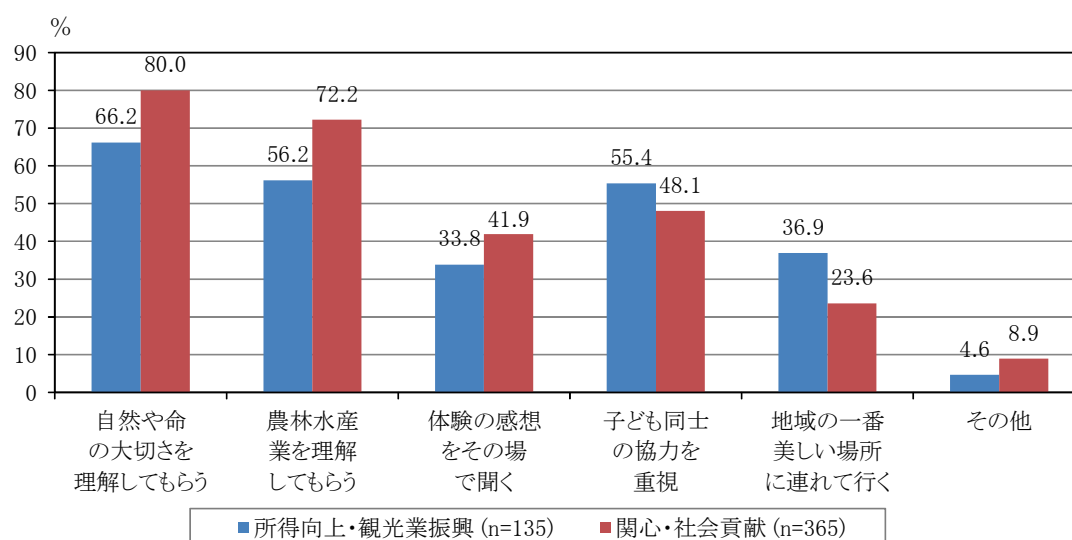
注:ホテル営業はサンプル数が4件のみのため除外した。

営業許可区分間で比較すると、ここでも 3 つのタイプで整理できる。第 1 に、旅館営業<一般簡易宿所営業<小規模簡易宿所営業という順が明瞭であるものが、「自然や命の大切さを理解してもらう」、「農林水産業を理解してもらう」、「体験の感想をその場で聞く」である。第 2 にその逆に、旅館営業>一般簡易宿所営業>小規模簡易宿所営業の高

低関係になっているものは、「子供同士の協力を重視」でややある。そして第 3 に、営業許可区分間での差がないものが「地域の一番美しい場所に連れて行く」である。第 1 のタイプは農林漁家である割合が高いほど回答割合が高くなり、また第 2 のタイプは、1 回の受入人数や受入回数が多い受入者で回答割合が高いほど回答割合が高いものと考えられる。加えてこれらの傾向は、次に述べるように宿泊体験受入に対する受入者の目的に関係していると考えられる。

②宿泊体験受入目的別の体験において心がけていること

前掲第2-5図で示した受入者の目的から「所得向上」、「地域の観光業振興」、「農山漁村に関心を持ってもらう」、「子供を通じた社会貢献」の 4 項目を抽出し、前 2 者と後 2 者の 2 つにまとめた上で、2 つの目的別に体験において受入者が心がけていることを示したのが第2-12図である。回答割合が「所得向上」・「地域の観光業振興」 < 「農山漁村に関心を持ってもらう」・「子どもを通じた社会貢献」の順になる傾向は、「自然や命の大切さを理解してもらう」、「農林水産業を理解してもらう」で強くあり、「子ども同士の協力を重視」でもややその傾向が見られる。逆に「所得向上」・「地域の観光業振興」 > 「農山漁村に関心を持ってもらう」・「子どもを通じた社会貢献」の順になる傾向は、「子ども同士の協力を重視」、「地域の一番美しい場所に連れて行く」に表れている。

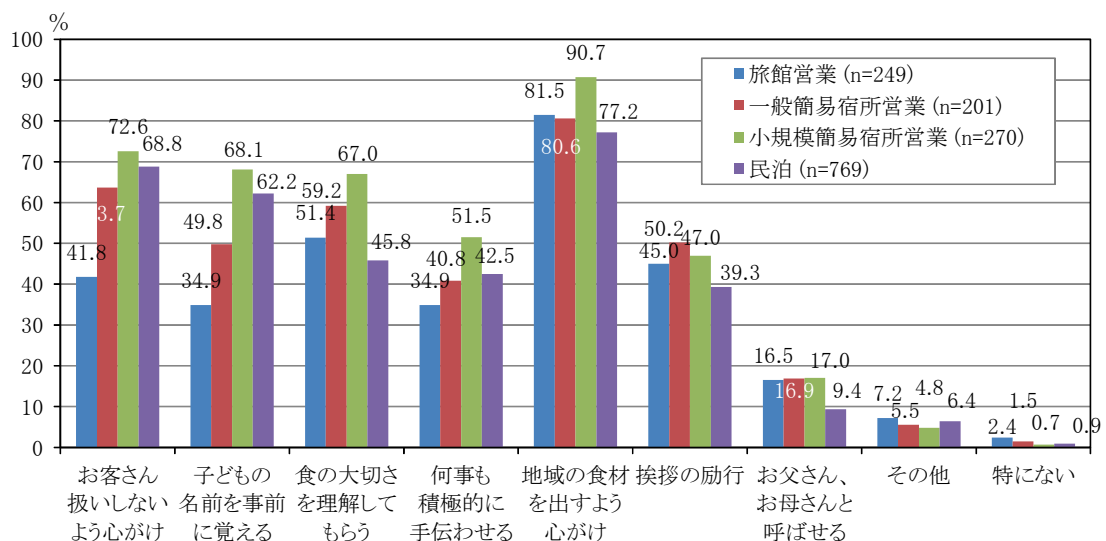


第2-12図 宿泊体験受入目的別の体験において心がけている点

宿泊業専門ではない受入者では「農山漁村に関心を持ってもらう」あるいは「子供を通じた社会貢献」を目的とする者が多く、それらは「自然や命の大切さを理解してもらう」、「農林水産業を理解してもらう」ということが心がけられている。その逆に、宿泊業を専門とする受入者では「所得向上」・「地域の観光業振興」を目的とした者が多く、それらは「子供同士の協力を重視」する傾向にある。

③食事・宿泊において心がけていること

小・中学生の食事・宿泊において受入者が心がけていること（複数回答）を営業許可区分別に示したものが第2-13図である。図示していないが、全体で回答割合の高いものは順に、「地域の食材を出すよう心がけている」（81 %）、「お客さん扱いしないよう心がけている」（64 %）、「子供の名前を事前に覚えておく」（57 %）、「食の大切さを理解してもらおう」（52 %）、「「ありがとう」など挨拶の励行」（43 %）、「どんなことでも積極的に手伝わせる」（43 %）、「経営者夫婦等をお父さん、お母さんなどと呼ばせる」（13 %）である。



第2-13図 営業許可区分別の食事・宿泊において心がけている点

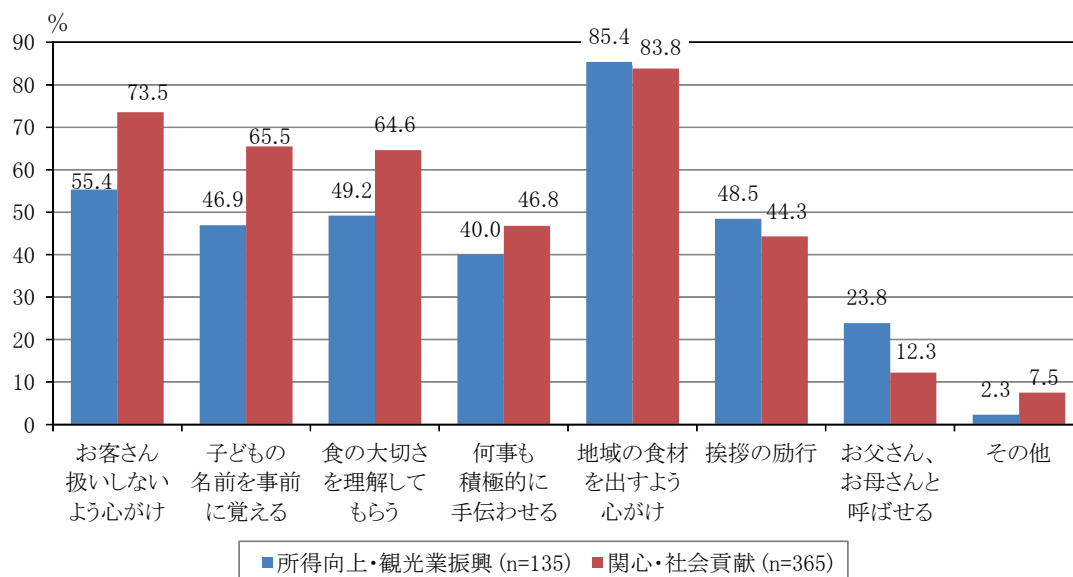
注:ホテル営業はサンプル数が4件のみのため除外した。

営業許可区分別に見るとここでも 3 つのタイプに整理できる、第 1 に、実施割合が旅館営業<一般簡易宿所営業<小規模簡易宿所営業の順にあるものは、「お客さん扱いしない心がけ」、「子供の名前を事前に覚える」、「食の大切さを理解してもらおう」、「何事も積極的に手伝わせる」である。第 2 に実施割合が旅館営業>一般簡易宿所営業>小規模簡易宿所営業の順にあるものはなく、第 3 に営業許可区分間で大差がないものが、「地域の食材を出すよう心がけ」、「挨拶の励行」、「お父さん・お母さんと呼ばせる」である。第 1 のタイプは、小人数受入の受入者でより強く示されている心がけであり、こうした心がけを通じて、子供と受入者とのコミュニケーションが醸成されるものと考えられ、そのことが後述するように小規模な分宿で子供の感動を引き出す重要な要因になっていると考えられる。第 3 のタイプは営業許可区分のような受入者の差によるよりも、受入地域全体としての心がけによるものではないかと考えられる。なお民泊がいずれの項目でも小規模簡易宿所営業より低い割合となっているが、民泊間にある格差の大きさがここでも影響して

いるものと考えられる。

④受入目的別にみる食事・宿泊において心がけていること

小・中学生の食事・宿泊において心がけている点について、受入目的別に示したものが第2-14図である。ここでも前掲第2-12図で示した「所得向上」、「地域の観光業振興」と「農山漁村の活気再生のため」、「子供の教育を通じた社会貢献」との2つの目的に区分して示してある。回答割合が「所得向上」・「地域の観光業振興」＜「農山漁村に関心を持ってもらう」・「子供を通じた社会貢献」の順になっているものは、「お客さん扱いしないよう心がけ」、「子供の名前を事前に覚える」、「食の大切さを理解してもらう」であり、「何事も積極的に手伝わせる」もややその傾向がある。営業許可区分間でも大差が無かった「地域の食材を出すよう心がけている」と「挨拶の励行」は、受入者の多くがおこなべて心がけているものと考えられる。



第2-14図 受入目的別の食事・宿泊において心がけている点

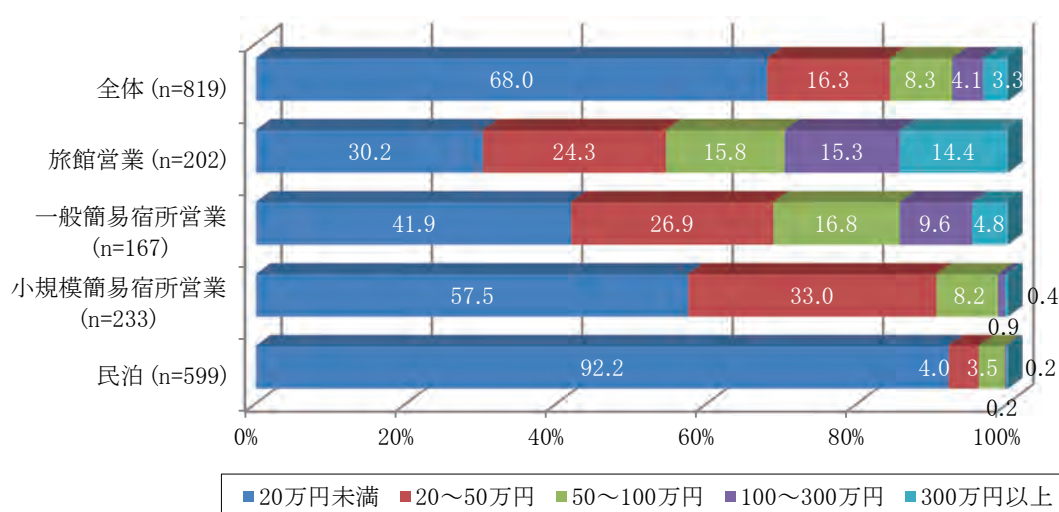
こうして「農山漁村の活気再生のため」、「子供の教育を通じた社会貢献」を目的とする受入者では、「お客さん扱いしないよう心がけ」、「子供の名前を事前に覚える」、「食の大切さを理解してもらう」ことを心がけている割合が高い。「子供の名前を事前に覚える」は、子供とのコミュニケーション形成の入り口であり、「お客さん扱いしないよう心がけ」は子供との間により緊密な関係を築くものと考えられる。「食の大切さを理解してもらう」や「何事も積極的に手伝わせる」とも合わせて、「農山漁村の活気再生のため」、「子供の教育を通じた社会貢献」を目的とする受入者では宿泊体験を通じて子供との密接なコミュニケーション形成を図ることが心がけられていると考えられる。なお、「お父さん、お母

さんと呼ばせる」は子供とのコミュニケーション形成の一方法として一部の受入地域で心がけられているが、必ずしも全体的な取組にはなっていないようである。

（８）宿泊体験による収入額と収入に対する評価

①宿泊体験による収入額

子供の宿泊体験に伴う年間収入額を営業区分別に示したものが第2-15図である。全体では「20 万円未満」が 68 %で 3 分の 2 強を占め、「20 ～ 50 万円」16 %、「50 ～ 100 万円」8 %、「100 ～ 300 万円」4 %、「300 万円以上」3 %であり、100 万円以上は 1 割に満たない。



第2-15図 営業許可区分別の児童・生徒の宿泊体験による収入額

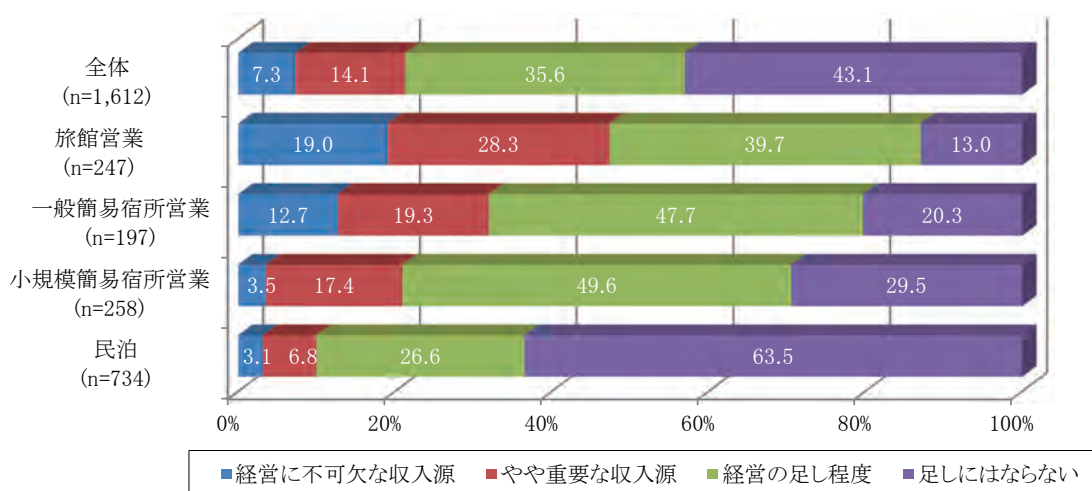
注: 全体にはホテル営業を含む。

この年間収入額は営業許可区分によって大きく異なっている。年間収入額が 50 万円以上あるものは、旅館営業が 46 %、一般簡易宿所営業が 31 %、小規模簡易宿所営業が 10 %、民泊が 4 %である。さらに旅館営業は 100 万円以上が 30 %、300 万円以上が 14 %あって、かなりの収入になっている受入者がある。他方で、年間収入額が「20 万円未満」という少額層の割合は、旅館営業は 30 %、一般簡易宿所営業は 42 %であるが、小規模簡易宿所営業は 58 %で過半を占め、民泊は 92 %で、そのほとんどである。そして「20 ～ 50 万円」は、旅館営業が 24 %、一般簡易宿所営業が 27 %、小規模簡易宿所営業が 33 %であるが、民泊は 4 %である。

こうして旅館営業は 50 万円以上が半数ほどで、100 万円以上の収入がある受入者が多くある。これに対して、一般簡易宿所営業は 50 万円未満が 7 割、小規模簡易宿所営業は 50 万円未満がほとんどで、民泊は 20 万円未満がほとんどである。ただし、旅館営業や一般簡易宿所営業でも 20 万円未満が 3 割あって、宿泊体験の受け入れが僅かの受入者もある。

②宿泊体験の収入に対する評価

宿泊体験による収入に対してどのような評価を行っているのかを営業許可区分別に示したものが第2-16図である。全体では「経営に不可欠な収入」(7 %), 「やや重要な収入」(14 %)の両者を合計すると 21 %になる。また, 「経営の足し程度」(36 %), 「足しにはならない」(43 %)が高く, 経営としての位置づけが高い受入者は 2 割程度である。



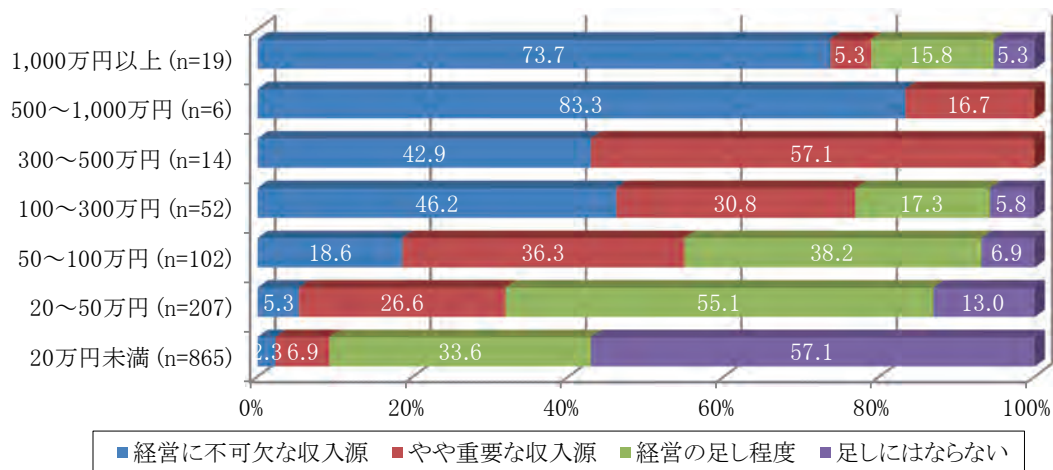
第2-16図 営業許可区分別の宿泊体験収入への評価

注:全体にはホテル営業を含む。

営業許可区分別にみると, 区分間でかなりの差異がある。旅館営業では「経営に不可欠な収入」19 %, 「やや重要な収入」28 %が高く, 両者で 47 %と半数近くになる。一般簡易宿所営業もそれぞれ 13 %, 19 %と比較的高く, 両者で 32 %である。しかし小規模簡易宿所営業では「経営に不可欠な収入」4 %, 「やや重要な収入」17 %と低く, その反面で「足しにはならない」が 30 %と高い。さらに民泊では「経営に不可欠な収入」はわずか 3 %で, 「やや重要な収入」7 %も低く, 「足しにはならない」が 64 %と過半を占めている。こうして旅館営業や一般簡易宿所営業では経営における収入源としての位置づけの高いものもあるが, 民泊では経営上の位置づけは非常に低い。

③宿泊体験の年間収入額別にみる収入評価

前掲第2-15図でみたように, 旅館営業や一般簡易宿所営業には子供の宿泊体験による年間収入額が大きい受入者が多い。そこで宿泊体験による年間収入額規模別に宿泊体験収入に対する評価を示したものが第2-17図である。宿泊体験による収入を「経営に不可欠な収入源」と回答している割合は, 宿泊体験による年間収入額「1,000 万円以上」で 74 %, 「500 ～ 1,000 万円」で 83 %と非常に高い。また, 宿泊体験による年間収入額「300 ～ 500 万



第2-17図 収入額別の宿泊体験収入への評価

円」,「100～300万円」でも,「経営に不可欠な収入源」とする回答割合は,それぞれ43%,46%と高く,さらに「やや重要な収入源」という回答もそれぞれ57%,31%となっている。他方,宿泊体験による年間収入額「50～100万円」,「20～50万円」では,「やや重要な収入源」がそれぞれ36%,27%であり,「経営の足し程度」が38%,55%と多い。そして,「20万円未満」では「経営の足しにならない」が57%と過半である。このように宿泊体験による収入に対する評価は,宿泊体験による年間収入額が大きな受入者では経営における評価が高く,逆に年間収入額が小さな受入者では経営における評価が低い。

(9) 雇用・ボランティアの導入状況

宿泊体験に伴う経済効果として,雇用とボランティアの導入数を示したものが第2-4表である。被雇用者がいる割合は,常雇が宿泊部門で16%,体験部門で9%,臨時雇が宿泊部門で15%,体験部門で5%であり,宿泊部門では常雇や臨時雇がある割合が一定数見られるが,体験ではより少ない。営業区分別では宿泊部門で旅館業の半数,一般簡易宿所営業の3割程度が雇用者を導入し,体験部門でも1～2割程度が導入しているが,小規模簡易宿所営業では宿泊で1割程度,民泊ではほとんどない。雇用は旅館営業や一般簡易宿所営業の一部で宿泊部門にあるが,それら以外では基本的に自家労働でまかなわれている。

第2-4表 雇用とボランティアの導入状況

合計 (実数)	導入割合(%)						導入主体1軒当たり導入数					
	常雇		臨時雇		ボランティア		常雇(人)		臨時雇(人日)		ボランティア(人)	
	宿泊	体験	宿泊	体験	宿泊	体験	宿泊	体験	宿泊	体験	宿泊	体験
1,873	15.5	9.0	14.7	5.4	2.5	2.1	5.3	2.6	8.2	3.4	2.8	12.7

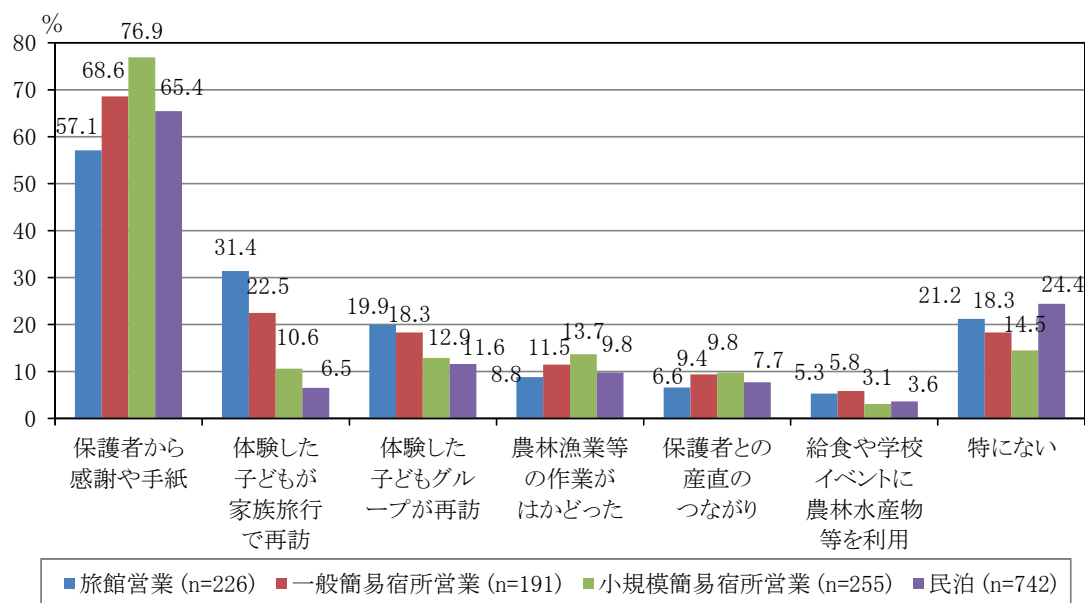
注:一般簡易宿所営業のボランティア人数は異常値と考えられる。

ボランティアの導入割合は宿泊部門で 3 %，体験部門で 2 %であり，ボランティアの導入は少ない。

（１０）料金収入以外の経済効果

①営業許可区分別にみる経済効果

料金収入以外に小・中学生の宿泊体験によって得られた効果（複数回答）を営業許可区分別に示したものが第2-18図である。図示していないが全体では，「特になし」が全体の 21 %あることから，何らかの効果があるとする受入者が全体の 8 割ある。その効果は「保護者からの感謝や手紙」（67 %）が高く，さらに「体験した子供グループが再訪」（14 %），「体験した子供が家族旅行で再訪」（13 %），「農林漁業等の作業がはかどった」（11 %），「保護者との産直のつながり」（8 %），「給食やイベントに農林水産物等を利用」（4 %）がある。こうして子供を介した都市住民とのつながりが多くの受入者で現われている。



第2-18図 営業許可区分別の料金収入以外の経済効果

注1)ホテル営業はサンプル数が3件のみのため除外した。

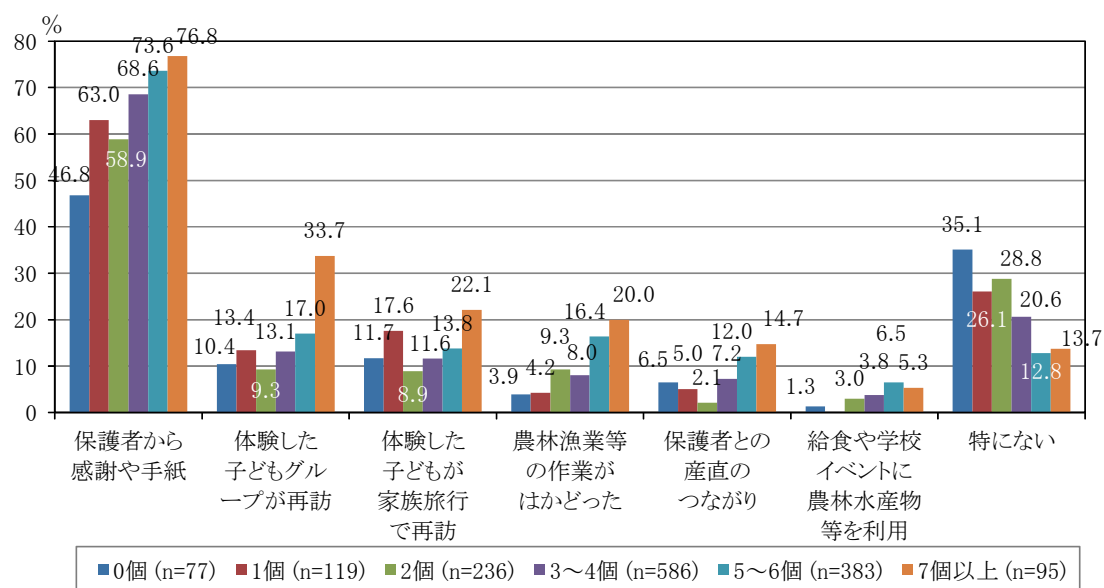
2)料金以外の経済効果のうち「その他」は除いた。

営業許可区分別に比較すると，全体で最も高い「保護者からの感謝や手紙」は，旅館営業（57 %）＜一般簡易宿所営業（69 %）＜小規模簡易宿所営業（77 %）の順に割合が高くなっている。宿泊受入人数はこの順序と逆順であることから，この効果の出現割合は，単に宿泊受入数の多寡によるものではなく，それ以外の要因によるものと考えられ，後述するように子供と受入者との間で形成されたコミュニケーションによるものであると考えられる。

第2位の「体験した子供が家族旅行で再訪」の回答割合は、旅館営業（31%）＞一般簡易宿所営業（23%）＞小規模簡易宿所営業（11%）という傾向が強く表れ、「体験した子供グループが再訪」も同様の傾向が現れている。子供の家族や子供のグループが再訪し、しかも大人を含んで宿泊できるためには、宿泊の条件が整っている宿泊業専門の旅館や一般簡易宿所営業の方が受け入れやすいということであろう。これら2つの効果以外では、営業許可区分による特段の傾向は読み取れない。

②生活体験の実施個数別にみる経済効果

前述のように「保護者からの感謝や手紙」は、営業区分別で見ると、旅館営業＜一般簡易宿所営業＜小規模簡易宿所営業の順で回答割合が高い。この結果は、単に宿泊体験受入数の多寡によるものではなく、受入期間中における子供と受入者とのコミュニケーションの度合いが反映されているものではないかと考えられる。その点を確認するために、生活体験実施状況との関係を分析した。前掲第2-10図と同様の手法で、生活体験の実施項目数別に効果の出現状況を示したものが第2-19図である。



第2-19図 生活体験の実施項目数別の経済効果

注: 料金以外の経済効果のうち「その他」は除いた。

「保護者からの感謝や手紙」は、生活体験を数多く取組んでいる受入者ほど回答割合が高い傾向にある。営業区分間での相違が見られなかった「農林漁業等の作業がはかどった」でも同様の傾向が見られる。他方、「特になし」の割合はそれとは逆に、生活体験を数多く取組んでいる受入者ほど低い傾向にある。こうしたことから、宿泊体験における生活体験の意識的な実施により受入者と子供とのコミュニケーションが醸成され、こうした効果

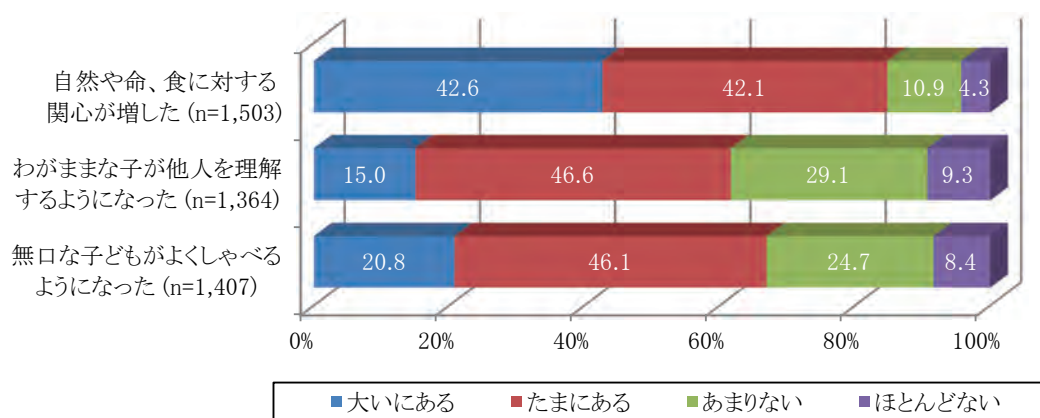
を増大させているものと考えられる。

「体験した子供グループが事後に遊びに来た」は「7 個以上」で特に高い（34 %）。この項目は、営業許可区分別では旅館営業と一般簡易宿所営業で高く、宿泊業専業の受入者でこうした子供の再訪が多いことを見た。しかしそれは宿泊が可能である物理的条件が整備されているということであり、その受入者に子供が再訪する気になるか否かは、やはり受入者とのコミュニケーションの度合いにかかっているものと考えられる。ここでも宿泊体験において、生活体験を意識的に実施する受入者ほど子供とのコミュニケーションが醸成されて、こうした効果となっているものと考えられる。

（１１）体験前後の子供の変化

①子供の変化

体験や宿泊の前後で小・中学生が変わったと思うところを示したものが第2-20図である。「自然や命、食に対する関心が増した」は、「大いにある」が43 %と非常に高く、「たまにある」も42 %であり、合計85 %が「ある」と回答している。「無口な子供がよくしゃべるようになった」と「わがままな子が他人を理解するようになった」は、「大いにある」と「たまにある」の合計がそれぞれ67 %、62 %であり、多くの受入者で子供の変化が現れていることが示されている。

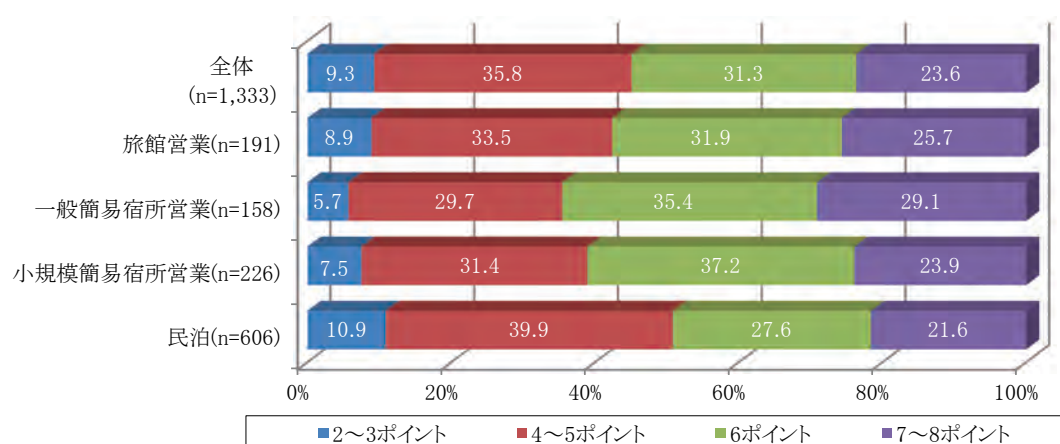


第2-20図 宿泊体験による子供の変化

これらのうち「自然や命、食に対する関心が増した」は、農業や自然とのふれあったり収穫した作物を食べたりという農業・農村体験の中での変化という側面が強いと考えられる。それに対して「無口な子供がよくしゃべるようになった」と「わがままな子が他人を理解するようになった」は、宿泊体験における受入者とのかかわりの中での変化という相違があるのではないかと考えられる。

②営業許可区分別にみる子供の変化

そうした子供の変化を営業許可区分別に示したものが第2-21図である。宿泊体験での子供の 2 つの変化のうち、受入者との生活の中での変化と考えられる「無口な子供がよくしゃべるようになった」と「わがままな子が他人を理解するようになった」の 2 項目を取り上げて、「大いにある」、「たまにある」、「あまりない」、「ほとんどない」をそれぞれ 4 点から 1 点として、その得点の合計を各受入者おける子供の変化のポイントとして図示している。6 ポイント以上（「6 ポイント」と「7～8 ポイント以上」の合計）を営業許可区分別に比較すると、旅館営業 58 %、一般簡易宿所営業 65 %、小規模簡易宿所営業 61 %、民泊 49 %であり、民泊が低いが他の 3 者にあまり大きな相違はない。

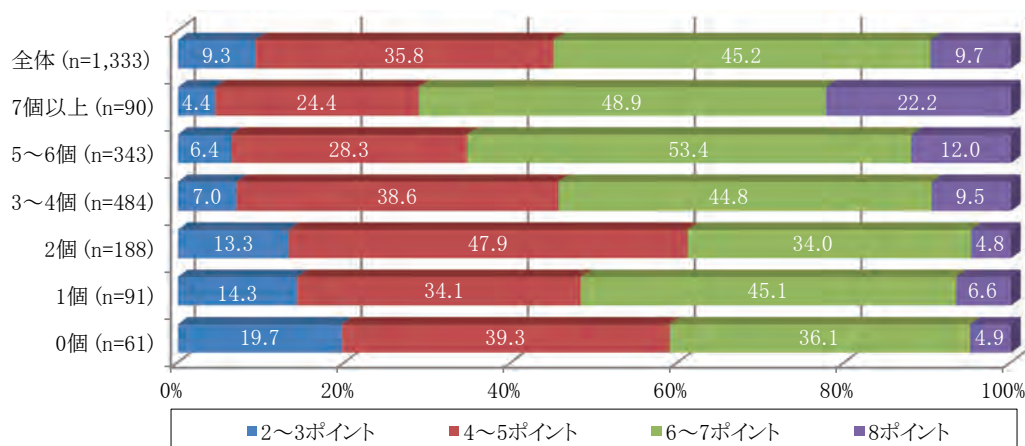


第2-21図 営業許可区分別の宿泊体験による子供の変化

注：全体にはホテル営業を含む。

③生活体験実施項目数別にみる子供の変化

同様に「無口な子供がよくしゃべるようになった」と「わがままな子が他人を理解するようになった」の 2 項目を取り上げて、先の子供の変化ポイント数を前掲第2-10図で取り上げた生活体験実施項目数別に示したものが第2-22図である。子供の変化のポイント数



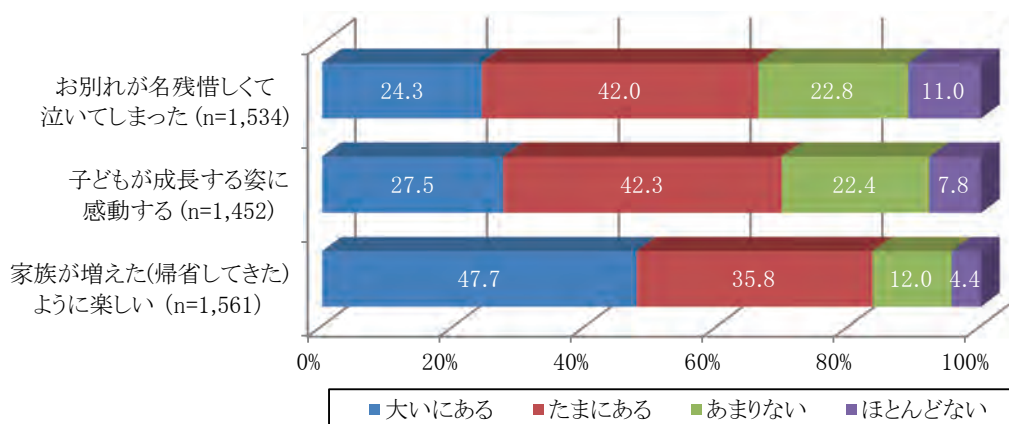
第2-22図 生活体験実施項目数別の宿泊体験による子供の変化

は、生活体験実施項目数が多いほど高まっている。「7 ～ 8 ポイント」の割合が、生活体験実施項目数が「7 個以上」(41 %), 「5 ～ 6 個」(29 %) で高いが、実施項目数が少なくなるに従って低下し, 「2 個」(14 %), 「1 個」(18 %), 「0 個」(8 %) で低い。生活体験の実施項目が多く, 宿泊体験において生活体験を意識的に実施する受入者ほど子供とのコミュニケーションが醸成され, その結果, 体験や宿泊の前後で子供の変化が頻繁に見られるということが示されている。

(12) 宿泊体験受入の感動・楽しさ

① 宿泊体験の受入による感動・楽しさ

小・中学生の体験や宿泊受入によって受入者が抱いた感動や楽しさについて示したものが第2-23図である。「大いにある」と「たまにある」の合計では, 「家族が増えた(帰省してきた) ようで楽しい」(84 %), 「子供が成長する姿に感動する」(70 %), 「お別れが名残惜しくて泣いてしまった」(66 %) であり, 多くの受入者が感動や楽しさを感じていることが示されている。これらのうち, ほとんどの受入者が感じている「家族が増えたように楽しい」は, 子供を受け入れること自体で受入者が感じることであり, その意味で受動的な感動である。それに対して, 「子供が成長する姿に感動する」や「お別れがお名残惜しくて泣いてしまった」は, 子供との間に形成された何らかのコミュニケーションの結果として感じられるものであり, 受入者からの能動的な関わり結果であると見ることができる。

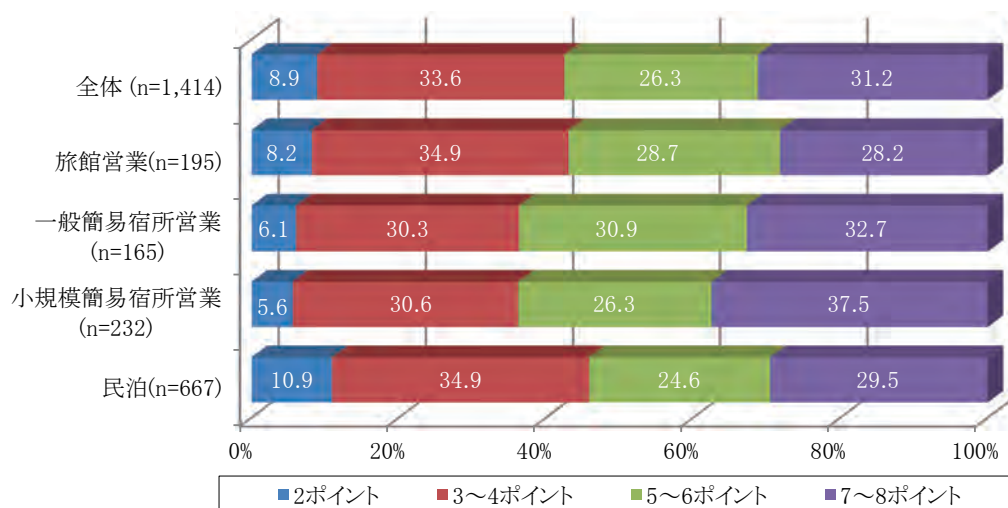


第2-23図 宿泊体験受入により抱いた感動・楽しさ

② 営業許可区分別にみる宿泊体験の受入による感動・楽しさ

小・中学生の体験や宿泊受入によって受入者が抱いた感動や楽しさを営業許可区分別に示したものが第2-24図である。同図は, 受入者が抱いた感動や楽しさのうち, 受入者の能動的な関わりから生じたと考えられる「子供が成長する姿に感動する」と「お別れがお名

「残惜しくて泣いてしまった」について、「大いにある」、「たまにある」、「あまりない」、「ほとんどない」をそれぞれ4点から1点として、その得点の合計を各受入者のポイントとして示してある。「7～8ポイント」の割合で比較すると、旅館営業28％、小規模簡易宿所営業33％、小規模簡易宿所営業38％、民泊30％であり、小規模簡易宿所営業が最も高くなっているものの、総じて営業許可区分間では大きな相違は見られない。

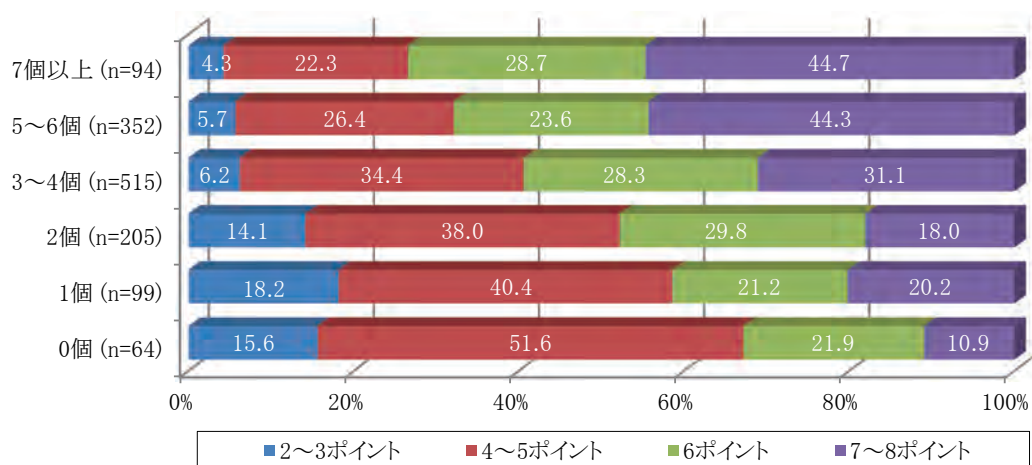


第2-24図 営業許可区分別の宿泊体験による感動・楽しさ

注: 全体にはホテル営業を含む。

③生活体験実施項目数別にみる宿泊体験の受入による感動・楽しさ

受入者が抱いた感動を生活体験実施項目数別に示したものが第2-25図である。同図も能動的感動である「子供が成長する姿に感動する」と「お別れがお名残惜しくて泣いてしまった」をポイント化して示している。結果は、生活体験実施項目が多いほど感動のポイン



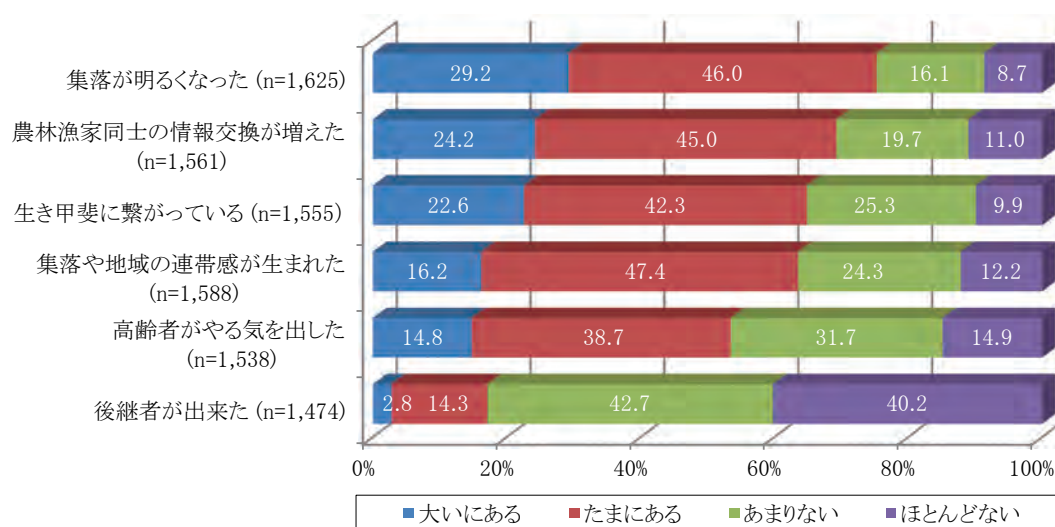
第2-25図 生活体験実施項目数別の宿泊体験による感動・楽しさ

トが高まっていることが見て取れる。「7 ～ 8 ポイント」の割合で比較すると、生活体験実施項目数「7 個以上」は 45 % と最も高く、「0 個」の 11 % が最も低い。生活体験実施項目が多く、宿泊体験において生活体験を意識的に実施する受入者ほど子供とのコミュニケーションが醸成され、受入者が抱く感情や能動的感動も大きいことが示されている。

(13) 宿泊体験による集落・地域への効果

①集落や地域への効果

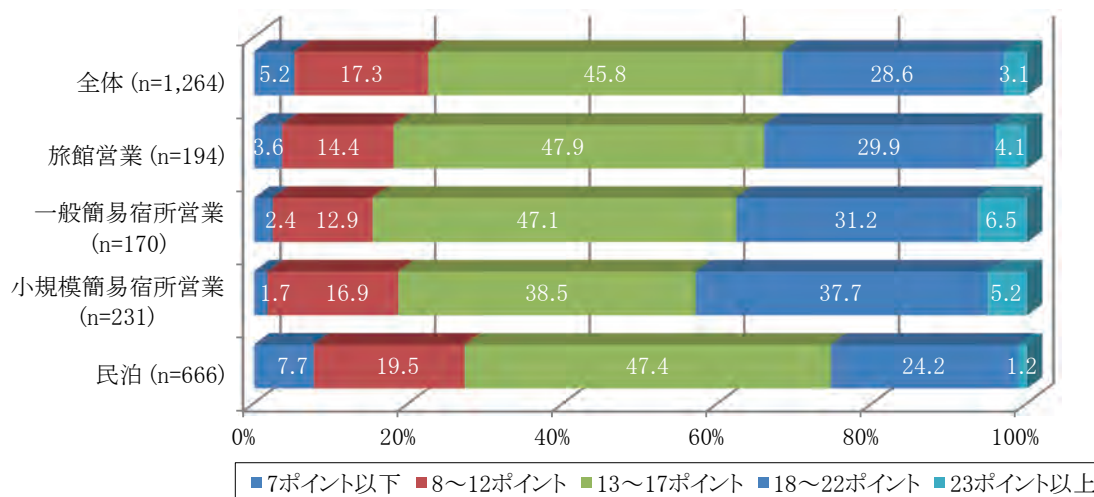
小・中学生の体験や宿泊の取組に伴って集落や地域にどのような効果が生じたかを示したものが第2-26図である。「大いにある」「たまにある」の合計で見ると、「子供が来ることによって集落が明るくなった」(75 %), 「農林漁家同士の情報交換が増えた」(69 %), 「受入が農林漁家の生き甲斐になっている」(65 %), 「集落や地域の連帯感が生まれた」(64 %), 「高齢農林漁家が再びやる気を出した」(53 %) の順であり, 「農林漁家や宿泊業者に後継者ができた」(17 %) は低い。この結果には, 小・中学生の宿泊体験の取組によって集落や地域に積極的な効果があると評価されていることが示されている。ただし農林漁家や宿泊業者に後継者ができるという効果は高くない。



第2-26図 宿泊体験の取組による集落や地域への効果

②営業許可区分別にみる集落や地域への効果

前述の集落や地域への効果に関する 6 つの設問について, 「大いにある」, 「たまにある」, 「あまりない」, 「ほとんどない」をそれぞれ 4 点から 1 点として, その得点の合計を各受入者のポイントとし, 営業許可区分別に示したものが第2-27図である。集落や地域への効果が 18 ポイント以上である割合は, 旅館営業 34 %, 一般簡易宿所営業 38 %, 小規模簡易宿所営業 43 %, 民泊 25 % であり, 小規模簡易宿所営業が最も高く, 民泊が低い。

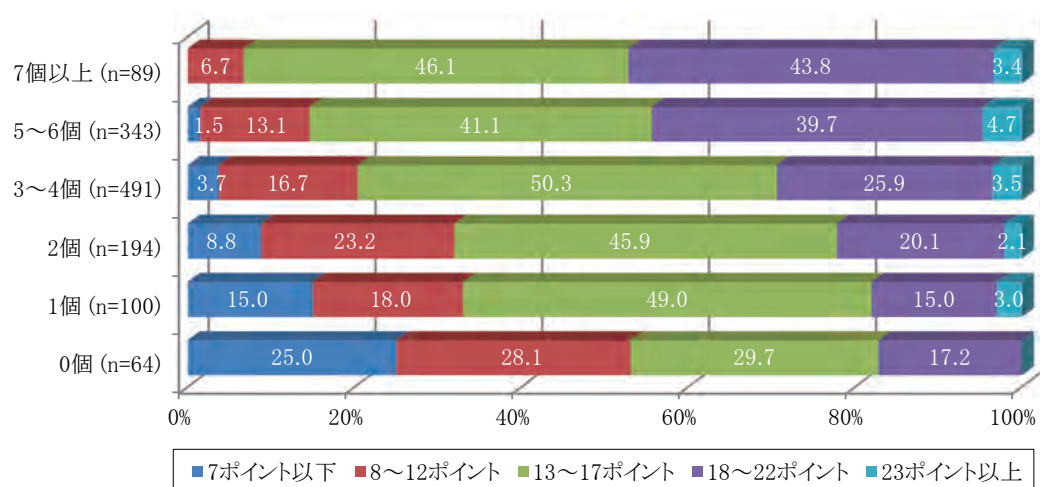


第2-27図 営業許可区分別の集落や地域への効果

注: 全体にはホテル営業を含む。

③生活体験実施項目別にみる集落や地域への効果

つぎに集落や地域への効果のポイント数を生活体験実施項目数別に示したものが第2-28図である。生活体験の実施項目数が多い受入者ほど効果のポイント数が高まっており、18ポイント以上の合計割合は、生活体験実施項目数「0個」(17%)に対して、「3～4個」(29%)、「5～6個」(44%)、「7個以上」(47%)の順に高い。このことは直接には生活体験の実施項目数が多い受入者ほど集落や地域への効果が大きいと評価していることを示している。しかし生活体験の実施項目数の多寡は、単に個々の受入者における差異に留まらず、地域的な広がりを持ったものと考えられる(受入協議会別に見ると「3～4個」がモードの地域と「5～6個」がモードの地域がある)。生活体験の実施において子供との密接な関わりを構築しようと熱心に取り組んでいる受入地域では、その取組の



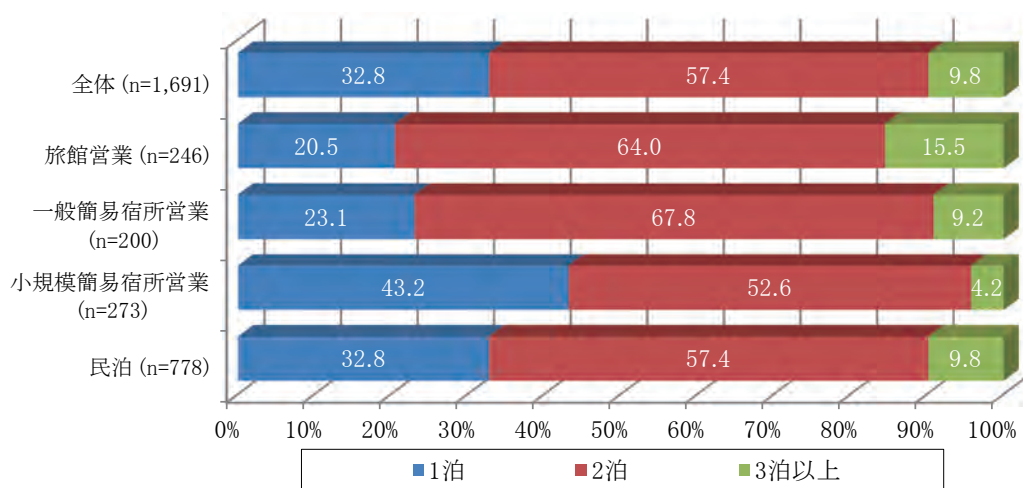
第2-28図 生活体験実施項目数別の集落や地域への効果

結果として集落や地域への効果も大きいと評価されていると考えられる。

(14) 望ましい泊数と同宿人数

①営業許可区分別にみる望ましい泊数

小・中学生の宿泊体験について「子供にとって望ましい」と受入者が考える泊数を営業許可区分別に示したものが第2-29図である。全体での望ましい泊数は、「1泊」が33%、「2泊」が57%、「3泊以上」が10%で、2泊が望ましいと考える受入者が過半を占めている。現状の宿泊数は、小学校で1泊が53%、2泊が30%、中学校で1泊が68%、2泊が24%であり、ともに1泊が過半、2泊が3割程度であるから、現状の泊数に比して「望ましい泊数」は1泊が少なく2泊が多くなっている。



第2-29図 営業許可区分別の望ましい泊数

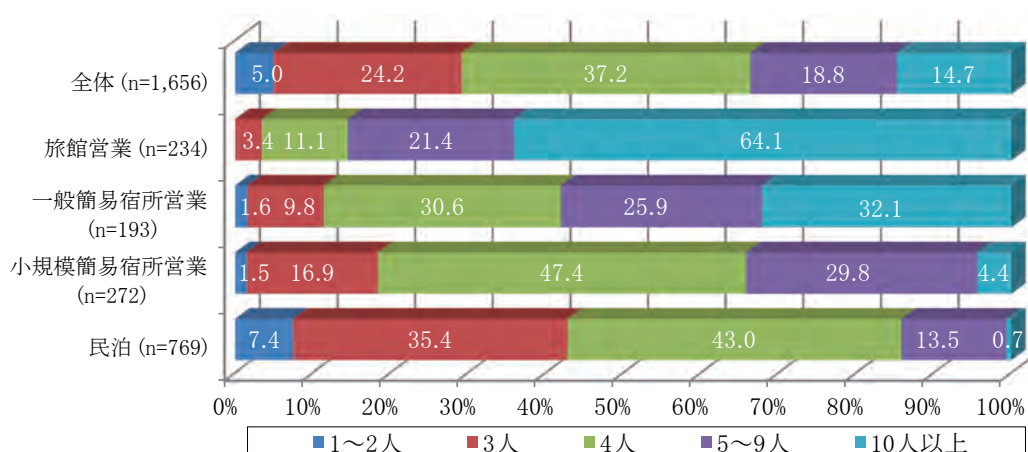
営業許可区分別に見ると、望ましい泊数での「2泊」の割合は、旅館営業64%、一般簡易宿所営業68%、小規模簡易宿所営業53%、民泊57%であり、さらに旅館営業では「3泊以上」の割合が16%ある。「2泊」について見ると、旅館営業と一般簡易宿所営業でやや高く、小規模簡易宿所営業と民泊でやや低い。しかし現状の宿泊数が「2泊」である割合を小学校、中学校について見ると、旅館営業でそれぞれ41%、28%、一般簡易宿所営業で28%、38%、小規模簡易宿所営業で32%、10%、民泊で30%、24%であることから、現状の泊数に比すると「望ましい泊数」が2泊であるという割合がどの営業区分でも高い。

実際の泊数は受入側の要望によるよりも学校側のニーズにもとづくものであり、そのニーズは1泊が多くなっている。これに対して望ましい泊数は2泊が多いという傾向にある。ただし受入者の態勢からすると宿泊業専門の受入者の方が2泊の宿泊を受け入れやすく、旅館営業と一般簡易宿所営業の宿泊業専門的な受入者の方が小規模簡易宿所営業や

民泊よりも、現状での泊数でも望ましい泊数でも、「1泊」がやや少なく「2泊」がやや多いという結果になっていると理解される。

②営業許可区分別の望ましい同宿人数

小・中学生の宿泊体験での同宿人数について、「子供にとって望ましい」と受入者が考える人数を営業許可区分別に示したものが第2-30図である。全体での望ましい同宿人数は、「1～2人」5%、「3人」24%、「4人」37%、「5～9人」19%、「10人以上」15%である。



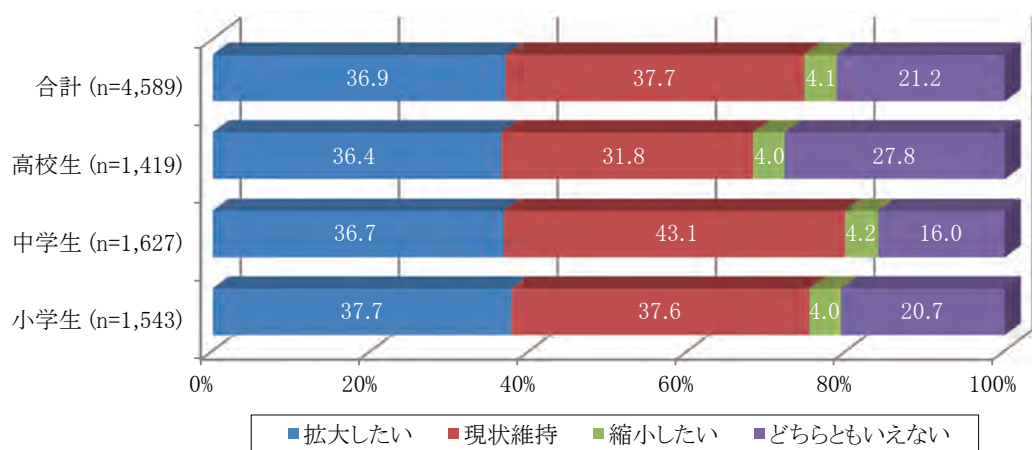
第2-30図 営業許可区分別の望ましい同宿人数

営業区分別に見て回答割合が高い同宿人数は、旅館営業は「10人以上」(64%)が多いが、一般簡易宿所営業は「4人」(31%)、「5～9人」(26%)、「10人以上」(32%)、小規模簡易宿所営業は「4人」(47%)、「5～9人」(30%)、民泊は「3人」(35%)、「4人」(43%)である。現状の同宿人数は、旅館営業は「10人以上」が多く(小学校55%、中学校48%)、一般簡易宿所営業は「5～9人」と「10人以上」が多く(小学校が30%と26%、中学校が30%と28%)、これに対して小規模簡易宿所営業は「4人」が多く(小学校40%、中学校37%)、民泊も「4人」が多い(小学校39%、中学校48%)。こうした現状と比較すると、望ましい同宿人数は、旅館営業では「10人以上」の割合が高く、一般簡易宿所営業では「4人」が高く、また小規模簡易宿所営業も「4人」が高いが、民泊は「3人」と「4人」が現状と同程度である。こうしたことから旅館営業では「10人以上」をより多く、一般簡易宿所営業では「1～2人」や「3人」に換えて「4人」へ、という同宿人数を増加させたい意向があるが、小規模簡易宿所営業や民泊は最大受入人数の制約があることから、現状どおり「3人」や「4人」の少数が良いという意向が表れていると考えられる。

（１５）今後の取組意向

①宿泊体験への今後の取組意向

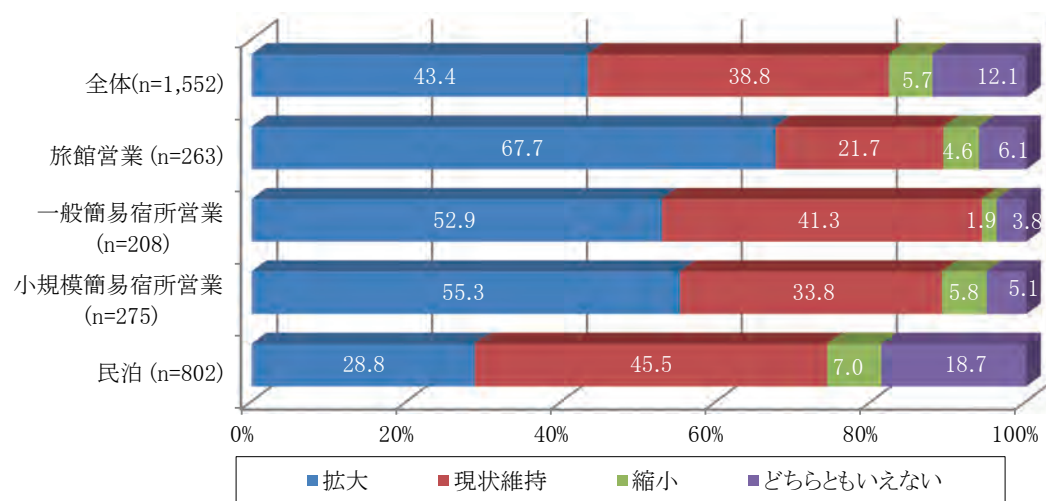
宿泊体験の今後の取組意向について、小学校・中学校・高等学校別に示したものが第2-31図である。小学生・中学生・高校生の合計では、「拡大したい」（37 %）,「現状維持」（38 %）,「縮小したい」（4 %）,「どちらともいえない」（21 %）で、拡大と現状維持の意向が多く、縮小の意向は僅かである。この傾向は小・中・高で大差がなく、どの受入者も現状維持と拡大とがほとんどである。



第2-31図 宿泊体験受入に関する今後の意向

②営業許可区分別にみる今後の取組意向

今後の取組意向を営業許可区分別にみたのが第2-32図である。同図でも今後の取組意向について小学校・中学校・高等学校を合計して示してある。「拡大」と「現状維持」の意



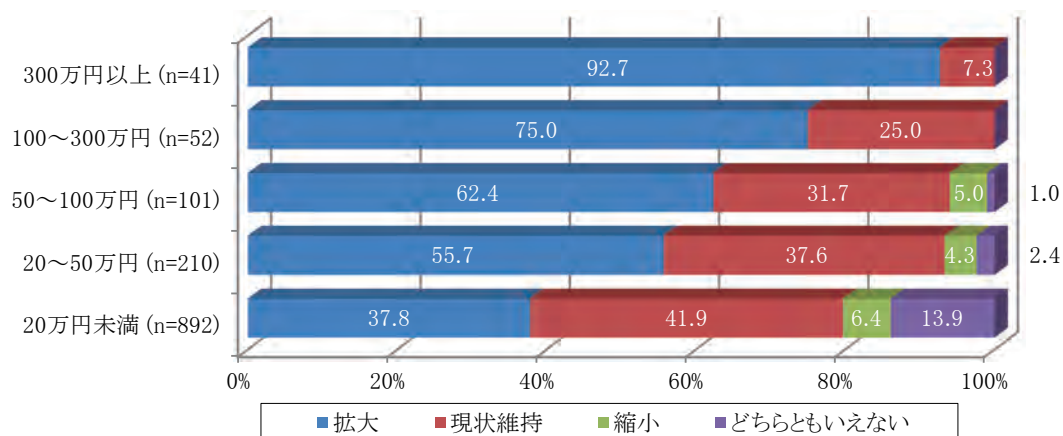
第2-32図 営業許可区分別の宿泊体験に関する今後の意向

注: 全体にはホテル営業を含む。

向を比べると、旅館営業が 68 %，22 %，一般簡易宿所営業が 53 %，41 %，小規模簡易宿所営業が 55 %，34 %，民泊が 29 %，46 %である。旅館営業は拡大の意向が非常に強く、一般簡易宿所営業、小規模簡易宿所営業とも拡大の意向が強いが、民泊は現状維持の意向が強いほか、「どちらともいえない」も 19 %と比較的高い。しかし「縮小」の意向はどの営業許可区分とも小さい。営業許可区分から見ると宿泊業が経営の柱となっている受入者に「拡大」の意向が強いことが示されている。

③宿泊体験に伴う収入額別にみる今後の取組意向

今後の取組意向を宿泊体験の収入額別に示したものが第2-33図である。同図も小学校・中学校・高等学校の回答を合計して示してある。「拡大」意向の割合は、収入額「20 万円未満」では 38 %であるのに対し、「20 ～ 50 万円」(56 %) で過半になり、「50 ～ 100 万円」(62 %)，「100 ～ 300 万円」(75 %) と高まり、「300 万円以上」では 93 %に達し、収入額が大きいほど今後の「拡大」意向が強い傾向が明確に読み取れる。これとは逆に、「現状維持」の意向は収入額が小さい受入者ほど大きい。「縮小」の意向の割合は、いずれの収入額階層とも低い。受入者数の多い「20 万円未満」では「縮小」は 6 %しかないが、「どちらともいえない」が 14 %と高いことが特徴である。行政の働きかけ等によって宿泊体験受入を開始したが、いまだ取組経験が浅く、今後の方向を決めかねているということであろう。



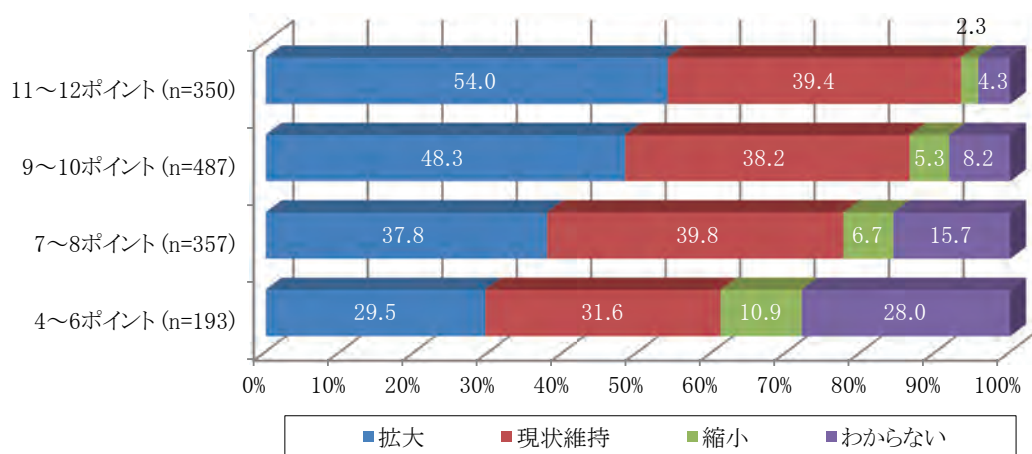
第2-33図 宿泊体験収入規模別の宿泊体験に関する今後の意向

このように宿泊体験受入の今後の意向は、宿泊体験による収入規模という経済的条件に規定されていることが明らかである。しかし、宿泊体験の収入が 100 万円以上という受入者数は全体から見ると極わずかであり、受入者の多くは 20 万円未満の収入であるにもかかわらず、彼らも「拡大」や「現状維持」の意向が強い。このことから経済的な要因で拡大を指向している受入者は確かに存在するが、それは宿泊体験受入人数が多い一部の受

入者に関する特徴であり，経済的要因以外の要因も影響していると考えるべきである。

④宿泊体験時の感動・楽しさポイント別にみる今後の取組意向

前掲第2-24図で用いた宿泊体験受入時における受入者の感動・楽しさのポイント数別に今後の取組意向を示したものが第2-34図である。ここでも今後の取組意向は，小学校・中学校・高等学校を統合して示してある。感動・楽しさのポイント数が高い，すなわち感動や楽しさを多く感じる受入者ほど「拡大」の意向が強く，その反対に感動・楽しさのポイントの低い受入者ほど「拡大」の意向が低いとともに，「わからない」の割合が高くなっている。宿泊体験を受け入れることにより受入者自身が感動や楽しさを感じることで，受入の継続とその拡大に寄与していることが見て取れる。

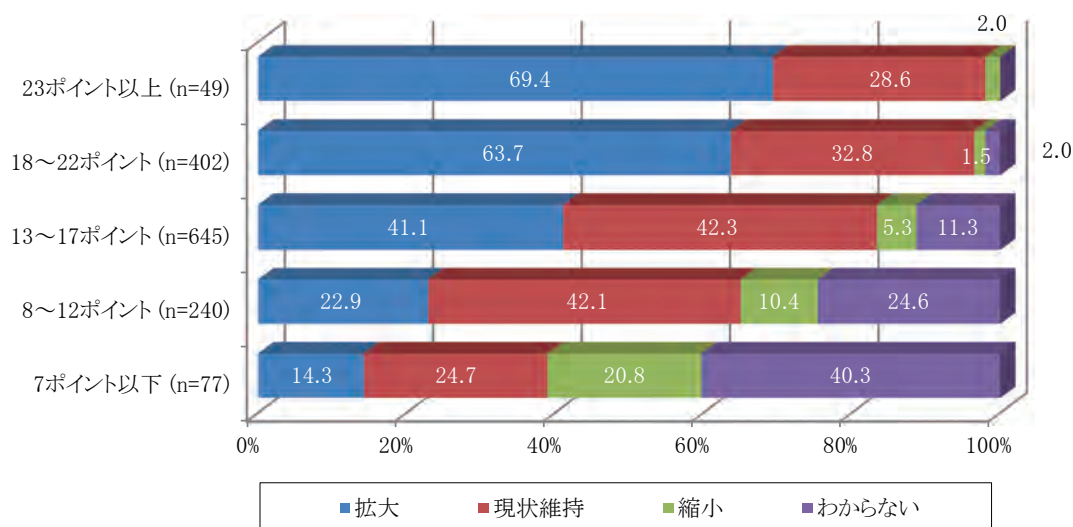


第2-34図 感動・楽しさポイント別の今後の意向

⑤集落や地域への効果ポイント数別にみる今後の取組意向

今後の取組意向を，先に分析した集落や地域への効果のポイント数（前掲第2-27図参照）との関係で示したのが第2-35図である。結果は，集落や地域への効果を多く感じ取っている受入者ほど今後の取組意向が強いことが理解される。集落や地域への効果ポイント数が7ポイント以下の受入者では「拡大」が14%に過ぎず，「縮小」が21%，「わからない」が40%に達しているのに対し，集落や地域への効果ポイント数が「18～22ポイント」では「拡大」が64%，「23ポイント以上」では69%におよんでいる。先に，宿泊体験の受入は集落・地域への効果が大きいことを見たが，そうした効果が大きいと感じている受入者ほど，受入をさらに拡大したいという意向を強く持っている。

宿泊体験受入の「拡大」や「現状維持」の意向は，宿泊業を専門とする受入者では宿泊体験受入に伴う収入確保という経済的要因が働いているが，その収入が小さい多くの受入者では受入による感動・楽しさやさらには集落や地域への効果が影響していると考えられる。

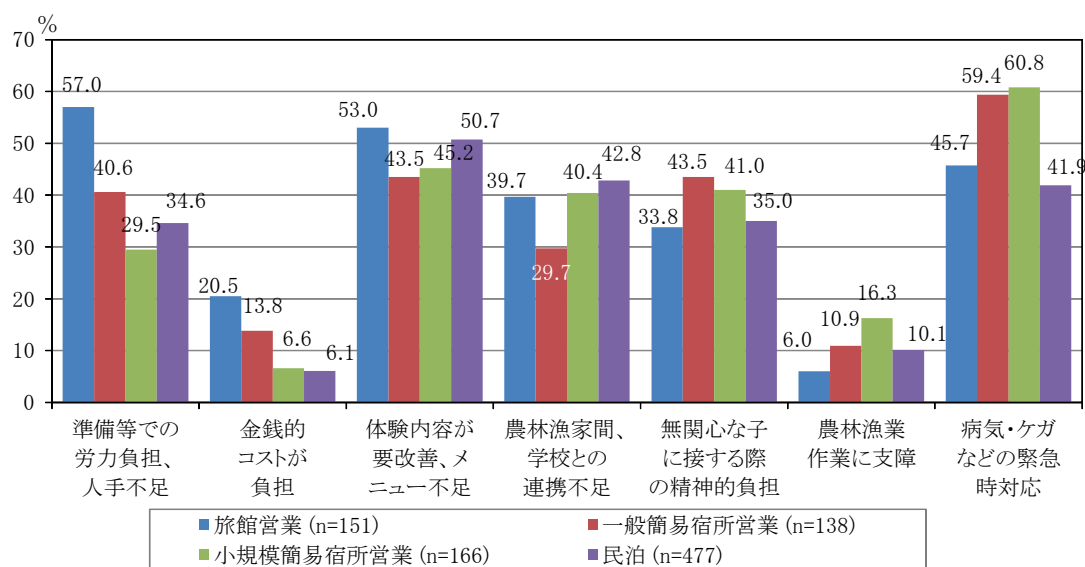


第2-35図 集落・地域への効果ポイント数別の今後の意向

(16) 体験を提供するにあたっての課題

①体験実施上の課題

体験実施上の課題（複数回答）を営業許可区分別に示したものが第2-36図である。図示していないが全体では、「体験内容が要改善、プログラム不足」（49 %）、「病気・ケガなどの緊急時対応」（48 %）、「農林漁家間、学校との連携不足」（40 %）、「準備等での労力負担、人手不足」（38 %）、「無関心な子に接する際の精神的負担」（37 %）が高い。また「農林漁業作業に支障」（11 %）、「金銭的成本が負担」（10 %）は一部の受入者の課題としてある。



第2-36図 営業許可区分別の体験実施上の課題

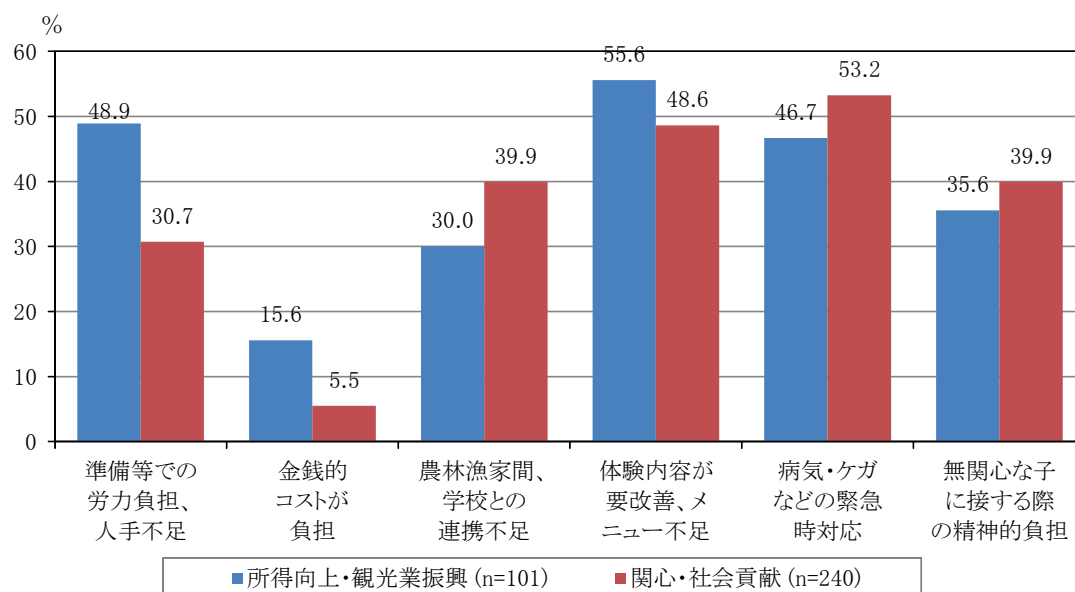
注:ホテル営業はサンプル数が3件のみのため除外した。

営業許可区分間で比較すると 3 つのタイプがある。第 1 は、旅館営業よりも一般簡易宿所営業と小規模簡易宿所営業で割合が高いものであり、「病気・ケガなどの緊急時対応」がそれである。これは子供受入に当たって受入側が対処すべき重要な課題であって、協議会レベルでの体制として検討が必要な課題である。第 2 は、旅館営業で高く、小規模簡易宿所営業で比較的低い課題であり、「準備等での労力負担、人手不足」と「金銭的コストが負担」がそれである。宿泊業専門である旅館営業では 1 回の受入人数が多いため、体験を自ら実施する場合は人手不足、外部に依頼する場合には金銭的コストが問題となることが考えられる。また一般の宿泊客単価に比して宿泊体験の客単価が低いため、収入に比してコスト高であることを意味しているとも考えられる。第 3 は営業許可区分間での差異が少なく、いずれの区分においても高いものであり、「体験内容が要改善、プログラム不足」、「農林漁家間、学校との連携不足」、「無関心な子に接する際の精神的負担」がそれである。これらのうち前 2 者は受入側が対処すべき課題であり、特に地域協議会レベルで検討されるべき内容である。これに対して「無関心な子に接する際の精神的負担」は、むしろ子供の側に起因する課題であり、学校側との連絡を含めて地域として対応する必要がある課題と考える。

なお、「農林漁業作業に支障」が 1 割前後あり、とくに小規模簡易宿所営業で高い（16 %）。「農林漁業作業に支障」とする受入者は、作目 1 位では「施設園芸」が 39 %、農産物販売額では「1,000 万円以上」が 16 %である。これらから、施設園芸などの専門的農家では農作業等の体験受入が作業に支障を来すケースがあるものと考えられる。

②目的別にみる体験実施上の課題

さらに体験実施上の課題（複数回答）を宿泊体験の目的別に示したものが第2-37図であ

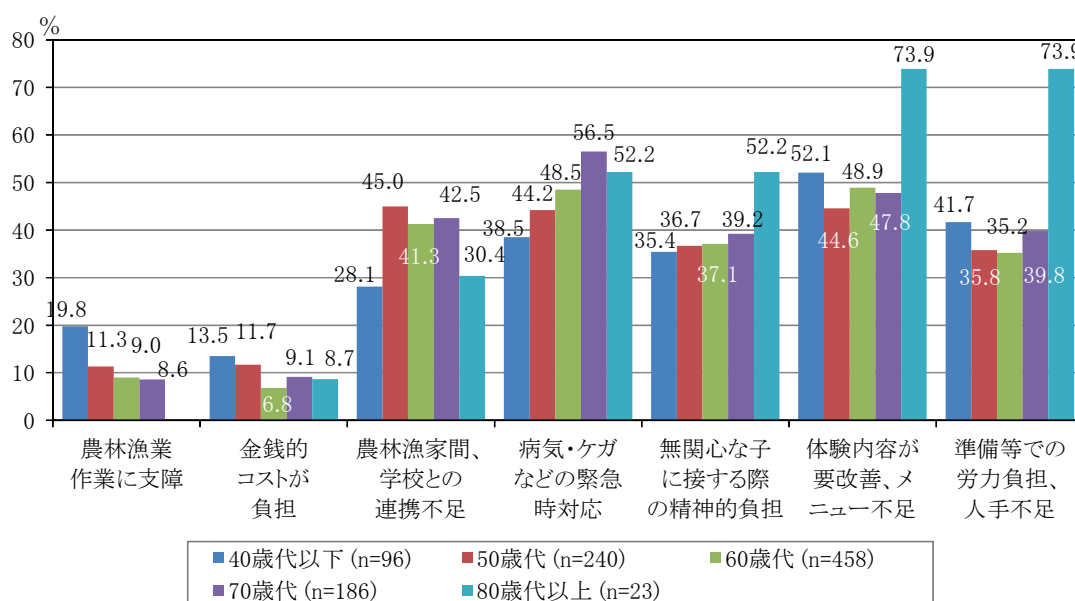


第2-37図 宿泊体験の目的別の体験実施上の課題

る。ここでも前掲第2-14図と同様に、「所得向上・地域の観光業振興」を主目的とする受入者と「交流・活性化・教育貢献」を主目的とする受入者とで比較している。「体験内容が要改善、プログラム不足」、「無関心な子に接する際の精神的負担」、「農林漁業作業に支障」については、両者で大きな差異がない。10 ポイント以上の差があるものは、「準備等での労力負担、人手不足」と「金銭的成本が負担」で「所得向上・地域の観光業振興」を目的とする受入者の回答割合が高く、営業区分別で旅館営業の回答割合が高かったことに対応する結果である。「農林漁家間、学校との連携不足」は「活性化・教育貢献」を目的とする受入者で回答割合が高く、この回答は営業区分間ではあまり差がなかったが、地域の活性化を目的とする受入者は地位の農家間や学校側との連携強化をより強く望んでいることに注目したい。

③経営主年齢別にみる体験実施上の課題

さらに体験実施上の課題(複数回答)を受入者(経営主)の年齢別に示したものが第2-38図である。経営主年齢層で最も多い「60 歳代」は、「体験内容が要改善、プログラム不足」(49 %),「病気・ケガなどの緊急時対応」(49 %),「農林漁家間、学校との連携不足」(41 %),「無関心な子に接する際の精神的負担」(37 %),「準備等での労力負担、人手不足」(35 %)が高く、全体と同様の傾向である。



第2-38図 年齢別の体験実施上の課題

「40 歳代以下」の若い世代は回答者中の 9 %であるが、「農林漁業作業に支障」(20 %)の回答割合が相対的に高い。施設園芸等の専門的農家では宿泊体験の受け入れが農作業に支障を来す場合があることを先に指摘したが、若い経営主ではそうした傾向が強いと考え

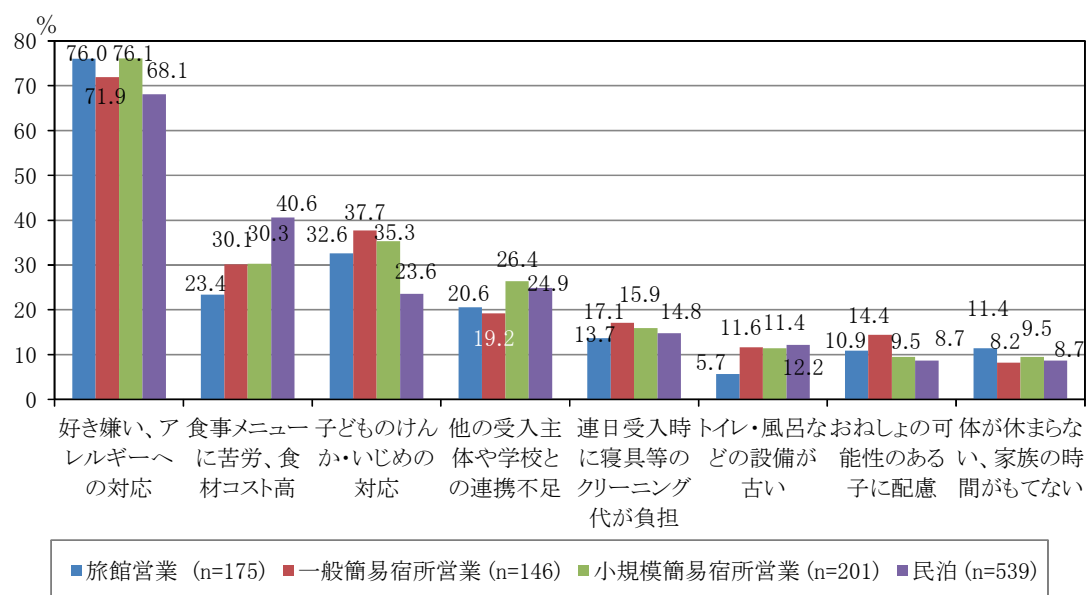
られる。

「80 歳代以上」は全体の 3 %程度ではあるが、「体験内容が要改善、プログラム不足」(74 %),「準備等での労力負担, 人手不足」(74 %)や「無関心な子に接する際の精神的負担」(52 %)の回答割合が高くなっている。経営主が 80 歳代以上の受入者の家族構成は, 高齢者のみ(単身, 夫婦)の世帯と子世代との 2 世代世帯があるが, 宿泊体験への対応は後者の家族構成にあっても高齢者が中心となっている世帯が多く, 体験内容や労力不足に課題を感じているのであろう。こうした高齢者へのケアやさらには若い世代への世代交代に対する対応が必要と考える。

(17) 食事・宿泊を提供するにあたっての課題

①食事・宿泊提供上の課題

小・中学生への食事・宿泊提供での課題(複数回答)を営業許可区分別に示したものが第2-39図である。図示していないが全体では,「好き嫌い, アレルギーへの対応が大変」(72 %)が非常に高く, さらに「トイレ・風呂などの設備が古い」(34 %),「食事メニューに苦労, 食材コスト高」(「食事メニューを考えるのに苦労」と「食材コストが負担」を統合)(34 %),「子供のけんか・いじめの対応」(「子供同士のけんかの仲裁に苦慮」と「いじめなど子供同士の人間関係に配慮」を統合)(29 %),「他の受入者や学校との連携不足」(「他の受入者との情報交換や連携が不足」と「送り出し学校との情報が不足」を統合)(23 %),「連日受入時に寝具等のクリーニング代が負担」(16 %),そして「おねしょの可能性のある子に配慮」(11 %),「体が休まらない, 家族の時間がもてない」(9 %)である。



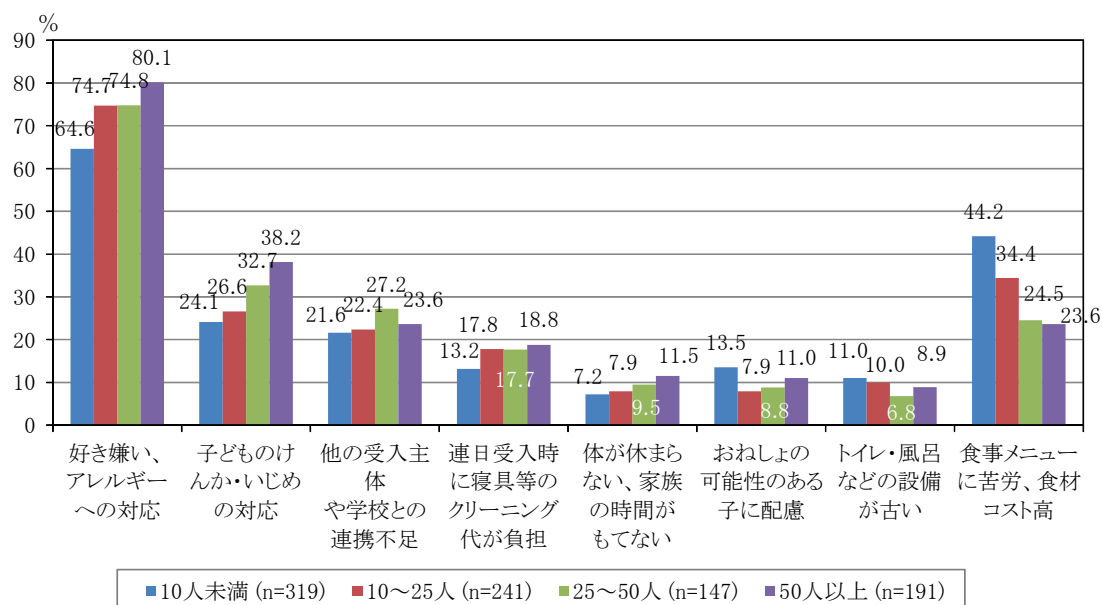
第2-39図 営業許可区分別の食事・宿泊提供上の課題

注: ホテル営業はサンプル数が2件のみのため除外した。

これらの回答割合は営業区分間で比較して差異がほとんどない。営業許可区分間で差異が見られるものは、「食事メニューに苦勞，食材コスト高」である。この回答は，旅館営業（23 %）で低く，一般簡易宿所営業（30 %），小規模簡易宿所営業（30 %）で3割であるが，民泊（41 %）で4割を高い。実はこの選択肢は2つの異なる内容を含んでいる。1つは食事メニューの選定に関することである。子供たちを客として扱い，もてなし用の料理を用意しようとする場合には，食事メニューに苦勞する受入者があるものと考えられる。宿泊業専門の受入者に比して，宿泊業ではない受入規模の小さい受入者ではこうした初歩的なことが課題となっていると考えられる。もう1つは食材コストに関することである。食材について，自家生産農産物利用に留まらずに，食材を購入する傾向が強いと食材コストが嵩むことになる。提供するメニューや食材利用の考え方については地域協議会等の指導により地域内での意識づくりが必要となつてこよう。

②年間宿泊体験人数別にみる食事・宿泊提供上の課題

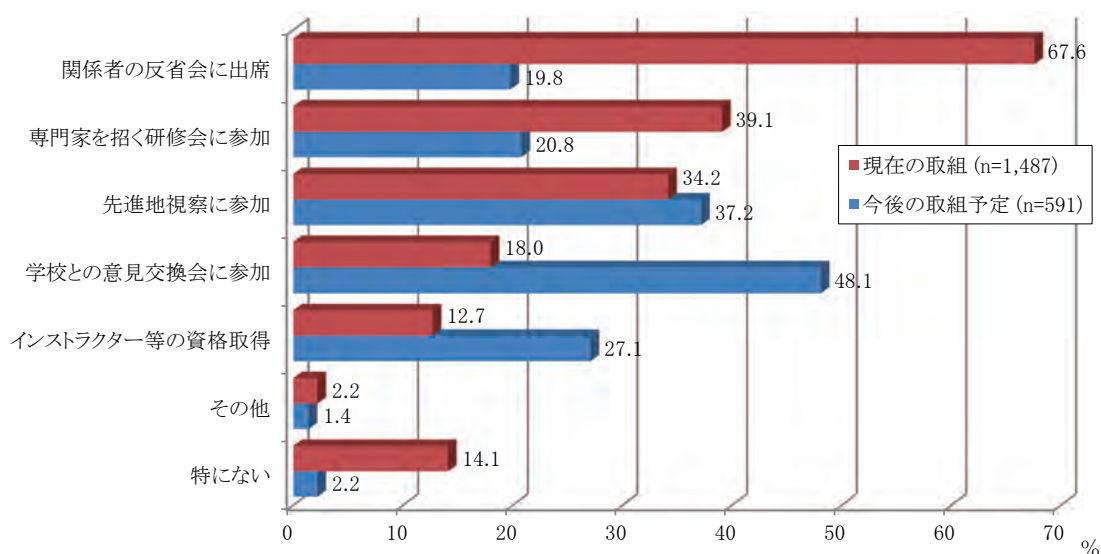
さらに小・中学生への食事・宿泊提供上の課題（複数回答）を年間宿泊体験の受入人数別に示したものが第2-40図である。年間受入人数が多いほど回答率が高まる傾向にある項目は「好き嫌い，アレルギーへの対応」「子供のけんか・いじめへの対応」であり，「連日受入時に寝具等のクリーニング代が負担」，「体が休まらない，家族の時間がもてない」もやや同様の傾向にある。受入人数が多いほど，こうしたことが課題となってくるものと理解できる。逆に，受入人数が多くなるほど回答率が低まる項目は「食事メニューに苦勞，食材コスト高」である。この回答は先に，旅館営業で低く，民泊で高いことを見たが，宿泊業専門の受入者とは異なり，受入規模の小さい受入者では食事メニューをどうするかという初歩的な問題が大きな課題であることが示されている。



第2-40図 児童・生徒の宿泊体験年間受入人数別の食事・宿泊提供上の課題

（１８）宿泊体験の質向上のための取組

体験や宿泊の質向上のための取組（複数回答）を示したものが第2-41図である。現在既に行われている割合の高い項目は「関係者の反省会に出席」（68 %）,「専門家を招く研修会に参加」（39 %）,「先進地視察に参加」（34 %）などである。「学校との意見交換会に参加」（18 %）,「インストラクター等の資格取得」（13 %）の取組は、まだ実施割合が低く、さらに「特にない」（14 %）という回答のように、取組を行っていない受入者もある。



第2-41図 宿泊体験の質向上のための取組

今後行う予定の取組として割合の高い項目は「学校との意見交換会に参加」（48 %）,「先進地視察に参加」（37 %）,「インストラクター等の資格取得」（27 %）などであり、現在の実施割合が低い取組について今後、実施したいとする割合が高い。こうした取組は個々の受入者で実施するというよりも、地域協議会等の地域の運営組織が取組の質的向上のために実施するものであり、地域協議会等への適切な情報提供や支援が必要であろう。

3. 分析結果のまとめ

以上の分析結果の要点を以下にまとめる。

（１）宿泊体験受入者の特徴

宿泊体験受入者は、地域ブロック別では東北が最も多く 4 割弱を占め、さらに九州・沖縄が 2 割で、北海道を除く遠隔地で宿泊体験の取組が実施されている。

営業許可区分別では、民泊（51 %）が過半を占めつつ、旅館営業（18 %）、一般簡易

宿所営業（15 %）、小規模簡易宿所営業（16 %）がほぼ拮抗し、ホテル営業はほとんどない。

宿泊体験受入者の経営主年齢は60歳代（46 %）が中心であり、次いで50歳代（24 %）、70歳代（19 %）で、高齢な経営者が多い。家族構成は1世代夫婦が6割、2世代家族が3割である。60歳代が多いため、今後も引き続き受入を継続するためには、次世代への世代交代が必要になってくるが、1世代夫婦が多いことから世代交代が困難である受入者が多くいて、この点が大きな課題である。

受入者の85 %は農林漁家であり、その傾向は一般簡易宿所営業、小規模簡易宿所営業、民泊で強い。農林漁家の経営作目は稲作と露地野菜の割合が非常に高く、農林漁家全体の8割がこのいずれかを生産している。しかし農林漁家のうち、販売なしを含めて半数が年間販売額100万円未満の零細農林漁家である。

（2）宿泊体験取組の現状

①子供の受入人数

宿泊体験での子供の年間受入数は、アンケート回答数からは約13万5千人であり、調査未回答の地域を含めると全国で約14万8千人の子供が宿泊体験を実施していると推測できる。そのうち小学生が3割、中学生が半数、高校生が2割である。営業許可区分別にみると、ホテル営業は僅か（2 %）であり、旅館営業（44 %）、一般簡易宿所営業（36 %）の2者で8割を占め、小規模簡易宿所営業（10 %）、民泊（9 %）は各1割である。

1回あたりの受入人数は、ホテル営業43人、旅館営業18人、一般簡易宿所営業12人であるのに対して、小規模簡易宿所営業6人、民泊4人で、営業区分間での差が大きい。受入者1軒当たりの平均年間受入人数もホテル営業788人、旅館営業288人、一般簡易宿所営業289人に対して小規模簡易宿所営業64人、民泊21人と格差がある。こうした結果、年間受入数に占めるシェアが、小規模簡易宿所営業や民泊は小さく、旅館営業や一般簡易宿所営業は大きい。

②宿泊体験取組の目的と心がけ

宿泊体験に取組む目的は、小規模簡易宿所営業や民泊では「農山漁村に関心を持ってもらう」、「子供を通じた社会貢献」がやや高い。他方、旅館営業や一般簡易宿所営業では「所得向上」、「地域の観光業振興」が高いが、2003年以降に営業を開始した一般簡易宿所営業は「農山漁村に関心を持ってもらう」や「子供の教育を通じた社会貢献」が高く、小規模簡易宿所営業や民泊と同様な傾向がある。そして民泊では「行政等からの要請に応える」が1割程度あることが特徴的である。

受入者が子供たちの体験実施で心がけていることは「自然や命の大切さを理解してもらう」や「農林水産業を理解してもらう」が多い。これらは小規模簡易宿所営業で高く、また宿泊体験を取組む目的が「農山漁村に関心を持ってもらう」、「子供を通じた社会貢献」

である受入者で高くなっている。

食事・宿泊で心がけていることは、「地域の食材を出すよう心がけている」が高く、次いで「お客さん扱いしないよう心がけている」、「子供の名前を事前に覚えておく」、「食の大切さを理解してもらう」が過半の受入者で高い。特に小規模簡易宿所営業や民泊の小規模受入者で高く、また「農山漁村の活気再生のため」や「子供の教育を通じた社会貢献」を目的に宿泊体験に取り組む受入者で高い。

③体験内容

農山漁村体験のプログラムは地域資源を活用して多様であるが、「野菜・畑」・「果樹・花き」の農作業の実施割合が高く、農林漁家の割合が高い小規模簡易宿所営業等での実施割合が特に高い。また「海・川遊び」・「ハイキング・登山」・「自然・雪」というアウトドアの実施割合も高いが、これは逆に、旅館営業等の大規模受入者の実施割合が高い。そして民泊では実施割合が全般的にやや低く、いまだ多様なプログラムを用意しきれない受入者があると考えられる。

生活体験は「布団の上げ下ろし」や「食事配膳」の実施率が高く、さらに「夕食調理手伝い」、「昼食調理手伝い」、「朝食調理手伝い」も実施されているが、これらは小規模簡易宿所営業等の小規模受入者での実施割合が高く、特に後 2 者にその傾向が強い。宿泊業専門の受入者では生活体験の実施割合が少なく、1 回の受入人数が多いこと、また子供を生活体験を行う主体ではなく「客」として扱う傾向にあることから、子供たちに手伝わせずに受入側で一切を準備することが多いことが理由と考えられる。他方、小規模簡易宿所営業では生活体験の実施数が多く、意識的に子供たちに多種の生活体験に取組ませているものと見られる。

（３）取組の評価

①経済的評価

子供の宿泊体験に伴う年間収入額が 50 万円以上ある受入者は旅館営業（46 %）、一般簡易宿所営業（31 %）で高いが、逆に 20 万円未満の少額層が、小規模簡易宿所営業（58 %）、民泊（92 %）で高い。年間受入総人数が営業区分で大きく異なっていることを反映して、宿泊体験の年間収入額もこのように異なっている。しかし旅館営業や一般簡易宿所営業の中にも小規模の受入者が存在している。

宿泊体験による収入への評価は、収入額の多い旅館営業や一般簡易宿所営業では「経営に不可欠な収入」や「やや重要な収入」が高いが、小規模簡易宿所営業や民泊では「足しにはならない」が高い。旅館営業や一般簡易宿所営業では宿泊体験受入が経営上の収入源として位置づくが、小規模受入者ではそうした経済的位置づけは非常に低い。

②非経済的評価

宿泊体験受入によって受入者は、「家族が増えた（帰省してきた）ようで楽しい」（84 %）、「子供が成長する姿に感動する」（70 %）、「お別れが名残惜しくて泣いてしまった」（66 %）という感動や楽しさを多くの受入者が感じており、これは営業許可区分間で大きな相違は見られない。受入者にとって、こうした感動が宿泊体験取組の重要な動因になっていると考えられる。またこうした感動は、生活体験の実施項目が多い受入者で高くなっており、生活体験を意識的に実施して子供とのコミュニケーションを醸成している受入者ほどこうした感動が大きいものと考えられる。

他方、子供の変化では、「自然や命、食に対する関心が増した」（85 %）、「無口な子供がよくしゃべるようになった」（67 %）、「わがままな子が他人を理解するようになった」（62 %）ということが生じている。こうした変化も、生活体験の実施項目が多い受入者で多く生じており、宿泊体験において生活体験を意識的に実施する受入者ほど子供とのコミュニケーションが醸成され、その結果、体験や宿泊の前後で子供の変化が見られることが多いものとする。

宿泊体験の取組によって集落や地域に生じた効果については、「子供が来ることで集落が明るくなった」（75 %）、「農林漁家同士の情報交換が増えた」（69 %）、「受入が農林漁家の生き甲斐になっている」（65 %）、「集落や地域の連帯感が生まれた」（64 %）、「高齢農林漁家が再びやる気を出した」（53 %）がある。ここでも生活体験の実施項目数が多い受入者ほど集落や地域への効果が大きいと評価している。生活体験の実施項目数の多寡は、単に個々の受入者の問題ではなく、地域的な広がりを持つものと考えられることから、宿泊体験における子供とのコミュニケーションづくりに熱心に取り組んでいる地域では、その取組の結果として集落や地域への効果も大きいものと考えられる。

（４）今後の取組

①泊数と同宿人数

小・中学生の宿泊体験の実際の泊数と望ましい泊数とを比較すると、実際の宿泊は 1 泊が過半であり、2 泊が 3 割程度である。これに対して望ましい泊数は、2 泊が過半を占め、旅館営業（64 %）、一般簡易宿所営業（68 %）でやや高く、小規模簡易宿所営業（53 %）、民泊（57 %）でやや低い。宿泊業専門の受入者は宿泊受入の体制が整っていることから「2 泊」が望ましいとより強く考えているものと思われる。

小・中学生の宿泊体験での現状の同宿人数は、旅館営業が「10 人以上」が半数、一般簡易宿所営業が「5 ～ 9 人」と「10 人以上」とで半数であるが、小規模簡易宿所営業や民泊は「4 人」が半数程度で、営業区分間でかなりの相違がある。これに対して望ましい同宿人数は、旅館営業や一般簡易宿所営業は現状かそれよりも多い人数を受け入れたいという意向であるが、小規模簡易宿所営業や民泊は最大受入人数の制約から現状どおりの少人数が良いという意向が表れている。

②今後の取り組み意向

宿泊体験の今後の取組意向は、全体では、「拡大したい」37%、「現状維持」38%で、拡大と現状維持の意向が多く縮小の意向は少ない。営業許可区分別にみると、旅館営業は拡大の意向が非常に強く、簡易宿所営業も拡大の意向が強いのに対して、民泊は現状維持の意向が強いほか、「どちらともいえない」も19%と比較的高く、宿泊業が経営の柱となっている受入者では「拡大」の意向が強い。

今後の取組意向を宿泊体験の収入額別に見ると、「拡大」意向の割合は、収入額「20万円未満」では38%であるのに対し、「20～50万円」56%で過半になり、収入額が多いほど今後の「拡大」意向が強い傾向が明確である。これに対して、「現状維持」の意向は収入額が小さい受入者ほど強い。また「20万円未満」の階層では、「どちらともいえない」が14%と高く、行政の働きかけ等によって宿泊体験受入を開始したが、いまだ取組経験が浅く、今後の方向を決めかねているという受入者もある。

受入による感動や楽しさを多く感じる受入者ほど「拡大」の意向が強く、宿泊体験受入により受入者自身が感動や楽しさを感じることが、受入の継続とその拡大に寄与している。さらに宿泊体験受入により集落・地域への効果が大きいと感じている受入者ほど、受入をさらに拡大したいという意向を強く持っている。

③体験の課題と取組方策

体験実施上の課題としては、「体験内容が要改善、プログラム不足」、「農林漁家間、学校との連携不足」の割合が高く、これらは受入者側に起因する課題である。「無関心な子に接する際の精神的負担」の割合も高いが、これは子供の側に起因する課題である。後者については学校側との連絡を含めつつ、ともに地域協議会レベルで対応する必要がある課題と考える。また一般簡易宿所営業と小規模簡易宿所営業では「病気・ケガなどの緊急時対応」が高く、これも地域協議会レベルでの検討が必要な課題である。

小・中学生への食事・宿泊提供上の課題は受入者間での差はあまりなく、「好き嫌い、アレルギーへの対応が大変」が非常に高い(72%)。民泊で「食事メニューに苦勞、食材コスト高」であるが高く(41%)、受入経験の乏しい受入者では食事メニューに苦勞するという初歩的なことが課題であると考えられ、食材を購入する傾向場合には食材コストが嵩むことが課題になる。こうした受入者に対しては、食事提供メニューや食材利用の考え方についても地域協議会等による指導が必要と考える。

体験や宿泊の質向上のために取組として、今後行う予定の割合が高いと受入者が考えているものは「学校との意見交換会に参加」(48%)、「先進地視察に参加」(37%)、「インストラクター等の資格取得」(48%)などである。こうした取組は地域協議会等で実施する必要があるものであり、また地域協議会等への適切な情報提供や支援も必要と考える。

第3章 農山漁村宿泊体験の受入地域事例

1. 農山漁村宿泊体験の地域タイプと事例の位置づけ

小野 智昭

(1) 農山漁村宿泊体験の地域タイプ

本章では農山漁村宿泊体験（以下、「宿泊体験」）の受入地域の事例を検討する。宿泊体験受入はその取組経緯や目的等によって多様である。そこで本節では宿泊体験受入のタイプを整理する。

宿泊体験，とくに子供を対象とした宿泊体験の参加者は個人の場合もあるが，その多くは修学旅行（学校単位，学年単位，学級単位）や青少年団体といった団体であることが一般的である。そうした多数の児童・生徒を農林漁家が受入るためには一定地域の多数の受入者が協力した取組を実施する必要がある。したがって宿泊体験受入は個々の農林漁家による取組としてだけではなく，一定の地域的活動として取組まれている。

そうした地域的取組として行われている宿泊体験を類型化する指標は，宿泊に着目すると次の3点がある。

第1に，宿泊受入に係わる地域性である。既存の観光地等では宿泊業者がすでに広がりを持って存在しており，こうした地域ではそれら既存の宿泊業者が宿泊体験にも取組むことで宿泊体験受入が実現する。他方，観光地等ではなく，既存宿泊業者がほとんど存在しない地域にあっては，農林漁家等が宿泊体験等を目的に新たに宿泊受入を開始することで宿泊体験受入が実現する。前者は既存観光地等において既存宿泊業者により宿泊体験の取組が行われるタイプの地域であり，後者は新設の宿泊受入者によって取組が行われるタイプの地域である。

第2に，宿泊受入の対象をどう設定しているか，具体的には一般客の宿泊を対象としつつ宿泊体験も実施するのか，子供を対象に宿泊体験受入を実施するかである。既存の観光地等では一般客を対象に宿泊受入を行っているが，これに加えて一般客を対象とする宿泊受入を農林漁家が新規に開設する地域もある。これに対して子供を対象とする宿泊体験受入を目的に新規に開設する地域がある。これらの相違は宿泊体験受入の取組経緯あるいは取組開始の目的に規定されるが，取組の開始時期や次に述べる営業区分と関係する。

第3に，宿泊体験受入者の営業区分についてである。受入者を旅館業法上の営業許可で区分すると，従来からの旅館営業，簡易宿所営業（33㎡以上）（以下，「一般簡易宿所営業」）に加えて，2003年の旅館業法規制緩和による簡易宿所営業（33㎡未満）（以下，「小規模簡易宿所営業」）があり，さらには旅館業法上の許可を得ない「民泊」がある。これら区

分は直接には個々の受入者の選択によるものではあるが、宿泊体験受入が地域的活動として取組まれることが多いことから、その選択はそれら地域的取組の方向性に大きく規定され第2の指標と関連する。既存観光地等で既設宿泊業者がいる地域では、旅館営業、一般簡易宿所営業を行う受入者が中心である。新規開設の地域では複数の方向があり、旅館業法の規制緩和以前に宿泊受入を開始した地域では、一般客を対象とする宿泊受入を行うことができる一般簡易宿所営業の受入者が中心であるのに対して、規制緩和後に新規開設した地域では小規模簡易宿所営業や旅館業法上の許可のない民泊が中心である。この違いについては、第2章の第2-6図で示したところである。そして小規模簡易宿所営業を中心とするか民泊を中心とするかは、県の施策や地域の取組方針等が大きく関与している。

なお、昼間に実施される体験に着目するなら地域の経済特性が重要な指標となり、農村、山村、漁村等の地域類型によって体験の内容が異なってくるし、またそこで営まれる農林漁業が大規模であるか小規模・零細であるかによっても体験内容が異なってくる。しかしながら宿泊体験における子供への効果は、昼間の農林漁業体験あるいは農山漁村体験によってもたらせる側面もあるが、農林漁家における宿泊や生活によってもたらされる側面が大きいと考えられることから、地域の経済特性は2次的な指標と考える。

以上の指標から宿泊体験受入を実施する地域を類型化すると第3-1表のように4つのタイプに分けることができる。Ⅰ既設民宿タイプは、既存観光地等で旅館営業や一般簡易宿所営業の受入者が一般客の宿泊に加えて宿泊体験も受け入れるようになった地域である。

第3-1表 農林漁家宿泊体験実施地域のタイプと事例

タイプ		I 既設民宿	II 新設民宿	III 宿泊体験民宿		IV 宿泊体験民泊	
開設		既設	新設				
受入対象		一般中心		子ども宿泊体験中心			
営業区分		旅館・ 一般簡易宿所	一般簡易 宿所中心	小規模簡易宿所中心		民泊	
事例		新潟県 妙高市	石川県 能登町	大分県 西部地区	沖縄県 伊江村	岩手県 花巻市	和歌山県 白浜町 日置川地区
地域類型		山村	山村	山村	漁村・離島	農村	農山村 ～漁村
宿泊体験開始年		2002	2003	2004	2003	2002	2008
県の民泊ガイドライン		○				○	○
受入 対象	一般宿泊	○	○				
	大人宿泊体験	○	○				
	子ども宿泊体験	○	○	○	○	○	○
営業 区分	一般簡易宿所	○	○				
	小規模簡易宿所		○	○	○		
	民泊	○		△	○	○	○
宿泊体験年間受入泊数		約300	約4500 ^{注)}	約5300	約27000	約1000	約2300
地域コーディネーター (事務局)		地域協議会	任意組織	一般 社団法人	社団法人 観光協会	JA	3セク
その他の特徴		青少年施設 と連携	食事施設 あり	教育貢献 に特化	村内に 他組織あり	旅館・ホテルとの 棲み分け	集団体験と 分宿を分業

資料:実態調査結果。

注. 石川県能登町の受入泊数には交流施設での泊数と日帰り客を含む。

Ⅱ新設民宿タイプは、一般客を対象とする一般簡易宿所営業の民宿を新規開設し、その後宿泊体験受入も行っている地域である。Ⅲ宿泊体験民宿タイプとⅣ宿泊体験民泊タイプは、子供の宿泊体験受入を目的に宿泊受入を新規に開設した地域であるが、前者は小規模簡易宿所営業を中心とする地域、後者は旅館業法上の許可を得ない民泊を中心とする地域である。

（２）事例の位置づけ

本章で取り上げる事例は、同表に示す 6 事例である。

Ⅰ既設民宿タイプとして新潟県妙高市を取り上げる。妙高市は既存スキー民宿の転換として宿泊体験に取組んでいる地域であり、受入者は一般簡易宿所営業が中心である。またこの事例では、地域内に「国立妙高青少年自然の家」があり、同施設での集団宿泊・集団体験と農林漁家民宿での分宿とを連携させていることも特徴である。

Ⅱ新設民宿タイプとして石川県能登町を取り上げる。能登町は旅館業法規制緩和前に取組を開始した地域であり、一般簡易宿所営業の民宿により一般客の宿泊受入を開始し、旅館業法規制緩和後に小規模簡易宿所営業の民宿が増加し、宿泊体験受入を行っている。また同事例では、地域内に飲食施設が設立されていて、同施設での食事提供と宿泊受入のみを行う受入者とが連携していることも特徴である。

Ⅲ宿泊体験民宿タイプとして大分県西部地区（九重町、玖珠町、日田市）と沖縄県伊江村を取り上げる。ともに旅館業法規制緩和後に小規模簡易宿所営業の民宿を新設し、子供の宿泊体験受入を行っている地域である。大分県西部地区では小規模簡易宿所営業の民宿を基本として子供宿泊体験に特化した取組を行っている。伊江村では当初は民泊で子供宿泊体験を開始し、現在は小規模簡易宿所営業許可の取得を進めており、次のⅣタイプからの移行という位置づけもできる。

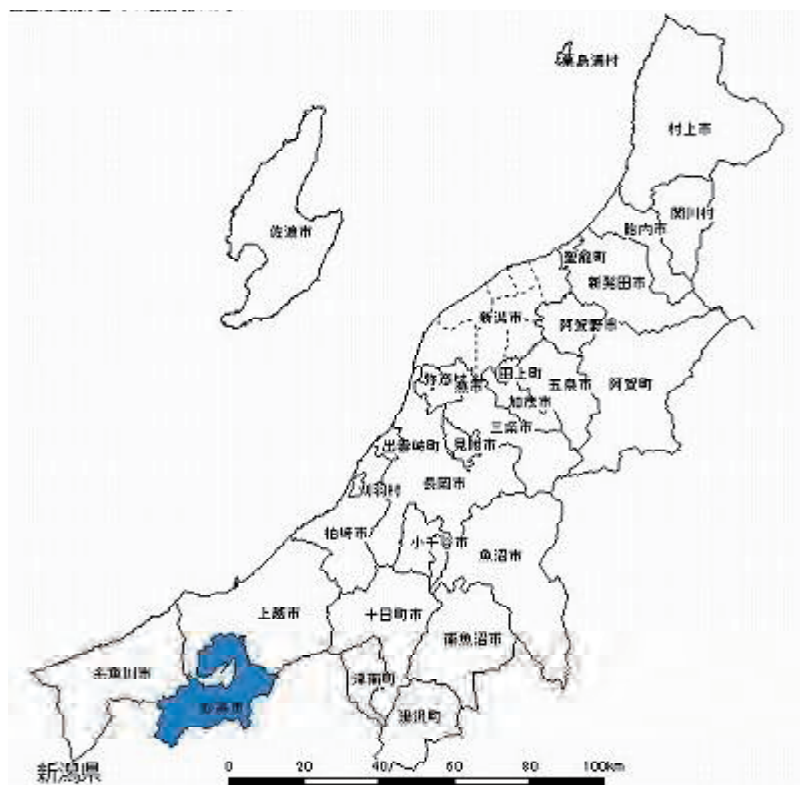
Ⅳ宿泊体験民泊タイプとして岩手県花巻市と和歌山県白浜町日置川地区を取り上げる。ともに「子ども農山漁村交流プロジェクト」（以下、「子どもプロジェクト」という）実施前後に宿泊体験受入を開始した地域であり、民泊での宿泊体験受入を行っている。岩手県は 2005 年、和歌山県は 2011 年にそれぞれ県が民泊ガイドラインを策定し、一定の要件を満たせば旅館業法の許可を不要とする指導を行っていることが両地域における民泊受入の制度的背景となっている。また白浜町日置川地区では、集団体験と農林漁家宿泊とを分業して実施していることも特徴である。

2. 新潟県妙高市（既設民宿タイプ）

中尾 誠二

（1）山村の地域資源を総動員し宿泊体験受入

新潟県南西部に位置する妙高市は、2005年4月に新井市・妙高高原町・妙高村が合併して成立した市で、人口35,457人、11,801世帯（2010年国勢調査）が暮らしている（第3-1図）。市の北側に隣接する新潟県上越市は、1911年にオーストリア・ハンガリー帝国のレルヒ少佐が日本で初めてスキーを指導した高田の金谷山があり「日本スキー発祥の地」とされているが、妙高市内にも赤倉温泉スキー場をはじめ多くのスキー場があり、古くから民宿街が発展してきている。しかし、近年、冬場のスキー宿泊客の減少が著しく、それを補うため、夏場のグリーンシーズン対策として体験型観光が取り組まれている。



第3-1図 妙高市の位置

資料：白地図KenMapver.8.4にて作成。

市町村合併の際、当時の市長が4つのツーリズム（グリーン／スロー／ヘルス／アート＆カルチャー）推進の方針を打ち出し、それにもとづいて「妙高市グリーン・ツーリズム推進協議会」（以下「GT 協議会」）が発足し、新たな観光の開発に力を入れている。子供宿泊体験については、2008年度から始まった国の「子どもプロジェクト」の受入地域とな

り、小規模なスキー民宿および農家民泊と集団宿泊型教育施設「国立妙高青少年自然の家」（以下、「青少年自然の家」という）とを連携させ、民宿での分宿前後に青少年自然の家での集団泊を組み合わせる「サンドイッチ方式」というユニークな手法を採っている。

GT 協議会は、妙高市観光協会や市内の様々な交流施設、NPO 法人など 15 団体から構成されている。提携団体は青少年自然の家や市外にまで広がり、隣接する糸魚川市の能生地域体験型観光事業実行員会とは“海の体験”で、県を越えて長野県の信濃町や飯山市とは“湖や川の体験”で、それぞれ連携し、様々なグリーン・ツーリズム活動を展開している。なお、2011 年 7 月からは市内に新設された妙高山麓都市農村交流施設の運営も指定管理者として手がけている。

本節で取り上げる妙高市旧妙高高原町における取組は、既存スキー民宿での分宿による暖かみのある心の交流と、体験指導体制の整った集団宿泊型教育施設での社会性・規律性の育成といった、お互いの特性を活かした受入システムを確立していることが大きな特徴である。その取組の諸特徴を報告するとともに、併せて古くから民宿街が形成されていたスキー場地域における少人数分宿の課題や可能性についても検討する。

（２）スキー需要の盛衰とグリーン・ツーリズムの導入

旧妙高高原町・杉野沢地区に「妙高国際スキー場」が開設されたのは 1964 年である。同スキー場は 1967 年に国土計画（株）が買収し、1976 年に「妙高杉ノ原スキー場」を同社が開発し、その後、山頂で繋がった両スキー場を 1997 年に「妙高杉ノ原スキー場」の名称を一体化し、妙高国際スキー場のエリアは「妙高杉ノ原スキー場“三田原ゾーン”」として現在に至る。

妙高国際スキー場が開設される前年の 1963 年、約 5 軒で始まった杉野沢地区の民宿街は最盛期は 120 軒にまで増える。古くから温泉があつて観光地としての開発が戦前から行われていた赤倉温泉地区とは異なり、杉野沢地区は元々農林業が盛んに営まれていて、民宿街が形成された初期には、冬場だけの「季節民宿」も多くあった。

その後、スキー場の隆盛に伴って各民宿は数千万円単位の投資を重ね、民宿街はホテル・旅館なみの宿泊施設が軒を連ねるまでに至る。しかし全国各地のスキー場と同じく、バブル経済の崩壊、交通の利便性向上に伴う日帰り客の増加、更には少子化・スキー人口の減少などによって、宿泊客が減少し冬期の収入減少という厳しい経営環境に置かれる。このため、妙高市観光協会に加盟する杉野沢地区の民宿は 2011 年現在で 36 軒にまで減少している。

このようなスキー離れに起因した冬場の宿泊客減少という厳しい経営環境を打開すべく、杉野沢地区では夏場のグリーンシーズンの営業に力を入れる方向を模索し始める。その第一歩として、9 軒の民宿が農山漁村余暇法に基づく農林漁業体験民宿の登録を行い、16 軒 17 人が財団法人都市農山漁村交流活性化機構のグリーン・ツーリズム研修会を修了してインストラクター（体験指導者）の認定を取得する。

その後 GT 協議会が設置されたため、杉野沢地区の宿泊体験受入民宿は「妙高高原杉野沢山里体験旅行会 杉っ子会」として加入し、杉っ子会のメンバーである 15 軒の民宿が一般客を対象に体験活動を取り入れた独自の展開を行う。「越後 杉野沢・自然体験プラン ～山里の四季～」と銘打って春夏秋冬オールシーズン受入が可能となる体験プログラムを提供しており、春は田植や森の散策、夏は川原飯やカヌー体験、秋は稲刈や炭焼き&そば打ち、そして冬はスキー以外にもカマクラ作りや雪上車体験など様々な工夫を凝らしている。こうしたグリーン・ツーリズムの取組の延長線上に子供宿泊体験活動の受入が行われたのである。なお、宿泊体験活動の受入世帯の世帯主の年齢層は、他の地域と同じく 60 代前半がピークとなっているが、「元気な高齢家庭」での受入が多い。

（３）青少年自然の家の集団泊と分宿の連携

妙高市には、宿泊可能な公共教育施設としてひととき大きい青少年自然の家がある。この施設は 1991 年に文部省が設置したもので、2001 年に独立行政法人となった国立青少年教育振興機構が運営する全国 28 箇所（2011 年現在）の施設の中で、最も広い面積（代々木のオリンピックセンターを除く）を誇っている。日帰り型の自然体験活動も含めて幅広い活動を展開しており、「妙高アドベンチャープロジェクト」という子供同士の人間関係形成に重点を置いたアクティビティを開発するなど全国的にも注目されている教育施設である。指導者は、全国の小中学校から出向してくる現役教員やネイチャーゲーム等の野外アクティビティに長けたプロパー職員、さらに非常勤スタッフとして登録されている約 80 人の外部協力者など、いずれも「自然体験活動」の専門家の集団である。

施設の利用者は主として学校や青少年団体であるが、家族連れや官公庁、企業の利用なども 2 ～ 3 割ほどある。収容定員 300 人の本館を利用した集団合宿やキャンプ場での野営等の宿泊利用が多く、宿泊者数は 2004 年以降は年間延べ数 11 万人前後で推移している。

子供たちが集団で泊まって、飯ごう炊さんやキャンプファイヤーを楽しんだり、大きな風呂で背中を流し合ったりという「集団宿泊学習」ならではの教育的効果は従来から認められている。しかも、野外活動の専門家が指導に加わり、安全対策も含めて滞在中の面倒をみてもらえることへの学校・親の安心感は大きく、国立施設ならではの費用の安さも魅力である。文部科学省の意図としても、こうした施設を活用しながら宿泊学習期間を長期化させ、児童生徒同士の人間関係の形成力や復元力を高めようということがあり、取組が行われている。

しかし、補助金の削減や学校週 5 日制等の影響により利用者の平均滞在日数が短くなる傾向にあった。そこに、GT 協議会が推進する「民宿泊」と青少年自然の家での「集団泊」を組み合わせた形で宿泊体験を受入る構想が浮上し、関係者で調整を進めた結果、2007 年度までに「民宿泊」の前後を「集団泊」で挟みこむ「サンドイッチ方式」が編み出される。この方式では、子供が集団で泊まったときに得られる社会性を育む教育効果に加えて、少人数で農業も営む民宿に泊まり、じっくり家の人と語らいながら地域のことを学ぶという 2

つの効果が期待されている。

(4)「サンドイッチ方式」の効果

妙高市における宿泊体験の受入は、杉野沢地区の「杉っ子会」メンバーによるスキー民宿 22 軒もしくは原通地区の農家民泊 20 戸と大鹿地区の農家民泊 10 戸における少人数（4～5 人）分宿を日程の中央に置いて、その日程の前後を「青少年自然の家」の集団宿泊で挟み込む「サンドイッチ方式」で行われる。そのほか、民宿・民泊での宿泊のみ、青少年自然の家での集団宿泊のみ、さらに季節ごと複数回に分散させるシリーズ型や体験のみの日帰り型など様々な取組が行われている。

妙高市で少人数分宿を伴う宿泊体験活動を受け入れたのは 2008 年度が初めてである（第3-2表）。初年度の 2008 年度には千葉県の公立中学に加え、「子どもプロジェクト」の一環で妙高市内と東京の公立小学校の受入も行う。同年度は計 316 人の生徒・児童が杉野沢地区のスキー民宿に分宿する。2009 年度は、同じ杉野沢地区の民宿で千葉の公立中学校、東京と新潟の公立小学校の計 357 人が分宿している。さらに 2010 年度は新潟の公立小学校は杉野沢のスキー民宿に宿泊したが、千葉の公立中学校と兵庫の私立中学校の 2 校については、農家民泊が主体の原通地区と大鹿地区での受け入れを初めて行い、これらの合計で 322 人という実績である。

第3-2表 妙高市グリーンツーリズム推進協議会の受入実績

(単位:人)			
年度	学校名	参加人数	年度計
2008年度	妙高市立小学校	73	316
	東京都足立区立小学校	79	
	千葉県市川市立中学校	164	
2009年度	東京都足立区立小学校	80	357
	新潟県南魚沼市立小学校	21	
	千葉県船橋市立中学校	256	
2010年度	新潟県南魚沼市立小学校	13	322
	千葉県佐倉市立中学校	120	
	神戸市私立中学校	189	

分宿先での主な体験内容は、農作業、郷土料理作り、もちつき、わら細工、郷土芸能体験、トレッキング等である。特に決められたプログラムを提供するのではなく、それぞれの受入家庭が季節や天候によって変わる日常的な仕事を体験させ、昼食も普段の「家族食」を家の人と一緒に食べる。子供たちを受け入れている期間は、地域全体が明るい雰囲気包まれ、新鮮な驚きを素直に口に出す子供の反応を見て、自分たちが子育てしていた時代を懐かしく思い出すこともあるという。

妙高市で実施されている「サンドイッチ方式」については、“パン”の部分（分宿前の集団宿泊）を経験することが少人数分宿への抵抗感を和らげるため、全体の流れをスムー

ズにしているとの評価を聞く。いきなり分宿先に子供たちが分散してしまう前に、青少年自然の家で体験活動の専門家が提供する各種アクティビティや集団宿泊中の指導を受けることによって、子供たちに学校外の見ず知らずの他人と接する心の準備ができるのであろう。そういった意味でも、分宿前後の集団宿泊学習において社会性を学ばせつつ、分宿先での個人対個人の「ふれあい効果」によって人情の温かみや感動をも得られる「妙高方式」は1つのモデルとして注目に値する。

体験者の経費面でも、全てを分宿の形で実施すると、一泊三食に体験指導料等を加えて子供一人あたり 6,500 ～ 8,000 円は下らないのに対し、集団宿泊部分を加えた「妙高方式」は行程全体の総費用を抑えることができる。しかし、このことは裏を返せば、費用が高額になる分宿部分は、料金に見合った教育効果を求められるということでもある。学校側は実際に費用を支払う親への説明責任もあるので、相応の効果が期待できなければ、結果として選択しなくなる事態も考えられるのである。妙高市では、こうしたことを個々の民宿・民泊が理解した上で、自信と自負を持って子供たちを受け入れている。

（５）相互に補完し合う事務局体制

民宿・民泊については、学校側が希望する体験メニューに応じて、GT 協議会が杉野沢地区のスキー民宿を主体とするか、原通・大鹿地区の農家民泊を主体とするかを決め、それが決まった上で、宿泊や体験受入の詳細な調整が行われる。

受入に関する相談や打診は、旅行代理店等から GT 推進協議会に直接入る場合もあるが、現時点では青少年自然の家を経由するが多い。青少年自然の家には、外部からの問い合わせ等に常時対応可能な事務体制が確立されている点が大きな要因と思われる。

将来的には、GT 協議会が運営体力を付け、旅行代理店からの打診や受注を一元的にとりまとめられるのが望ましい姿ではある。しかし少なくとも電話やメール等に即応するためだけでも複数の常勤職員が必要となる。さらに参加する児童・生徒のアレルギー情報を的確に把握し、受入農家に正確に伝達することに加え、滞在中の健康管理や安全対策など多岐にわたる事務作業に対応する必要もある。このように受入に当たっては、スタッフの確保や運転資金の調達問題など、しっかりした事務局機能の確保が重要な課題であるが、しかしそれは一朝一夕には対応できない。

妙高市の場合は、青少年自然の家の人員力を借りられている分、体験プログラム全般の仕組み作りや、民宿における宿泊体験受入の前後の集団体験について円滑な対応ができていると言えるし、学校への事前説明や事後報告には市役所職員が同行するなど、行政の関わりも見逃せない。GT 協議会の民宿・民泊体験に、青少年自然の家や市行政がしっかり連携しながら取り組んでいることが、学校側に大きな安心感を与えている。

（６）大規模民宿での取組上の課題

杉野沢地区での宿泊体験は少人数分宿を基本としつつ青少年自然の家と連携の上に成立

しており、今後、この取組はどのような方向に進んで行こうとしているのであろうか。

原通・大鹿地区での民泊については、宿泊体験活動が順調に拡大していく可能性は高いと思われる。両地区については、兼業農家が農業の副業の一つとして取り組んでいることもあり、一軒あたり4～5人の子供が年に何回か無理のない範囲で分宿することは受入農家にとっても喜ばれている。

一方、杉野沢地区はスキー観光地の民宿街として発展した地域である。そのため、各民宿は農地を持ってはいても農産物の出荷はほとんど行っておらず、自給的な農業に留まっているのが現状である。また、現在も営業を行っているスキー民宿の設備投資額は、幾度かの改築・改装を経て、数千万円から億を超えるものが多く、建築様式も和風から洋風へ、宿名も「民宿…荘」から「ペンション…」「ロッジ…」という方向へ進んでいる。当初、簡易宿所営業の許可で開業したものの、追加投資による建物施設の大型化や経営者の代替わりなどを経て、許可区分を旅館営業に切り替えた宿もあり、もはや旅館街に近い状況となっているのが現在の杉野沢民宿街である。

妙高市観光協会のサイトに掲載されている杉野沢民宿36軒の客室数と定員から民宿の部屋数と最大収容人数の平均値を計算すると、全民宿では1軒あたり10.6室、47.2人である（第3-3表）。これを「杉っ子会」加入民宿と非加入民宿に分けて計算すると、非加入の民宿21軒の平均が8.4室、37.7人であるのに対して、「杉っ子会」加入民宿15軒の平均は13.7室、60.5人とかなり大規模である。春～秋期のグリーンシーズン対応として宿泊体験に取り組む民宿は、大規模な設備投資を行った民宿であり、彼らの生き残りをかけた重要な戦略の一つであることが浮き彫りになってくる。

第3-3表 杉野沢地区のスキー民宿の客室数と定員

区分	宿名	客室数	定員	区分	宿名	客室数	定員
「杉っ子会」 に加入して いる宿	1 アルファイン 秀雲荘	23	90	「杉っ子会」 に加入して いない宿	4 民宿 こまどり荘	11	60
	2 スポーツプラザ四季	19	100		5 山海華旅館 はるみ荘	11	45
	3 ナチュラルイン 翠山	19	83		6 スイスロッジ	10	60
	4 ハイランドロッジ タケゲン	16	80		7 森茂荘	10	46
	5 白銀館	16	70		8 さつき荘	10	40
	6 民宿 やまきや	13	50		9 プチホテル ビーケン	9	50
	7 四季の宿 やまいち荘	13	48		10 富士美荘	9	40
	8 旅館 田端屋	12	50		11 高原の宿 夢冒険	9	40
	9 五八木荘	12	50		12 やすらぎ館	9	35
	10 ペンション ぶるーく	12	50		13 ロッジ サンパレイ	8	35
	11 空飛ブウサギ	11	50		14 ロッジ ウッドベッカー	7	22
	12 サン・ヴィレージまちだ	11	42		15 ロッジ マウント	7	21
	13 日乃出屋	10	50		16 ペンション フォークロア	6	28
	14 岡田荘	10	45		17 かねき荘	6	22
	15 ロッジ 杉の原	9	50		18 十一屋	6	20
「杉っ子会」加入宿の平均		13.7	60.5		19 エコーロッジ	5	20
「杉っ子会」 に加入して いない宿	1 ロッジ アルカディア妙高	12	54		20 妙高山荘	4	40
	2 美雪荘	12	48		21 ロッジ 雪達磨	4	20
	3 旅館 杉屋	12	45	「杉っ子会」非加入宿の平均		8.4	37.7
全体平均						10.6	47.2

杉野沢地区の大規模なスキー民宿にとって、1軒あたり4～5人の少人数分宿を基本とする宿泊体験は、稼働率の面から「経営的に割に合わない」という意見も聞かれる。この点では、大学生などを主な客層とし“高地トレーニング”を売りに最近盛んにPRされている「スポーツ合宿」が同じ稼働率の面で非常に効率的なのとは対照的である。

子供を対象とした宿泊体験については、いずれの民宿も収入増のみを目的としているわけではなく、子供たちへの教育的効果や「地域が元気になる」社会的効果を感じられるからこそ取り組んでいると見られる。しかし、冬スキー客を前提にした投資等を行ってきた「杉っ子会」メンバーの大規模民宿にとって、収入的に非効率な4～5人の受入よりも、より大人数での受入の方が取組やすいであろう。今後の妙高地域全体の方向性として、杉野沢民宿街と原通・大鹿地区の民泊など、受入可能時期や受入対応人数が違う地区を組み合わせることによって、より幅の広いニーズに応えつつ「妙高型サンドイッチ方式」が展開していくことが期待される。

3. 石川県能登町（新設民宿タイプ）

佐藤 真弓

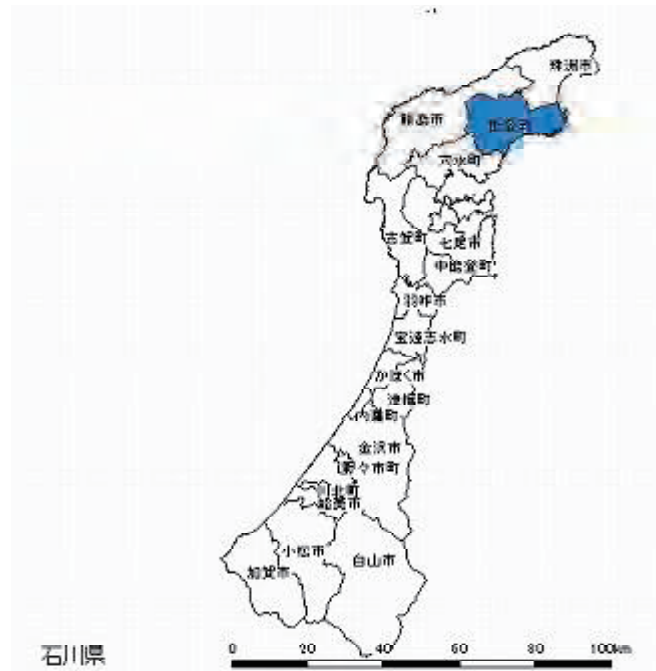
（1）山村の過疎対策を契機にむらづくり活動

石川県鳳珠郡能登町は能登半島北東部の奥能登に位置し、2005年に旧能都町・旧柳田村・旧内浦町が合併して誕生した、人口19,565人、7,364世帯（2010年国勢調査）の町である（第3-2図）。

本節で取り上げる能登町の旧宮地小学校区は、穴水町に近い旧能都町の北西部に位置する山村部の地区である。農家民宿によるむらづくり活動の事例として、この旧宮地小学校区を中心に展開している「春蘭の里」に注目したい。

宮地、鮭尾、柏木、太田原の4集落から構成される旧宮地小学校区は、人口264人、世帯数107戸の地域で（2009年調査）、2010年農業センサスによるとこのうち農家は65戸を占めている。同校区では、ほかの多くの山村と同様に、人口減少と高齢化が進んでおり、高齢世帯が圧倒的多数を占めるなか、1874（明治7）年に創立した宮地小学校が2002年に閉校した。また校区の地域産業を支えてきた一次産業および二次産業の低迷により、地域産業が空洞化しつつある。

こうした状況に危機感を抱き、「過疎を食い止めよう」と立ちあがったのが、宮地と鮭尾の両集落の男性有志7名である。彼らは1996年に「春蘭の里実行委員会」を立ち上げ、観賞用の野生ランとして人気の高い「春蘭」をシンボルとした様々なむらづくり活動に取り組む。ここで取り上げる農家民宿や廃校施設での子供を対象とした宿泊体験の受け入れも、こうしたむらづくり活動の延長として行われている。2003年の能登空港の開港を機に、



第3-2図 能登町の位置

資料：第3-1図と同じ。

石川県や能登半島の各市町村が体験型観光客の誘致に力を注ぐなか、春蘭の里は観光を核にした村づくりの先駆的取組として脚光を浴びている。

（２）規制緩和による農家民宿の拡大

一連のむらづくり活動のきっかけとなった「春蘭の里実行委員会」のメンバーは、運送業や縫製業などを営む会社経営者や大工職人などの自営業者がほとんどであり、彼らが春蘭の栽培やハウスの建設、春蘭を活用した特産品の開発を手がける。

そして、翌 1997 年に、春蘭の里に訪れた人たちの宿泊拠点として、最初に農家民宿を開業したのは実行委員会の発起人の 1 人である多田氏である。町会議員もつとめる多田氏は、実行委員会の中心人物であり、料理や宿泊によってお客さんをもてなす農家民宿に注目したのである。しかし当初、農家民宿の運営については手探りで、特に料理については実行委員会のメンバーの奥さん方の協力を得ながらの出発であった。接客業の経験があった多田氏の妻も、春蘭の里としてのもてなし方を見つけていく上で大きな存在となる。

実行委員会内では、他のメンバーが多田氏の農家民宿運営に側面的な支援を行うなかで、第二、第三の農家民宿開業への機運が徐々に高まっていく。しかし当時、農家民宿を開業する際の制度上のハードルは高く、なかなか踏み切れない状況であったと言える。こうした状況は全国的にも同様であり、春蘭の里実行委員会のメンバーも国や県に規制の緩和を訴え続ける。

農家民宿が地域内に拡大しはじめる大きな契機となるのは、旅館業法の規制緩和である。2003 年の旅館業法施行規則改正に伴い、客室面積が 33 ㎡（20 畳に相当）を下回る

家屋においても、小規模簡易宿所営業許可を取得することが可能となる。また、同年には当時の能都町（2005年に隣接2町村と合併し能登町へ）が「石川グリーン・ツーリズム促進特区」に認定されたことによって、石川県基準として消防法に関する規制が緩和される（翌2004年には全国適用）。これを機に、春蘭の里では、実行委員会のメンバーを中心に新たに4軒の小規模簡易宿所営業が誕生する。多田氏を含む5軒の農家民宿は、同年には「全国グリーン・ツーリズム研究大会 in 能登」の参加者を、翌2004年には「地域づくり団体全国研修交流会石川大会」の参加者を大口で受入し、地域全体で団体客に対応するノウハウを習得していくのである⁽¹⁾。

その後、多田氏を中心に分宿に協力可能な農家民宿の開拓に乗り出した結果、2007年以降、農家民宿を開業する世帯は一気に増加し、2011年現在、農家民宿は旧校区を超えた10集落30戸にまで拡大している。この間、2008年に輪島市等とともに奥能登地区として「子どもプロジェクト」のモデル地区に選定される。

このように春蘭の里では、国や県によるグリーン・ツーリズム政策の後押しも受けながら、農家民宿を地域内に普及している。そこでは、団体客の受入を絶好のトレーニング機会と捉え、段階的に参加者のすそ野を広げることで、地域としての受入態勢を確立している。

（３）廃校利用施設「こぶし」の完成で団体受入

旧宮地小学校区における農家民宿拡大のもう一つの大きなきっかけとなるのが、2006年に宮地小学校跡に体験や宿泊ができる宮地交流宿所「こぶし」が完成したことである。これにより学校をはじめとした団体旅行の受入態勢が物理的に整い、宿泊体験の誘致が本格化する。

「こぶし」は2階建ての施設で、宿泊体験の子供の受入の際に「入村式」や「離村式」などの集合場所や体験プログラムや食事の場として活用されている。1階にはロビーと研修室、男女トイレ、食堂、配膳室、厨房が、2階にはバスとトイレがついた客室が10室ある。当初、宮地小学校跡は高齢者の集合住宅として活用する方向で話合いが進んでいたが、体験や交流を目的とした宿泊施設として活用する方向で計画変更され、最終的には農林水産省の補助事業を活用して改修が行われる。そうした経緯から、将来的に交流施設としての活用が見込めなくなった場合には高齢者の集合住宅として転用することも想定し、客室やトイレはすべてバリアフリー仕様で作られている。

（４）「こぶし」を支える二つのむらづくり組織

「こぶし」を管理・運営しているのは、旧校区4集落を範囲に発足したNPO法人コブシである。会員は16戸30名程度で、このうち役員9名のほとんどが4集落の区長経験者である。NPO法人コブシは能登町の指定管理者となっているが、町からの指定管理料収入はなく、光熱水費やイベントなど運営費は、宿泊や体験プログラム収入のほか、1戸1万円

の入会金と年間 1,000 円の会費によって賄われている。また、手間のかかる日常の施設管理や宿泊者への対応は、NPO 法人コブシ会員の 3 名がほぼ無償で担当している。

「こぶし」の運営方法で特徴的なのは、施設稼働率を維持するために、NPO 法人の会員に対して、部屋単位で利用する権利を貸し出す「オーナー制度」に取り組んでいる点である。料金は、一部屋一ヵ月あたり 1 万 7,000 円で、利用券を購入した会員は借りた部屋を管理（布団の準備や清掃など）し、その部屋に宿泊客が入ると、事務局への手数料を差し引いた宿泊料金がオーナーに還元される仕組みとなっている。「こぶし」の宿泊料金は、1 泊 1 室あたり 6,000 円（布団代 1,500 円を含む、1 人利用の場合）で、長期滞在者も比較的多いことが特徴である。「こぶし」の利用者数は年々増加し、現在 2,500 人を超えている。

一方、「こぶし」で調理を担当するのは、同じ旧小学校区を範囲に発足した農事組合法人のと夢づくりの会員の女性たちである。（農）のと夢づくりは、町が柏木集落集会所内に建設した農林水産加工施設の管理・運営を担う組織で、旧校区内の 40 世帯により構成されている。「こぶし」では、会員が持ち寄った地元食材を活用した郷土料理が、かつて学校給食で使用していた食器を用いて提供される。料金は、朝食が 1,000 円、夕食が 2,000 円である。

このように「こぶし」の運営は、NPO 法人コブシと（農）のと夢づくりという 2 つのむらづくり組織によって支えられ、行政に頼らずに独立した運営が可能となっている。

（５）２タイプの農家民宿

前述の通り、春蘭の里には現在 30 戸の農家民宿があるが、参加世帯には共通した特徴がみられる。それは、①子育てや介護の手からはなれた 60 歳代が中心であること、②夫婦がともに農家民宿運営に対して協力的であること、③人とコミュニケーションをとることが好きなことで、これらは従来からいわれている農家民宿開業の条件とおおむね一致する⁽²⁾。また物理的な側面としては、「田の字型」が一般的な能登地方の家屋構造も、農家民宿の開業の前提条件の一つといえそうである⁽³⁾。

ところで、データがやや古いが 2009 年時点の農家民宿の営業許可取得状況をみると、全 23 戸の農家民宿のうち、10 戸は旅館業法の簡易宿所営業許可とともに食事提供が可能な食品衛生法の飲食店営業許可を取得しているが、残りの 13 戸は簡易宿所営業許可のみの取得である⁽⁴⁾。以下で詳しくみるように、当地における農家民宿が対象とする客層は、取得している営業許可によっておのずと異なっている。食事提供できる前者のタイプでは一般の大人客まで対象が広がっているのに対して、食事提供ができない後者のタイプでは主に学生などの団体旅行のみに対応する。

これら農家民宿の開業時期と営業許可の取得状況との関係をみると、比較的早い時期（2007 年以前）に開業された農家民宿では、簡易宿所営業許可および飲食店営業許可の両方を取得している食事提供型の農家民宿が多く、このほとんどが春蘭の里の取組を先導してきた実行委員会のメンバーである。彼らの多くは、運送業や縫製業、大工職人など、二

次産業を中心とした自営業世帯で、彼らは農家民宿を家業の一部として積極的に位置づけている。

これに対して「こぶし」完成後の 2007 年以降に開業した農家民宿では、飲食店営業許可まで取得している食事提供型の民宿と同許可がない食事未提供型の民宿が混在している。前者の食事提供型の農家民宿は、食事未提供型から出発して食事も提供するようになったものである。当初は受け身で農家民宿に取り組んでも、人をもてなす経験を通して、農家民宿に楽しみややりがいを見出し、もてなしの工夫や努力を積み重ねているケースが多くある。こうしたタイプの参加者は、会社等を退職して経済的また時間的なゆとりのある世帯に多く、特に、旧小学校区の外にみられる。

一方、食事未提供型の農家民宿が団体客を受け入れるのは、食事提供型の農家民宿が受けきれない場合だけであり、食事の提供は廃校利用施設「こぶし」などを利用している。こうした食事未提供型の農家民宿は旧小学校区内に多くみられ、このうちの大半が「こぶし」や加工施設、直売所などでのむらづくり活動に同時に参加していることが特徴である。70 歳代以上の比較的年齢層が高い者は多くがこのグループに属していて、農家民宿を旧校区における地域活動の延長として捉えていると考えられる。

このように、「春蘭の里」は志向性の異なるタイプの農家民宿が集まる良さを活かし、各世帯の状況に応じて無理のない範囲で補完しあう態勢が、地域としての受入を可能にしていると言える。

（6）食事提供型民宿でのもてなし内容

食事提供型の農家民宿運営の実際をみよう。

まず、宿泊料金は以下の通り定めている。一般の宿泊客の場合は、1 泊 2 食付きで 1 万 1,550 円（2 名の場合）、学生の宿泊体験の場合は 9,500 円（体験料金込み）である。これは他地域の農家民宿の相場より少し高めの価格設定と言えるが、こうした価格水準を維持するために、春蘭の里では農家民宿運営において徹底した規約を定めている。具体的には、宿泊客は 1 日 1 組に限定する、食材は地元のものを使用する、化学調味料は使用しない、料理の品数を統一する、山菜やキノコなどの山のもの、またゴリ、ヤマメ、モロコといった淡水魚を使った料理を提供する、客間には囲炉裏を設置して輪島塗の御膳と手作りの箸を使用するなどである。これらの多くは、多田氏が農家民宿を始めた当初に編み出した方法であり、後から参加する農家民宿に徹底している。

宿泊客の受け付けや各農家民宿へのふり分けを担当するのは、春蘭の里実行委員会の事務局である。事務局は多田氏が経営する会社内に置かれている。事務局運営はこれまで多田氏を中心に行われてきたが、春蘭の里は、2010 年に専属の事務局員として男性 2 名を採用した。一人は 50 歳代の男性で、隣村の役場で農林行政に携わっていた人物である。もう一人は台湾からの 20 歳代の留学生で、専門学校在籍中に「春蘭の里」で 1 カ月ほど働いたことが縁となり、事務局員として定着している。

(7) 自然体験学習ツアーの例

次に、春蘭の里で行われる子供を対象とした宿泊体験の学習プログラムをみよう。紹介するのは、2011年7月末に千葉県流山市の児童が訪れた「自然体験学習ツアー」である。流山市は以前から旧能都町と交流があり、同町は毎年夏休みに児童の宿泊体験学習を受け入れていたが、2011年から3泊4日すべてのプログラムを春蘭の里で実施している。

主な行程は第3-4表のとおりである。初日は、「こぶし」から車で15分程度の能登空港で児童を迎え、「こぶし」で入村式を済ませた後、各民宿に分かれて夕食。2日目には地元能登町の児童が合流し、午前中は、町内の牧場で乳搾りの体験を行う。この牧場は2009年から春蘭の里の会員に加わっており、農家民宿も開業している。午後は、「こぶし」の脇を流れる川でヤマメのつかみ取りを行う。夕食後は、「こぶし」の周辺で肝試しを行う予定であったが、あいにくの天候のため、室内での肝試しとなる。

第3-4表 千葉県流山市自然体験学習ツアーのプログラム

	1日目	2日目	3日目	4日目
午前		各民宿で朝食 能登町の子どもと交流 牧場体験	各民宿で朝食 キリコ組み立て	各民宿で朝食 離村式 能登空港出発
昼食		昼食	昼食	
午後	能登空港集合 入村式	川遊び 各民宿で自由行動	キリコ練習	
夕食	夕食	夕食	夕食	
夜	自由時間	歓迎会、肝試し	キリコ祭り	
宿泊	農家民宿	農家民宿	農家民宿	

注: 下線は廃校施設こぶしで実施されたプログラムを指す。

3日目のメインプログラムは、キリコの創作、実演である。キリコは、能登地方の祭礼で伝統的に担がれている巨大な御神灯で、旧校区では柏木をのぞく3集落で担がれてきた。しかし、担ぎ手の減少により、各集落では祭礼でキリコを出せない状況が続いていたのである。そうしたなか、キリコを体験学習のプログラムの題材とすることで、キリコを疑似的であるにせよ復活させている。最終日は各民宿で朝食をとり、「こぶし」で離村式を行い、3泊4日のプログラムが終了する。

参加者は、流山市の児童20名と引率者2名、それに能登町の児童10名であり、農家民宿8戸に2～5名ずつが宿泊する。流山市の児童と引率者は3日間とも農家民宿に分宿するが、能登町の児童は1泊だけを農家民宿で過ごす。

この例では、日中の体験は全員まとまって行っているが、団体（学校）が、農家民宿単位での個別プログラムを希望する場合は、各農家民宿が得意とする体験メニューを実施する。各農家民宿が行う体験メニューは、野菜の収穫や山菜やキノコとり体験、ジャムづくりなどの加工体験、竹細工などの手仕事など多様である。

（８）農家民宿の多様性を生かしたむらづくりに向けて

2010 年度、春蘭の里には 11 校の修学旅行を含めて年間 4,500 人以上の訪問者がある。春蘭の里は大手旅行会社と修学旅行に関する契約を結んだため、今後 200 人規模の学校の受入も予定されている。石川県では本格的に修学旅行の誘致に乗り出しており、新聞記事のなかで春蘭の里がメインプログラムの 1 つとして紹介されている⁽⁵⁾。

2011 年 6 月に能登半島が世界農業遺産に認定されたことから、春蘭の里は学生の受入にも力点を置きながら、農家民宿を通したむらづくり活動により一層取り組んでいくことが予想される。春蘭の里の目下の目標は、農家民宿による追加的所得の拡大を後継者の定住に結びつけることであり、最近では 20 歳代の後継者が農家民宿運営に積極的に携わるケースも出てきている。今後は、初期の実行委員会の核であった「プロ志向」の食事提供型農家民宿や、そうした農家民宿の新しい担い手が積極的な経営戦略を打ち出せるような環境づくりに、春蘭の里全体として取り組んでいく必要があるであろう。もちろん農家民宿を通したむらづくりにおいては、プロ志向の農家民宿の育成だけでは不十分であり、繁忙期のみの受入の食事未提供型農家民宿もまた重要なプレーヤーである。

むらづくり活動において参加者のモチベーションの水準が多様であることは当然であり、それを前提に地域全体での受入基盤の強化を目指すことが不可欠である。そのためにはまず、活動に参加する人々の様々なニーズを聞き出せる場づくりが求められる。例えば、多様な技術（例えば、ホスピタリティ、料理、体験など）を持つ参加者が互いに研さんを積み、交流を深める機会を一層確保していくこと、また、農家民宿だけでなく、廃校施設や加工施設などでのむらづくり活動関係者が相互に関係性を持てる仕組みづくりなどがあげられる。次世代のリーダー層の育成という観点からみても、春蘭の里にとってこうした地道な活動の積み重ねが不可欠である。

注

(1) 地産地消文化情報誌『能登』編集室（2011 年），p.47 を参照。

(2) 例えば徳野（2007）などで指摘されている。

(3) 奥能登では、互いに襖で仕切られた 4 つの部屋が田の字型に配置された「田の字型」の民家が一般的で、以前は冠婚葬祭や村の寄り合いを自宅で行っていたことから、校区にも比較的大きな家屋が残っており、農家民宿の開業には好都合であった。

(4) 2009 年 2 月および 6 月の筆者による調査結果による。

(5) 北國新聞（2011 年 8 月 3 日掲載）。

4. 大分県西部地区（宿泊体験民宿タイプ）

鈴木 源太郎

（１）グリーン・ツーリズム先進地の大分県

大分県は、1980 年代に旧大山町で始められた「一村一品運動」や 1990 年代におこった旧安心院（あじむ）町にはじまる「農村民泊」（農泊）への取組など、全国に先駆けた動きがみられる。宿泊体験の取組は、安心院方式と呼ばれる会員制の「農泊」の流れを強く受けており、県が旗振り役となって、これまでに 16 組織におよぶグリーン・ツーリズム協議会が生み出されている。これらグリーン・ツーリズム協議会は、県協議会の下部組織として位置づけられ、「農泊」の受入の窓口業務を行うほか、管内の「農泊」の指導や新規開業支援なども行っている。

1993 年、旧安心院町が「アグリツーリズム研究会」（後の「グリーン・ツーリズム研究会」）を立ち上げ、「農泊」の取組を行った。その後、九重町、旧香々地町、旧山香町、竹田市、旧野津町、玖珠町、旧庄内町などでもグリーン・ツーリズム研究会の立ち上げが相次ぐ。2002 年に県が旅館業法と食品衛生法の適用規制を緩和し、さらに翌 2003 年に旅館業法の規制緩和によって小規模簡易宿所営業の許可が取得できるようになったことも、県内に取組を増やす大きな要因となった。宿泊体験については、2005 年に県のグリーン・ツーリズム研究会が（財）日本修学旅行協会の大阪事務所と窓口業務委託契約を行ったことをきっかけとして、2006 年より本格化している。

（２）子供の宿泊体験に特化

県西部地区は、日田市（2005 年、旧日田市と前津江村、中津江村、上津江村、大山町、天瀬町の 1 市 5 町村が合併）、玖珠町、九重町を指す（第3-3図）。同地区内にある宿泊体験の受入組織である「一般社団法人 G-WEST（大分県西部地区教育旅行受入協議会）」は、玖珠、九重両町にあった 2 つのグリーン・ツーリズム研究会と、旧大山町（現日田市）にあった小切畑グリーン・ツーリズム研究会などを母体として 2008 年に設立され、翌年に受入体制の強化と対外的な信用力の確保のため一般社団法人となったものである（2010 年国勢調査では、玖珠町は人口 17,054 人、6,149 世帯、九重町は人口 10,421 人、3,601 世帯である）。

県内の各グリーン・ツーリズム研究会の運営方針は、安心院方式にほぼ準拠している。安心院地域における「農泊」の方向性は、既存のホテルや旅館への宿泊では得ることのできない温かみのある宿づくりを基本に、体験などを織り交ぜながらも、上質な癒しの空間を提供することに主眼がある。対象とする顧客も大人の一般客であり、家屋などの改修費



資料：第3-1図と同じ.

をできるだけかけないよう工夫しながらも、快適な宿泊空間を演出するため様々な接客の工夫を行っている。これに対して本節で取り上げる（社）G-WEST は、安心院方式の単なる拡張では県内各地の個性が発揮しにくいと考え、取組を子供宿泊体験に特化させつつ、独自の路線を歩んでいる。

（３）教育貢献が基本理念

（社）G-WEST が目指すものは、“学校ではできない現場の実践教育”に向けた挑戦であり、「思いやりの心」、「助けあいの心」、「命への気づき」を大切にしながら、質の高い受入を目指すコンセプトである。（社）G-WEST の設立当初は、安心院の立地する県北の宇佐地域と顧客を奪い合うような状況も一時的に生じたが、相互の目的の差が明確であることから、現在ではそれぞれのコンセプトを理解した顧客の獲得に成功し、ともに受入数を伸ばしている。

(社) G-WEST の宿泊体験に関する基本理念は、**第3-4図**に示したとおりであり、これを学校側の教員や保護者によく説明し、要請があればいつでも学校に出向いて理解を得るようにしている。このほか、毎年、中学校を中心に **10 校程度**の説明会に出席して説明し、受入の拡大に向けた取組を進めている。

(社) G-WEST は、後に詳しく紹介する独自の考え方から、細かな体験メニューを事

- ◆ G-WEST の農村民泊体験とは、農作業を体験するだけでなく、農村すべてを体験しながら過ごす事である。
- ◆ 農村民泊体験をする子供たちに対して、保護者・学校・旅行業者・受け入れ家庭は同等な立場である。
- ◆ トラブルに対して責任を共有し、子供たちの将来のためを考えて責任転嫁・責任逃れをせず、アバウトな心で協調して問題解決に当たらなければならない。
- ◆ 原則として、保護者・学校側の考え方を体験現場（受け入れ家庭）に持ち込みません。
- ◆ 農村民泊体験は、もてなす・繕うことなく、バスから降りて別れのバスに乗るまで、私たち（受け入れ家庭）の子供・孫として、優しく・厳しく・楽しく生活の知恵と生きる力を教えます。
- ◆ 体験は、受け入れ家庭の子供たちとの間に信頼関係ができる（仲良くなる）時間であり、主たる事は生き様の語り部である。

第3-4図 (社)G-WESTの基本理念

前に示さず、また示すこともできない。逆説的ではあるが、そうした姿勢こそが(社)G-WESTの最大の特徴となっている。学校が具体的で詳細な体験メニューと日程表を示すよう要請してくることがあり、特に初回受入の学校は必ずと言ってよいほどそうである。しかしそれぞれの受入農家の「その日、その場における生きた体験」を大切にする(社)G-WESTでは、野山やほ場に入り込み、その場でどんなことが体験できるかは当日にならないうとわからないという立場をとり続けている。そのため一部の学校は実施に至らないこともあるが、(社)G-WESTではそのことをよしとしている。

(社)G-WESTの基本理念の根底に流れている思想は「ひとたびこの地域に来たからには、子供の一切を任せてもらう」ということなのである。

(社)G-WESTは、2007年の組織立ち上げに向けた試行段階から、大手旅行エージェントと協力し、北九州方面の中学生の誘客につとめているが、こうした組織の方針、受入姿勢に理解を示してもらえる旅行エージェントを厳選した上で取組を展開している。

(4) 受入実績と受入農家の特徴

2007年度以降の受入学校数と延べ宿泊数を第3-5表に示す。(社)G-WESTの受入試行期間である2007年度は、学校数15校、延べ宿泊数3,353泊であるが、2008年度には19校、4,770泊となり、2009年度に新型インフルエンザの流行の影響を受けて一時的に減少したものの、2010年度には19校、5,188泊となり、徐々に受入を拡大している。また、2011年度は2月現在で14校の実施予定があり、5,300泊程度が見込まれている。(社)G-WEST

第3-5表 G-WESTにおける宿泊体験の受入実績

区分	(校, 人, 泊)					
	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
学校数	15	19	17	19	12	12
受入人数	2,146	2,652	1,785	2,708	1,607	1,404
延べ泊数	3,353	4,770	3,304	5,188	3,213	2,807

資料: 一般社団法人G-WEST公開資料.

における受入のほとんどが中学校で、北九州市からの修学旅行受入が多い。小学校の受入は毎年1～2校にとどまり、延べ泊数も9割以上を中学生が占める。

宿泊体験の料金は、宿泊料 6,000 円（1泊2食分）に加えて体験料として 500 円を徴収する。また、昼食をつける場合には別途 500 円を加算する。（社）G-WEST の組織としての手数料は生徒1人1泊あたり 350 円とし、うち 150 円を役員報酬に充てている。

受入農家戸数は 42 戸であり、うち 8 割程度の農家が恒常的に受入を行っている。1 回あたりの同宿人数は 4～5 人を基本としているが、受入農家の都合により 7～8 人程度まで可能である。また、（社）G-WEST 全体の一泊あたりの最大受入人数は 250 人とされている。今後は、受入農家数を 50 戸くらいまで拡大していきたいとの意向である。

受入農家の経営主の平均年齢は 60 歳代であり、自らの子供が成人または都会の学校に行き手が離れたあと、宿泊体験を受入始めるというように子育てが終わった世代が取り組む例が多い。受入農家のうち専業農家の割合が 3 分の 2 ほどあるが、高齢農家が多く、宿泊体験に 2 世代で関わる農家はそのうちの 2～3 戸程度にとどまり、受入農家の多くが 1 世代の高齢専業農家である。作目構成は、おおむね 8 割が水稲単作であるが、中には水稲＋野菜作やイチゴ、ブルーベリーなどの複合農家のほか、肥育牛や繁殖牛を飼養する畜産農家も含まれている。

（５）その場その場の語り部としての役割

（社）G-WEST は、農家個々のアドリブによる、その「時」、その「場」にしかない体験を重視するという立場から、予めはっきりとした体験メニューを学校側に提示することはない。実際に行われる体験内容は、田植や稲刈り、野菜の播種などの手伝いや牧草集め、牛の世話、シイタケ取りなどの農作業のほか、団子作りや竹細工、わら細工、中には川遊びなどを行う農家もある。

受入農家の中には一定の型を想定している農家もあり、ある農家民宿の 2 泊 3 日の場合は次のようなものである。1 日目には、山菜摘みとそれを使った餃子作り、夕食後は腕相撲大会を行う。2 日目には、農作業を 30 分程度やらせたあと、竹細工を教え、午後は自作の竈（かまど）を利用したピザ焼きと屋外でのバーベキューを行う。3 日目には感想文と帰りの準備を行う。1 日目の腕相撲大会は、子供たちが熱中し、子供との距離を縮めることができるので毎回かならず実施している。また竹細工も大変好評で、学校の先生

から教えてほしいと言われることもあるそうである。

ヴァーチャルな知識は豊富でも、実体験が伴っていない多くの子供に対して、(社) G-WEST のいくつかの受入農家では虫や草花、木などに直接触れさせ、現実の野山を巡りながら生きた知識を少しでも得てもらう努力をしている。山菜採りでは山菜の採り方だけでなく、森の出で立ちの話や年輪が粗密に並ぶ理由、鹿による獣害など、子供に現場を直接見て触れて学ばせるような工夫をしている。

また、学校側に、日常の学級ができるだけバラけた形でグループ分けするよう、依頼する。(社) G-WEST で目指しているのは日常の学校で培われた「絆の“確認”や“強化”」ではなく、学校の外の世界でも通用する社会勉強としての宿泊体験である。例として、釣り竿を子供に貸すときに人数の半分以上の本数しか渡さないなどの工夫がみられる。そうすることによって、子供たちが本数の足りない釣り竿をどう融通するかがよく観察でき、さりげなく協調性の大切さを学ばせることができる。すなわち、そこでは、「場」と「語り部」など複数の要素により構成されるアドリブの体験によって、子供たちの「真の生きる力」を育てていくことが何より目指されている。

(社) G-WEST 会長の佐藤氏によれば、受入農家はそれぞれかなりのプロ意識と誇りをもって受入に当たっている。農業・農村に関する知識についても、子供たちが望んだときには積極的に教えるが、知識の押し売りをしてはいけない。人の生き様と自然の営みを有機的に結びつけて、それとなく語れるような語り部が理想だそうである。例えば、アリジゴクに落ちて命を落とすアリを観察しながら、たばこや麻薬の危険性を子供に諭し、アリジゴクのすり鉢の縁で踏みとどまることができるかどうかは、本人の知恵と判断次第だと教える。

体験で色々なことを教える受入農家は、どうしたら子供に興味を持ってもらえるか試行錯誤をしているわけであるが、同時に、子供の側も“信用できる大人かどうか”を実によく観ていて、いろいろ仕掛けてくる。受入農家の坂本氏は、そういった関心の高い子にできる限り実の親になったつもりで接し、「後ろ姿で感動させる」ことが理想だと語る。体験メニューは決めずとも、命の大切さや感謝の気持ち、自然への畏敬など、活動を通じて“伝えたい”思いをつねに心に持ち続ける。それゆえ、手段としてのメニューにこだわる必要がないというのが、(社) G-WEST 流の教育貢献のあり方と考える。

(6) 食事の工夫と食育

食事についても様々な配慮がなされている。ある受入農家での食事メニューの例を第3-6表に示す。だんご汁づくりなど、子供との共同調理を交えながら、普段の食事に近いメニューを心がけている。その中でも、たとえばジャガイモの芽の毒は命を守るためにあると説明し、「食事」は「命をいただくこと」にほかならないと語る。

食育は子供のうちほど浸透すると考え、バランスの良いしっかりした食事の習慣が体をつくり、次世代の健康な子供をつくるという話は、特に女子生徒には真剣に聞いてもらえ

第3-6表 食事メニューの例

		メニュー例	品数
1日目	夕食	がめ煮(筑前煮) 吸い物 茶碗蒸し ハンバーグ サラダ デザート(子どもと作った果物ゼリーなど)	7
2日目	朝食	前菜(玉子焼き、鮭、ウインナー、小魚の佃煮) ハム・温野菜 納豆・のり・ふりかけ	4
	昼食	カレー サラダ おひたし ヨーグルト	4
	おやつ	子どもたちと作るちまき、柏餅、まんじゅうなど	1
	夕食	天ぷら(鶏、エビ、野菜) とんかつ or 焼き肉 スープ 果物ムース(or ヨーグルト)	5
3日目	朝食	前菜(目玉焼き、ベーコン、塩サバ、ウインナー) 天ぷら・ちくわなど 納豆・のり・ふりかけ	4
	昼食	だんご汁(子どもと共同調理) とりめし 酢の物 デザート(子どもと作った果物ゼリーなど)	4

ると坂本氏は言う。「食」を通じた生きていくための知識と体験のバランスが“知恵”となっていて子供の心に残るためには、背伸びをして立派なことを言う必要はなく、素材の味を子供たちに覚えさせながら、自然体で語ることが大切だということである。

(7) 人材の質を高める取組

(社) G-WEST は、宿泊体験の受入の質を高めるため、宿泊体験受入を希望する農家に、宿泊体験受入前の1年間を見習い期間と位置づけ、独自の研修プログラムを用意している。受入を希望する農家は、まず昼間の体験の手伝いなどをして体験実施に慣れていきながら、安全面の勉強などを重ね、会長への論文提出も課されている。最終的には、(社) G-WEST の会長と行政機関の双方の推薦を得て、小規模簡易宿所営業の許可を取得して正式な受入を行う。こうして受入者のハードルはかなり高く設定されている。

さらに42戸の会員のうち25名程は、(財)都市農山漁村交流活性化機構が主催するグリーン・ツーリズムインストラクター育成スクールにおける研修を修了しており、コーディネーターまたはエスコーターの資格を取得している。こうした人材育成に対する姿勢が、受入の質の底上げに貢献していると考えられる。また、会員の一部には、救急救命士の資

格を取得している方もいる。これらは、(社) G-WEST の受入の質へのこだわりであり、衛生面や安全性に対する厳しい姿勢の表れである。

毎年 2 回、4 月と 8 月に研修会を開いており、食品安全管理を中心に指導を徹底している。この研修会への参加は必須であり、参加できなかった農家にはその後の受入をさせない。特に食品の衛生管理については、会員が一度でも食中毒事故を起こすと地域の活動が終わってしまうという危機感を常に共有しており、会長自らが月平均 4 回の抜き打ち検査を行い、各農家を年 1 回以上訪問している。その際のチェック項目は、台所の衛生状態のチェックはもちろん、割れたガラスが軒下に置いてあったり、網戸が破れていたり、犬の糞の不始末がないかなど、子供の安全に関わる広範におよび、何らかの問題が発見された場合は、即刻、改善命令が出されるという厳しいものである。(社) G-WEST では、万一の事故の際のため、受入側の過失による損害等に関しては 1 人あたり 1 億円、1 件あたり 5 億円程度の保険に加入しているが、それにも加えて慎重な安全管理を心がけている。

(社) G-WEST の会長は、宿泊体験によって日銭を稼ぐことが目的の人には、決して加入を認めないと考えている。また、宿泊体験の誘致に対する姿勢は教育貢献という理念を損なわないよう、「どうやったら来てくれるか」を優先せず、「本音ベースのつきあいができるような」学校の先生方との相互理解をつくりそこからの口コミが信頼できると考えている。

5. 沖縄県伊江村（宿泊体験民宿タイプ）

中尾 誠二

（1）伊江島の観光を支える「民泊」

沖縄本島北部の東シナ海に浮かぶ伊江島は、本部半島から北西 9km（フェリーで約 30 分）、東西 8.5km・南北 3km・面積 22.77 平方 km の離島であり、この一島で国頭郡伊江村（くにがみぐん・いえそん）を構成している（第3-5図）。

2010 年の国勢調査では人口 4,737 人、1,915 世帯であるが（第3-6図）、人口が 2005 年国勢調査まで維持してきた 5,000 人台を割り込んだことに象徴されるように、公共工事の減少など経済的には厳しい状況にある。そうした中で近年、現地で「民家体験泊」（「民泊」）と呼ぶ宿泊体験の受入で全国的に注目されている。本節ではその取組を取り上げる。

沖縄が第二次世界大戦末期の壮絶な経験乗り越えて 1972 年に日本へ復帰した後、早い時期から県内の学校旅行等の観光先として賑わっていた伊江島では、1986 年、伊江村商工会から独立する形で「伊江村観光協会」（以下、「観光協会」）が設立され、島の観光窓口が整備される。2003 年、当時の観光協会副会長が大手旅行会社からの打診を受けて「民家体験泊」として始まった県外中高生の宿泊体験の受入は、翌 2004 年から本格化し、2010

事業が評価され、2006 年には「地域づくり総務大臣表彰」を受賞するまでになる。このように好調な受入実績を後押しした伊江村観光協会は、2007 年 5 月に任意団体から「社団法人伊江島観光協会」（以下、「観光協会」）となる。法人の名称を「伊江村」という自治体名から「伊江島」へ変更した理由は、空間的に隔絶された離島にあるという立地の特徴を前面に押し出し強調するためである。

（２）基本理念は「心の交流」

観光協会の強いこだわりは、宿泊体験で訪れた子供たちを受入家庭の子供同様に扱う「民家体験泊」（「民泊」）のスタイルにある。「民家体験泊」という特徴をわかりやすくアピールするため、伊江島では、観光協会を中心に小規模簡易宿所営業の許可取得を推進するようになってからも、島内の宿泊体験活動を「民宿」とは呼ばず、「民泊」であることを強調している。

島内には一般観光客を対象とするホテルや民宿、ペンションなど、各種の宿泊施設が営業しているので、既存の宿泊業者との違いを明確にするためにも「民泊」を名乗ことは重要な意味をもっている。しかし、それ以上に大切にされているのは、「島のオジィ、オバァ宅に泊まって心の交流を深める」という基本理念が「民泊」という言葉に込められている点である。

（３）高めの受入料金

観光協会が窓口となっている宿泊体験の場合、1泊3食（到着日の夕食・翌日の朝食・昼食）と滞在中の「伊江島生活体験」にかかるすべての費用を含んで税込 9,000 円という料金（2010 年度）になっている。この料金は、実は島内の一般宿泊施設と比べても決して安くはないが、その分「心の交流」に必要な手間賃が含まれているという受入側の強い自負が込められている。伊江島の「民泊」は、民宿よりも安く済ませるためのものではなく、こうした受入の理念を体現するしくみと言える。

この料金を設定する際、観光協会では受入家庭に希望額を確認した。そして、最も高額を回答した人よりも更に高い料金を観光協会が提示することで、全ての受入家庭が納得して取り組めるよう配慮したとのことである。この高めの料金設定は同時に、「子供を預かるからには親身になって対応しなくてはならない」という受入家庭への強いメッセージにもなっている。

もちろん経済的な動機よりも教育的な観点や受入を通じて交流を楽しみたいという思いから受入を始めた家庭が多いのではあるが、一定の料金を受け取ることによって、受入家庭に責任と義務を明確に自覚させている点は重要である。また、受入家庭の家計を充足するだけでなく、食材などの購入先にも経済波及効果の好循環が生まれていることも忘れてはならない。

（４）PDCAサイクルによるクオリティ維持

観光協会が窓口となって宿泊体験を受け入れる際の仕組みを紹介する。中高生を送客する旅行会社と受入家庭の間を取り持つ観光協会は、いわば現地手配者（ランドオペレーター）的な役割を担っている。原則として、各受入家庭が旅行会社や学校側と直接コンタクトすることはない。

受入前に観光協会が行う「説明会」に受入家庭は必ず出席して子供たちの事前情報（食物アレルギーや喘息の有無等）を把握する決まりになっている。この説明会に参加せずに宿泊体験受入を行うことはできない。この説明会終了時に料金が各民泊へ前払いされる。

受入当日、沖縄本島からフェリーで伊江島にやって来た子供たちと港で「入村式」を行う。緊張の面持ちで初対面した後、それぞれ受入家庭に車で移動し、いよいよ「伊江島生活体験」が始まる。各受入家庭での体験メニューは特に統一してはいないが、どの受入家庭でも伊江島での生活そのものを子供たちが受入家庭と一緒に満喫できるよう工夫をこらしている。

楽しい時間を各受入家庭で過ごした後、最終日には港で「離村式」がある。わずか１～２日前の入村式で見せていた表情とは異なり、受入家庭の人と別れを惜しみ、涙を流す子供たちもたくさんいる。最後は港を去りゆくフェリーが見えなくなるまで互いに手を振りあうのであるが、その際、子供たちには島で過ごした時間や温かく受け入れてくれた家庭が思い出されていることであろう。離島は、船での移動に伴うため交通アクセスが不便であり、そのことが一般的にはデメリットと思われる。しかし、伊江島での宿泊体験の場合は、この不便さを「日常から隔絶された異空間への旅」として逆手にとる戦略で成功しているのである。

子供たちを見送った後には、波止場でそのまま 10 分間程度の「反省会」が必ず行われる。それは場所や日時を改めた宴席のような反省会ではなく、即応性と対策の実効性を重視した点検のための反省会である。伊江島の宿泊体験のクオリティを維持していく上で重要な役割を果たしている。短時間ではあっても各受入家庭で起こった課題を互いに共有し、次の受入に生かす、まさに PDCA サイクル（Plan → Do → Check → Action）を自然体で行う取組と言える。この「反省を怠らず、やりっ放しにしない姿勢」が伊江島「民家体験泊」の精神を支え、高いクオリティを維持していく上で重要な役割を果たしているのである。

なお、引率してきた先生たちは島内の一般宿泊施設に泊まる。先生が一般旅館に泊まるのは、プライバシーが確保された宿に泊まってもらう方が良いという配慮に加えて、宿泊体験受入家庭だけでなく既存の宿泊施設を含めた地域全体の経済効果をねらう意図もある。

（５）自分の家の子のように接する

受入家庭で子供たちはどのように過ごしているのだろうか。観光協会に登録されてい

る受入家庭は全島で約 160 戸を数え、そのうち数戸でヒアリングしたところ、伊江島の象徴である「城山」登山や、ハイビスカス公園やワジ（断崖から海に注ぐ滝）の見学といった観光地巡りのほか、それぞれの受入家庭の生業を生かした様々な体験を提供している。

サトウキビと島ラッキョウを栽培している農家では、植え付け・収穫・草取り等の農業体験はもちろん、海岸で貝殻を拾ってストラップ作りをさせる等、幅広い体験を取り入れている。空いてる時間は一緒にトランプで遊んだり、夕食後はサーターアンダギー作りを手伝ってもらったりしながら、コミュニケーションを深めている。フエフキダイやヤイトハタの養殖漁業を営む漁家では、子供たちを漁船に乗せ、いけすまで連れて行ってえさ撒き体験をさせたり、そこで魚を釣りをさせたりしている。同漁家には、まだ幼稚園に通っている女の子がいるが、泊まりに来た子供たちによく遊んでもらうため、人見知りしなくなったなど、情操教育面で非常に良い影響も出ているとのことである。

観光協会では『民泊』に来た子に自分の家の子と同じように接する」ことを各受入家庭に指導している。それがため、宿泊体験に来た子供だけでなく、受入家庭の子にとっても「内地から泊まりに来たニイニイ・ネエネエ」と自然に遊べる雰囲気を作り出しているのである。

また、受入家庭によっては沖縄戦の話を聞かせることも平和教育の一環として行われている。とても綺麗な伊江島の海であるが、砂浜をよく見ると直径 1 ～ 2mm、長さが 5mm ほどの小さな円筒状の黒い粒子が散乱している。これにマッチで火を点けると勢いよく燃え始める。筆者自身、それが終戦前後に島へ集められた不発弾の火薬であることを説明されて本当に驚いた。（伊江島には終戦直前の砲撃に加え、終戦後、米軍が沖縄戦で使用されなかった爆弾や爆薬、不発弾を島の北海岸地域一帯に集積した。）このような体験を交えた話を聞けるのも、沖縄の伊江島ならではの体験であろう。

（6）共同調理による食事

食事は各受入家庭でそれぞれ自由に子供たちと一緒に作っているが、そのメニューは夕食はタコライス、朝食はポークエッグ、昼食は沖縄ソバなどが最もオーソドックスである。一泊二食の料金を受け取るためには、旅館業法の営業許可とは別に食品衛生法の飲食店営業許可が必要であるので、観光協会は受入家庭での小規模あるいは一般簡易宿所営業の許可取得を進めるとともに、食事については民泊に取り組む他の多くの地域と同様、伊江島でも「共同調理」方式を採用している。受入家庭と子供との交流や子供への教育的効果の面から、この「一緒に作って食べる」形態を広く維持しているのである。

食器の準備・調理体験・後片付けや一連の作業を受入家庭の人と一緒に行う中で、子供との間にお客様扱いでない家族に近い人間関係が生まれ、会話も弾むようになるとのことである。サーターアンダギーなど沖縄独特の料理を作るところから楽しみながら、じっくり島の昔話を聞いたりする経験は生徒たちの心にも深く思い出として残るようである。また、女の子のみならず料理の経験のない男の子がむしろ積極的になったり、生徒同士でも

意外な一面を発見することも多いようである。

（７）講習会、研修会の取組

共同調理で最も気を付けねばならないのが、衛生管理の問題である。伊江島では観光協会が沖縄県食品衛生協会へ要請して食品衛生責任者養成講習会を島内で行い、受入家庭の受講を義務付けている。

さらに島内の観光地を案内する時や体験指導を行う際、どのような点に注意すべきか、また島の共通情報としてどんな知識を持っておけば良いのかについて、定期的に研修会を開いている。例えば、「伊江島タッチー」の呼び名で親しまれている島唯一のシンボリックな山である「城山（ぐすくやま）」は高さが 172 メートルである、というような基本的知識や第二次世界大戦中に島民と軍人を合わせて計 4,500 人の方が犠牲になったという平和教育としての基礎知識などを共有している。これらは最近の移住者や若い世代にも語り継ぐべき知識としてしっかり伝えているそうである。安全対策としても、子供の飲食に関するアレルギー対応はもちろん、海で遊ぶ際の留意点などが徹底されている。

しかしどんなに細心の注意を払っていても、人身に関わる事故を一つでも起こしてしまうえば、その受入家庭のみならず島全体の宿泊体験受入事業が駄目になってしまう。そんな可能性を常に想定しながら、事故を起こさないための安全研修を徹底し、加えて十分な賠償責任能力を備えられるよう施設賠償保険と生産物賠償保険に旅行傷害保険を加えた特約保険商品に加入している。

（８）受入体制一本化の課題

伊江島の宿泊体験活動は、現在、受入窓口として観光協会と民間企業の 2 系統が併存している状態となっており、その結果として、島内の受入家庭も双方に分かれる事態になっている。取組当初は、観光協会だけであった。しかし収容人数に対する考え方など若干スタンスが異なる立場を取るようになった人たちが分派し、現在では、それぞれが別個に事業を展開している。

こうした状況の中で、双方が個別に事業の最適化を図ろうとするあまり、島全体の受入人数が過剰気味になり、観光スポットで複数のグループがかち合ったり、一時的に島内の小規模商店が品薄になったりといった弊害も見られるようである。

両者には、是が非でも一本化しなければならない理由はないし、お互いが切磋琢磨する中で良い受入が実現していくという積極的な面もある。しかし、仮に今後、管理体制の面でも差が出てくると、一方に何らかの問題が生じた場合、伊江島の「民泊」ブランド全体が影響を受ける可能性も否定できない。また、“島”としての共通のブランドを大切にしようとするほど、学校側など島外から見た場合に複数窓口による複雑さは良い印象を与えない可能性もある。そうした点で、少なくとも受入が混乱を来さないよう配慮することは必須である。

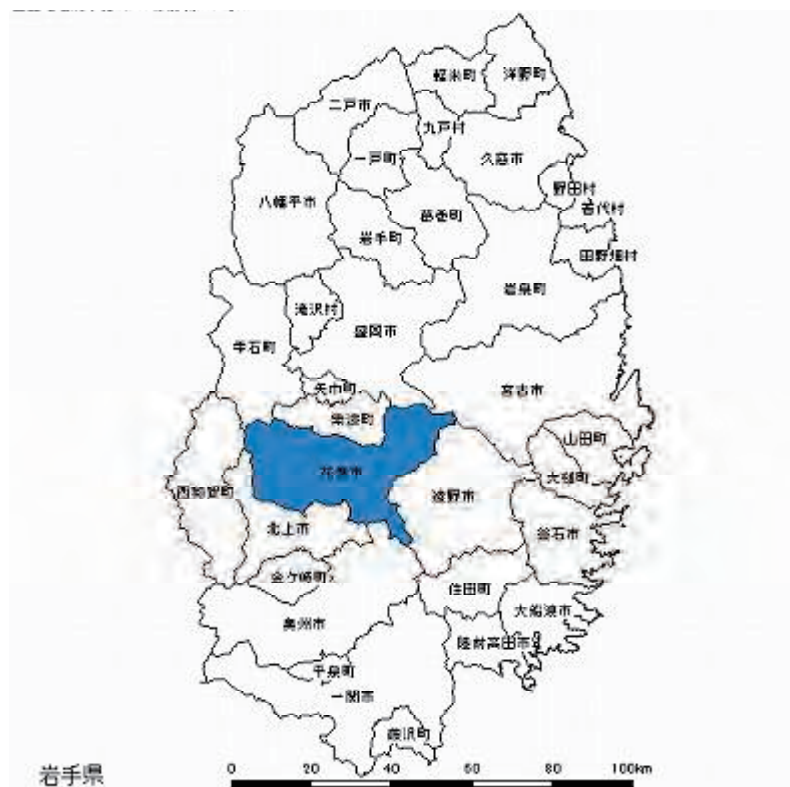
今後、島の宿泊体験事業をより発展させていくという方向性のもと、小異にとらわれず両者が連携あるいは統合することが可能であれば、より磐石な体制で島全体を対外的にアピールできるのではないかと思う。この点は、軽々に解決できない部分ではあるが、「伊江島」と学校側の双方にとってより良い「民泊」事業に展開していくため、関係者で十分な調整が図られるなら、一層素晴らしい「民泊の島」としての発展につながると考える。

6. 岩手県花巻市（宿泊体験民泊タイプ）

小野 智昭

（1）平場純農村地域

花巻市は岩手県のほぼ中央、奥羽山脈と北上高地の間に広がる北上平野に位置する人口101,438人、33,774世帯（2010年国勢調査）の市である（第3-7図）。交通は、東北新幹線、東北自動車道があつて首都圏とのアクセスが良く、さらに空の表玄関であるいわて花巻空港には、北海道の新千歳行きと関西の伊丹行きの航空路も開かれている。市内の観光資源として花巻温泉郷があり、宮沢賢治ゆかりの地としても有名なほか、柳田國男の民話で有



第3-7図 花巻市の位置

資料：第3-1図と同じ。

名な遠野，世界遺産に指定された平泉なども近く，従来から花巻温泉郷を宿泊拠点とする修学旅行客が多く訪れている。

現在の花巻市は，2006年に旧花巻市と旧石鳥谷町，旧大迫町，旧東和町とが合併して成立した市である。宿泊体験の受入窓口は，「はなまきグリーンツーリズム推進協議会」（以下「GT 協議会」という）が担っている。同協議会は，花巻市，JA いわて花巻，花巻市教育委員会，花巻市観光協会などに加え合併前の市町単位の地区に組織されている4つの「受入農家の会」⁽¹⁾により構成されている。

GT 協議会は1998年という早い段階に設立され，受入窓口（事務局）は当初からJA いわて花巻にある⁽²⁾。当時は5月の田植体験を中心に，宿泊を伴わない農業体験の受入のみが行われており，宿泊体験が始まるのは2000年以降のことである。

（２）宿泊体験と観光との共存

最初に宿泊体験を受け入れたのは旧石鳥谷町であり，2000年に大阪府の高校の修学旅行を12軒の農家が民泊で受け入れたことがはじまりである。2002年には同地区の71戸の農家で「いしどりやグリーン・ツーリズム受入農家の会」が結成され，これに触発される形で，2004年頃から隣接の旧花巻市内でも民泊での受入が行われるようになる。

当時の岩手県は，農業体験受入は推進していたものの，宿泊受入は他人を泊める行為が旅館業法に抵触する可能性が高いことから消極的であった。しかし，2005年に岩手県が「ガイドライン」⁽³⁾を策定し，そこでは農林漁家民泊の範囲を「営利を目的とせず，かつ，宿泊料を受けないで人を短期間宿泊させる」ものに限定することで，農林漁家民泊への道を開く。

営業として人を宿泊させたり食事を提供する場合には，旅館業法や食品衛生法等の許可を得る必要があるが，このガイドラインでは，農林漁家が5人以内の範囲で営利を目的とせずに宿泊させる場合には，そうした許可を不要としたのである。これ以後，県は法的な許可を必要としない範囲で宿泊体験を実施する民泊を推進し，花巻市でもその方向で受入が進む。このため花巻市の宿泊体験活動では，宿泊料ではなく，1泊2日3食の宿泊を伴う体験料として料金を徴収している。なお受入農家は，食品衛生法上の許可も得ていないが，GT 協議会が年1回開催する90分の衛生講習会を全員が受講することが義務づけられている⁽⁴⁾。

また花巻市の農家民泊では地域内の既存観光業者との調整も課題であった。花巻温泉郷をはじめ，市内の旅館・ホテルはすでに多くの修学旅行客を受け入れていたので，農家民泊と宿泊施設の競合が心配されたのである。そこで2泊3日の修学旅行の場合，農家の受入を1泊2日に限定し，温泉地のホテル・旅館にも1泊してもらうよう学校に提案することとしている。逆に，観光協会が受けた観光業者が受入れる修学旅行であっても，行程の一部に農家民泊が組み込まれる場合は，GT 協議会が市観光協会から再受託するなどの連携が行われている。

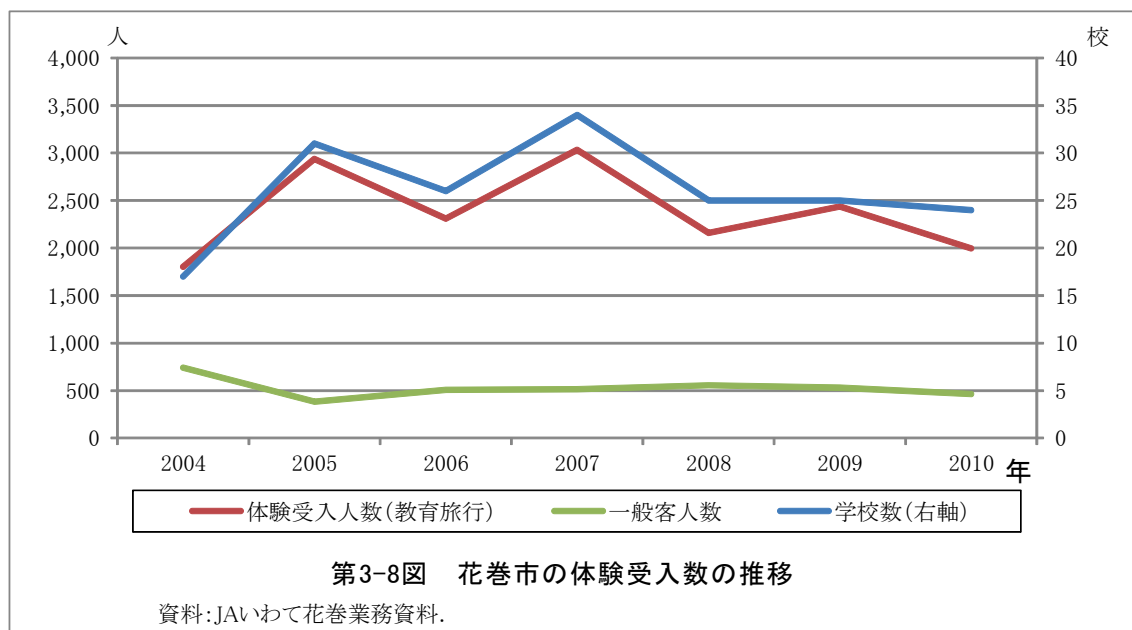
（３）小規模兼業農家中心の受入

宿泊体験の受入農家は市全体で約 220 軒，そのうちいつでも受入可能な農家は 25 軒程度である。4 地区のうち，花巻地区と石鳥谷地区に受入農家が多く，これは前述したように両地区における取組が先行していることによる。各地区内には大規模農家が多いが，宿泊体験受入農家のほとんどは小規模経営で兼業農家も多い。

受入農家によっては高齢者の介護や育児のために宿泊体験を受け入れしにくくなる時期もあるため，登録してはいても受入できない農家がある。そのため実際の受入できる農家数は変動する。新たな受入農家の掘り起こしを行っているが，高齢化によって受入が難しくなる農家がでてきているため，最近では受入農家数はやや減少傾向である。

（４）受入需要が春期に集中

花巻市の体験受入対象は，学校の教育旅行と一般客とがあり，教育旅行は宿泊体験と日帰り体験があるが，一般客は日帰り体験のみである。受入実績を第3-8図でみると，教育旅行の受入は 2005 年の県ガイドライン施行時に増え，その後は年によってばらつきはあるものの，おおむね 25 ～ 30 校，2,000 ～ 3000 人くらいとなっている。



2010 年度の受入数は，第3-7表のとおりであり，宿泊体験が 12 校，1,055 人，日帰り体験が 12 校，943 人である。同表には宿泊体験の月別の動きも示してあるが，宿泊体験の受入は 4 月から 9 月にかけて行われている。そのうち 8 月以外はすべて修学旅行である。修学旅行の受入は約 8 割が中学校，2 割が高校で，小学校は「子どもプロジェクト」による宮城県の 1 校だけである。

修学旅行の 1 校（1 学年）当たり人数は学校の在校生数によってまちまちであるが，100

第3-7表 2010年度の宿泊体験受入数

(単位:校、回、人、軒)					
	受入月	受入数		受入 農家数	1軒当たり 受入数
		学校数	人数		
宿泊	4	2	44	14	3.1
	5	3	348	98	3.6
	6	1	204	59	3.5
	7	2	249	69	3.6
	8	3	83	26	3.2
	9	1	127	36	3.5
(小計)	4～9	12	1,055	302	3.5
日帰り	5～11	12	943	146	6.5
合計	4～11	24	1,998	448	4.5

資料:JAいわて花巻業務資料。

注.「日帰り」の受入学校数は、「受入回数」である。

人前後のことが多いようである。GT 協議会は、受入人数に応じて受入農家を募集し、農家一戸あたり 3～4 人になるように割り振る。宿泊体験の受入時期は 4 月～9 月であるが、5～7 月が多く、中でも 5 月は特に集中し、特定の週に 3 校同時に受けれることもある。そうした時期には、学校側の希望に対応しきれずに受入を断る状態になっている。

(5) 少人数分宿が基本

旅行会社や学校との対外的なやりとりは、GT 協議会の事務局である JA が当たっていて、事務局に旅行会社や市観光協会を通じてオファーがある。宿泊体験でのつきあいが長い学校からは受入希望の連絡が事務局に直接に来るが、そうした場合でも正式な申し込みは必ず旅行会社を経由する。事務局は受入数を 4 地域への振り分けと調整を行い、さらに各地域の受入農家の会の事務局（花巻地区は JA、他地区は市総合支所）が受入農家の確保を行っている。

花巻市での宿泊体験受入は、前述の通り農家 1 戸当たり 3～4 人が基本である。各受入農家が一度に受け入れられる人数は、家まで送迎する自動車の乗車人数によるからである。運転手を除いて、乗用車なら 4 人、軽自動車なら 3 人が乗車限度であるから、自然とそうした受入人数になるのである。

各受入農家の受入頻度は、1 泊 2 日を原則に 1 週間に 1 回の受入ま、でとしている。かつて週に 2 回の受入をした際、負担が大きいと農家から苦情が出たことからこうした頻度になっている。宿泊泊数は、一般的な修学旅行の泊数は中学で 2 泊、高校で 3 泊が多いが、花巻市の宿泊体験へのオファーは 1 泊 2 日がほとんどであり、残りの宿泊は、市内の花巻温泉や岩手県内の遠野、平泉、盛岡などで行われているようである。

(6) 受入の理念は「あるがままの体験」

花巻の宿泊体験の提案では、「あるがままの農業・農村体験」「まやかしではなく、本物

に触れられる機会」であることが強調されている。そこでは宿泊も含めて受入農家の家族がずっと子供に寄り添って体験する「24 時間ホールデイ体験」が実践されている。農作業や生活体験の内容は農家毎に異なっているが、子供と受入農家がともに楽しめる農業・農村体験の実施が心がけられている。

また各受入農家では、子供を「お客」扱いせず、一緒に生活する「家族」同様に接するように心がけている。子供と生活している間は、悪いことは悪いと叱り、子供からプライベートなことや学校の悩みなどの相談があるときには、真剣に耳を傾けている。

こうした基本姿勢は学校側にも伝えられていて、例えば東京都のある中学校では、子供に対する説明会で「家族として接してくださるので、各家庭のルールに従い、節度を保ちつつ、家族の一員としてうち解ける努力をする」ように積極的に指導している。そうした家族同様に子供に接する農家での宿泊体験の中でこそ、子供の心に大きな変化が起こってくるのであろう。

なお GT 協議会では、年に 1 回、受け入れた学校を 1 校選んで、学校訪問を実施している。大型バスを仕立てて受入農家など 10 ～ 20 人で学校へ出向き、子供に宿泊体験時の写真を渡したり、その晩は保護者と会食したりする。また農産物を積み込んで行って、出前産直も行っている。こうして学校、教師、保護者との相互理解を深める努力をしている。

（7）1泊2日のスケジュール

1 泊 2 日の宿泊体験の場合のスケジュールは第3-8表のようになる。

第3-8表 宿泊体験のスケジュール

時間帯		内容
1日目	午後	入村式 農作業体験 料理体験 夕食・団らん 農家宿泊
	午前	朝食 農作業体験
2日目	午後	昼食 離村式
	午前	

1 日目は、昼食後にバスで子供たちが現地に到着して入村式を行う。受入農家の紹介の後に、各受入農家へ子供が分かれる。農家に到着した後は、各種の農作業体験や生活体験をして、その場で穫った野菜などを夕食の食材として利用することがしばしばである。花巻市での宿泊受入は、前述の通り食品衛生法の許可を得ない民泊なので、ほとんどの受入農家は厨房の改造をせず、農家の台所をそのまま使っている。メニューは農家によって異なっているが、GT 協議会では郷土料理を織り交ぜよう農家に勧めている。調理と食事は宿泊体験の中でも重要な体験の一つであるからである。

子供たちの中には、普段の生活では一人で夕食をとっている子供もいて、そうした子供

は家族団らんで食事をとること自体にとっても感動する。また受入農家の家の中に子供が入るとき、その家族が「おかえりなさい」と迎えるが、帰宅時に家族がいない子供の中には、その「おかえりなさい」の声かけを聞いただけで感涙してしまう子供もいるという。

農家の家族と一緒に夕食を食べた後は入浴である。農家個人宅の風呂に入ることもあれば、お風呂が手狭だったり、子供が順番に入ったのでは時間がかかりすぎる場合には、花巻や石鳥谷、東和の公共温泉を利用すること多いようである。

2日目は、農家とともに朝食をとった後に午前中いっぱいかけて農作業体験等を行って、昼食をとる。その後、全体で集合して離村式を行う。地域によっては、離村式のときに餅つきをすることもある。

なお花巻では、引率の先生が宿泊体験期間中に各農家を巡回する。先生が来ると生徒が安心する、と考えるからである。そのため GT 協議会では、安い料金で効率よく受入農家を巡回できるよう、割安で 30 分単位の時間貸し契約をタクシー会社と結んでいる。

（８）体験内容は農家生活そのもの

受入農家の営農作目は、水稻を中心に、野菜、果樹（りんご、ぶどう）、花き、シイタケ、畜産（牛）等がある。農作業体験を行う作業時期はおよそ第3-9図のとおりである。

第3-9図 主な体験メニューの実施時期

月	稲作	野菜	枝豆	ぶどう	花き	しいたけ	畜産	農村暮らし
3								
4						菌植付け		
5	田植え			芽かき		収穫		
6	補植						牛の給餌	
7				摘房			牧草収穫	
8			収穫					
9			豆もぎ	収穫				
10	稲刈り							

資料：はなまきグリーン・ツーリズム推進協議会パンフレット、HPより作成。

稲作は、春には稲の苗運びにはじまり、田植え、手作業の補植がある。田植えは、田植機植えが中心であるが、一部に手植えを行うところもある。秋は基本的に稲刈り作業であるが、鎌での手刈りやバインダーを使う場合は、脱穀作業も行う。野菜は、4月から10月まで、各種野菜の苗の定植や収穫作業が様々に行われている。果樹は、春の芽かきや夏の摘房、葉つきや鳥よけの糸張り、秋の収穫などがある。

このほかに直接の農作業ではないが、トラクタの運転やチェーンソーの操作、直売所での朝取り野菜の販売手伝いをさせる農家もある。

さらに農家ででの生活体験として、地元で「こびり（小昼）」と呼ばれるおやつをつくったり、そば打ちや臼と杵を使つての餅つき、薪割り、犬の散歩などをする農家もある。夜には、夜空に広がる星の観察を行ったり、花巻駅の擁壁にブラックライトで光る「未来都

市銀河地球鉄道」の壁画を見に連れて行ってくれる農家もある。このようにまさに様々な体験がありえるのである。

農作業等をする場合には、子供が飽きないように 1 つの作業の継続時間を 40 分程度にして、休憩を適宜取るようにしている。しかしその休憩中にも、子供たちは思い思いに栗拾いをしたり、畦草の上に大の字になったりして、これもまた楽しい農村体験として、子供たちの心に刻まれる。

（９）受入農家の反応と今後の取組

花巻市では、年間 2 ～ 3 千人の子供を日帰りや宿泊体験で受け入れており、それによる収入は農家経済、地域経済に一定の貢献がある。宿泊体験に限ってみても、2010 年度は全体で約 1,600 万円が農家に支払われた。農家が他に支払うコストもあるが、その多くは所得になっていると考えられる。各農家としては 1 回に 4 人の受入で約 3 万円、それが年間数回であるから、農家所得全体に占める割合では微々たるものではあるが、しかし貴重な追加的現金収入である。

しかし受入農家にとっての宿泊体験の効果は、こうした金銭収入以上のものがある。受入農家によって子供との接し方に多少の濃淡はあるが、子供を受入れによる感動は大きい。受入前は躊躇していても、一度受入れを経験すると、ほとんどの受入農家が「もう一度受け入れてみたい」という意向になるのが実態のようである。子供を受け入れることによる感動から、「子供が可愛い」、「農業をもっと知ってもらいたい」と思う農家が大勢いるのである。

受入農家と子供との間には、その後、手紙のやりとりがあったり、子供が再び遊びに来るなど、心のこもった交流が継続する例が多くある。2011 年 3 月 11 日の東日本大震災以降は、かつての受入校から多くの励ましの手紙や義援金等が寄せられ、宿泊体験で築かれた絆の深さを感じた。

受入農家の数は、高齢化や親の介護などのために受入できなくなるなど、やや減少傾向にある。そのため、受入による感動をしっかりと伝えて、受入農家の裾野を拡大することは今後の大きな課題である。東日本大震災による原発事故のため、放射線の影響を恐れて 2011 年度は東京の 1 中学校以外、すべての宿泊体験がキャンセルになった。しかしその後、現在では受入数はほぼ回復している。

注

- (1) 4 つの「受入農家の会」は、「はなまきグリーン・ツーリズム受入農家の会」、「大迫町グリーン・ツーリズム受入農家の会」、「いしどりやグリーン・ツーリズム受入農家の会」、「東和町まちむら交流推進協議会」のことであり、旧 3 町の組織の事務局は花巻市の各総合支所に置かれている。
- (2) JA いわて花巻は 1998 年に花巻市、石鳥谷町、大迫町、東和町の 4JA が合併して設立されていたため、GT 協議会は発足時からそれら 4 市町を含む広域での事業を行う組織であったが、2006 年にそれ

ら 4 市町が合併して新花巻市が成立したことで、同協議会と行政の範囲が一致する。その後、2008 年に JA いわて花巻は北上市、西和賀、遠野地方の 3JA と合併するが、GT 協議会の事業範囲は従前のまま、花巻市の範囲である。）

- (3) 岩手県農林水産部は「農林漁家への民泊に係る取扱指針」を 2005 年 3 月 31 日に策定した。あわせて、岩手県農林水産部農業振興課『「農林漁家への民泊に係る取扱指針」一問一答』（2005 年 3 月）も作成されている。同指針では、農林漁家が提供する行為等は、農山漁村生活体験等のための「滞在の受入れ」、「指導」、「食事等の指導」に関する行為の範囲とし、1 回の受入は 1 農林漁家あたり 5 人以内としている。また、指導等に伴う対価には、農山漁村生活体験及び調理・食事等に係る消耗品費、人件費、収穫農産物等の価額、体験指導に係る諸経費、食事代の実費を含みますが、宿泊のための経費や体験者の送迎に要する経費は含まないものとしている。
- (4) 農林漁家民泊に関する県のガイドラインによると、市町村などは衛生管理指導責任者を定めるとともに、全受入農林漁家（新規実施者を含む）を対象に、1 年に 1 回以上、衛生講習会を実施すること定めている。

7. 和歌山県白浜町日置川地域（宿泊体験民泊タイプ）

高岸 陽一郎

（1）日置川流域の農山漁村

和歌山県南部に位置する白浜町は、旧白浜町と旧日置川町とが 2006 年 3 月に合併した、人口 22,696 人、9,616 世帯（2010 年国勢調査）の町である（第3-10図）。旧白浜町は南紀白浜の名で観光地として有名であり、町の人口の 8 割を占めるが、本節で取り上げる宿泊体験の取組は旧日置川町を中心として実施されている。

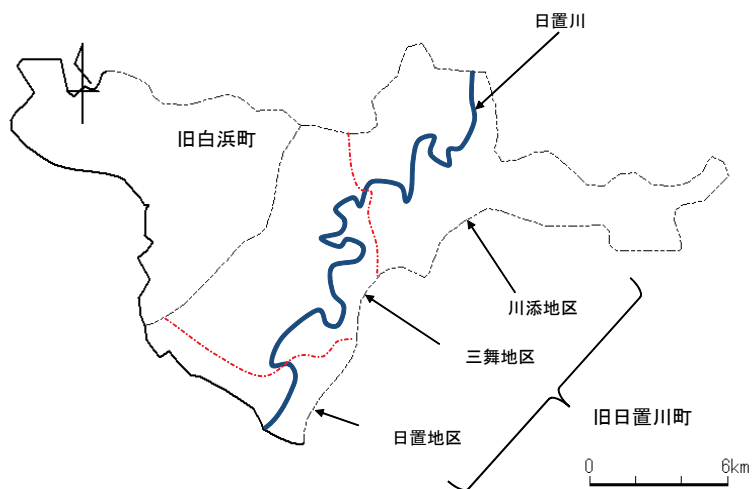
旧日置川町内は、中央を流れる日置川の曲流が著しく、平地は日置川沿いに点在するのみで、大部分は山林である。多くの集落は、その日置川沿いの小規模な平地に形成されている。旧日置川町（以下「日置川地域」）は昭和の大合併で 1 町 2 村が合併して出来た町で、旧町村は日置川の上流から旧川添村、旧三舞村、旧日置町（以下それぞれ「川添地区」、「三舞地区」、「日置地区」とする）がある。（第3-11図）。地域の交通は、海岸部の日置地区を国道が、三舞地区を JR 紀勢本線が走っているが、日置川の上流と下流では従来から住民の交流が少ない。

日置川流域のほとんどは良質な紀州材を生産する森林であり、戦後しばらく主力産業であった林業は衰退し。農業は零細経営が中心であるが水稻や梅、各種の露地野菜を主体とする複合的な営農が行われている。さらに、日置川峡と呼ばれる溪谷からわずか 15km 下流の河口部には、漁港を擁する日置地区があり、一本釣りを主体とした海面漁業が営まれ



第3-10図 白浜町の位置

資料：第3-1図と同じ。



第3-11図 白浜町日置川地区の位置

ている。

第3-9表は、日置川地域の総農家数に対する自給的農家と規模別の販売農家との割合である。日置川地域の農家の37%は自給的農家である。また、販売農家を規模別にみると、1.0ha未満の販売農家が総農家の43%を占め、自給的農家を合わせると総農家の8割が経営規模1.0ha未満であり、零細経営が多い地域である。

第3-9表 日置川地域における地区別規模別農家割合

(単位：戸、%)

	総農家	自給的農家	経営耕地規模別（販売農家）			
			0.3ha未満	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0ha以上
川添地区	83	48.2	—	20.5	19.3	12.0
三舞地区	115	20.9	0.9	21.7	31.3	25.2
日置地区	97	47.4	4.1	14.4	14.4	19.6
日置川地域計	295	37.3	1.7	19.0	22.4	19.7

出所：2010年世界農林業センサス

また、日置川地域では海面と内水面の漁業が行われている。海面漁業は、カツオ、鯛などの一本釣りを主体とした漁業が展開されている。2008年漁業センサスによると、海面漁業47経営体のうち個人経営体は46戸で、うち専業が40戸である。また、養殖および定置網各1経営体をのぞいた45経営体の漁船はすべて10トン未満の小型漁船であり、巻き網や底引き網といった網を使った大型漁業は行われていない。一方内水面漁業は、日置川においてアユやウナギ、川エビなどの漁が行われているが、その多くは自家消費用である。

（２）体制拡充と宿泊体験の展開

日置川地域における宿泊体験受入の取組は、1999年に開催された南紀熊野体験博が契機である。町役場が体験活動の掘り起こしを図ったことで、カヌーや藍染めなどの体験活動が始まり、それらは博覧会終了後も小規模に続いていた。

その後、本格的に体験活動が展開するようになった要因は、2004年に日置川地域の活性化に向け「大好き日置川の会」が設立されたことである。同会は農協や漁協、商工会、体験活動指導グループなどが協力して設立した組織であり、当初は、大人を対象に体験活動や定住支援を行っていた。しかし2006年頃から子供のグループや修学旅行を対象とした体験活動に取組の重点を絞り、さらに2008年には、前年の長野県飯田市への視察で得た知見を踏まえ、学校側から要望の多かった農林漁家の民泊に踏み切った。この民泊は、上流の川添地区で始まり、その後、農家の口コミなどを経て、下流の地区にも漸次広がることになる。

しかも2008年に開始された国の「子どもプロジェクト」が宿泊体験受入の追い風となる。和歌山県も「子どもプロジェクト」に合わせて、県単事業による体験・民泊の支援を開始した。白浜町では「子どもプロジェクト」受入に合わせて日置川地域における民泊の開始が「子どもプロジェクト」の開始と重なったことは、同地域における宿泊体験受入の大きなチャンスであった。⁽¹⁾

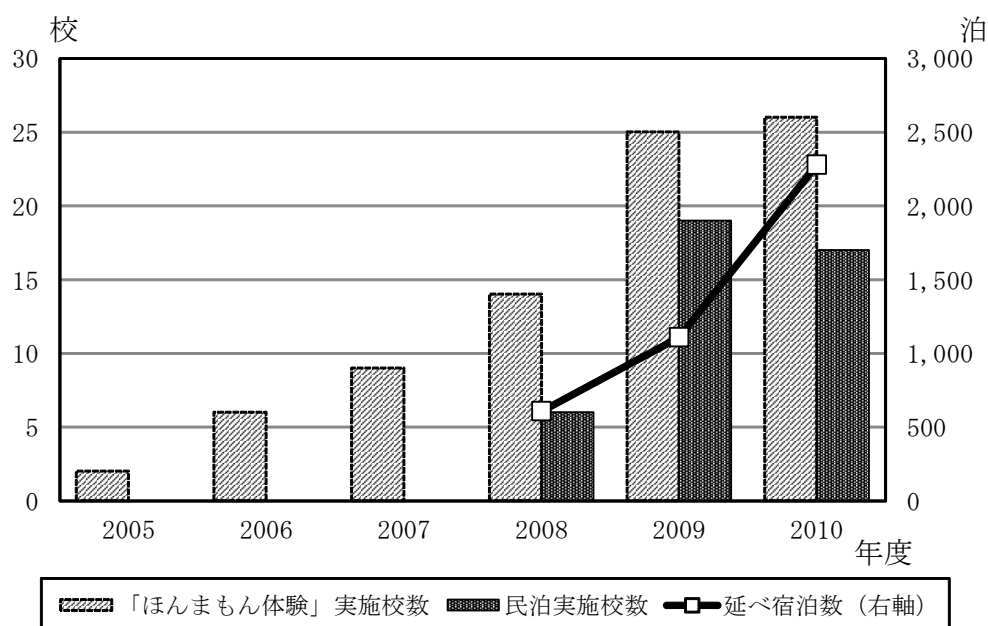
そして大好き日置川の会は、宿泊体験を受入時の旅行会社との契約上、任意組織のままでは信用力が不足するとの判断から、2011年4月に同会を発展的に解消し、「一般社団法人南紀州交流公社」（以下、「交流公社」）を設立した。交流公社は、地域の農協や漁協、

銀行などに加え、地域の個人が参画しており、大好き日置川の会と同様に、団体・個人の年会費に加えて宿泊体験活動をコーディネートした際の収入で活動している。また同公社は「南紀州」という名称が示すように、将来の広域展開を戦略的には展望している。

（３）体験及び宿泊の受入状況

日置川地域における宿泊体験は、地域内外のインストラクターが指導する「ほんまもん体験」と呼ばれる集団体験と、農漁家で民泊を行い農漁家との団らんや農漁家の家業や生活に関する体験「家業体験」との２つで構成されていることに大きな特徴がある。

第3-12図は、日置川地域における「ほんまもん体験」および農漁家民泊の実施学校数と延べ宿泊数について、2005年度以降の変化を示したものである。「ほんまもん体験」実施学校数は、大好き日置川の会が行う体験の対象が子供にシフトした2006年度に、前年度の2校から6校と前年の3倍に増加した。その後も2008年度には前年度比5校増の14校、2009年度には更に11校増加し25校と増加傾向にある。民泊実施学校数も、2009年度に前年度比13校増の19校と顕著な増加を見せた。2010年度こそ前年度に比べ学校数が2校減少し17校となったものの、延べ宿泊数は2,279泊と前年度から倍増している。



第3-12図 日置川地区の宿泊体験受入数の推移

第3-10表は、2010年度の小中高校別の民泊実施学校数と延べ宿泊数を月別に示したものである。日置川地域の民泊は5月から11月の7ヶ月間にわたり実施されている。第2章で示したように宿泊体験受入は春季に集中し、その解決が課題とされているが、日置川地域での受入時期がかなり分散していることが特徴である。日置川地域でこうした受入が可能な理由については農漁家体験の周年的実施として後に検討する。

第3-10表 2010年度の宿泊体験実施校数と延べ宿泊数

(単位:校、泊)

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計
小学校	1	0	1	6	1	0	0	9
中学校	0	1	0	1	0	2	1	5
高校	0	0	0	0	0	2	1	3
延べ泊数	196	115	34	324	74	886	650	2,279

資料:一般社団法人南紀州交流公社資料。

(4) 集団での「ほんまもん体験」の実施

集団体験の「ほんまもん体験」は、農業、林業、水産業に関わるものから地域の自然・味覚に関わるものまで、幅広く 59 個のプログラムが用意されている。農家では、田植えや稲刈りのほか、梅や野菜の収穫が行われ、漁家では、日置川の鮎や川エビの漁、海での沖釣りや漁船による海の案内などが行われている。また炭焼き名人による紀州備長炭作りや都会から移住してきた陶芸家による製作指導などもある。日帰り型体験の場合は、この集団体験のみを実施して帰る。

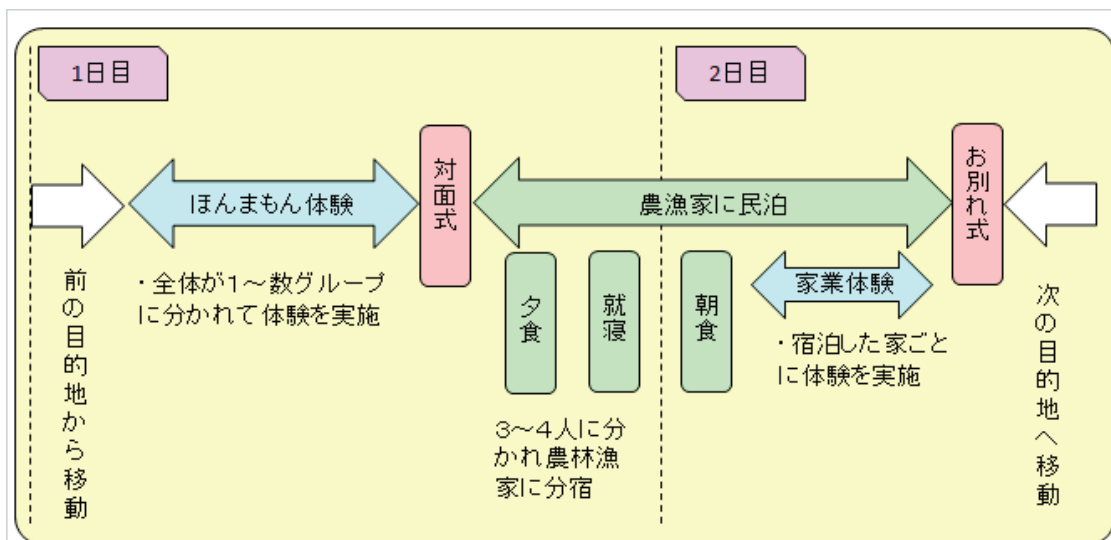
こうした集団体験では、子供対象の体験活動だからといって楽しい部分のみを取り出すのではなく、煩雑な手間も省略せずにできるだけ子供に体験してもらうようにしている。例えば、梅ジュースづくりの場合は、梅の木を成長させる際の苦労や梅の実を採るまでの過程を説明した上で、梅園に子供を連れて行く。そして梅の実の収穫作業をする際にも、単に梅の実を収穫するだけでなく、梅の実の入ったコンテナの運搬や、園内の草取りなど、実際に農家が行う周辺作業を経験させ、農業が多様な労働で成り立っていることを子供が学べるようにしている。

交流公社担当者には「収穫は農家でも楽しいものだが、子供にそこだけを体験させるのでは、農家の苦労を理解してもらえない」という思いがある。だから『「ほんまもん体験」は、あえて大変な作業もやらせている』のだという。そのため、1 回の体験が平均 3 時間と長くなっている。また、安全面には十分な配慮がされており、人数に応じて複数のインストラクターが指導に当たるほか、万一の事故に備え、保険加入を義務づけている。

(5) 民泊と家業体験の流れ

民泊を伴う宿泊体験は、1 泊もしくは 2 泊で行われている。1 泊 2 日の場合の日程の流れを示したものが第3-13図である。

1 日目の午後 3、4 時頃までの間、全体もしくはいくつかのグループに分かれて集団体験が行われる。1 回の人数は、陶芸などの 20 人程度から熊野古道散策の 200 人を超えるものまで様々なものがあり、体験に要する時間は 2 ～ 4 時間である。集団体験終了後に子供は民泊する農漁家と顔を合わせる。受入農漁家宅に子供が着いたときはすでに夕方



第3-13図 宿泊体験のスケジュール

となっており、すぐに共同調理と夕食、夕食後の団らんとなる。日置川地域における民泊では、子供は受入農漁家に到着してから次の目的地に出発するまでの間、「お客さん」としてではなく、その家の「家族の一員」として生活する。2 日目は、朝食後から昼前までの間、子供は受入農漁家の「家業」を体験するが、修学旅行の日程上、朝食後すぐに出発する学校もある。なお2泊の場合は、2 日目にも集団体験が午前と午後に1回ずつ行われるので、受入農漁家は朝と夕方に子供の送り迎えを行う。

受入農林漁家での食事は、肉類は基本的に購入したものになるが、野菜は受入農林漁家の自家菜園で穫れたもの、川や海の魚は受入農林漁家が事前に獲っておいたものが食卓に並ぶ。川添地区に多い茶農家では、子供が摘んだお茶の葉を天ぷらにして出すなど、地域の特色を活かした変わり種の食材を使うこともある。

夕食後の自由時間は、受入農漁家の家族とトランプなどで団らんしたり、縁側に寝ころんで満天の星をみたり、農漁家と蚩狩りに行ったりすることもある。その後、お風呂に順番に入り、布団を自分で敷いて就寝して、1 日目は終了する。

2 日目は、使った布団の収納や枕カバー・シーツの後片付けを子供自身で行ったあと、朝食をとる。朝食後から昼前までの間、子供は受入農漁家の家業を体験する。修学旅行の日程上、朝食後すぐに出発する学校もあり、2泊の場合は、2 日目にも集団体験が午前と午後に1回ずつ行われ、受入農漁家は朝と夕方に子供の送り迎えを行う。

家業体験の内容は、受入農漁家ごとに異なり、また季節によっても異なる。畑や自家菜園を持っている農家であれば、野菜の播種、定植、収穫はもちろんのこと、子供が収穫したいちごを使ったりいちご大福作りなどを行うこともある。漁家であれば漁船に乗せてもらったり、釣りに出かけることもあり、製材所を経営する家庭では、丸太や板、柱材に触れたり、端材を加工したりする製材所体験も行われる。

（６）地域に支えられた受入体勢

日置川地域で宿泊体験の受入農漁家数は 87 戸あり、これは総農家数の 3 割にも及ぶ（第3-11表）。日置川地域ではこうして非常に高い割合の農漁家が宿泊体験受入を行っていることが特徴である。このうち、年 3 回以上民泊を受け入れている農漁家は、受入農漁家の半数を超えており、農漁家体験に取り組む農漁家の多くが積極的に関わっている。しかも、それら受入農漁家は、特定集落に片寄ることなく、日置川流域全域に広がっている。

第3-11表 総農家に対する受入農漁家割合および内容別体験実施割合

（単位：戸、％）

	総農家	受入農漁家	うち年3回以上受入	総農家に対する受入農漁家割合	受入農漁家に対する年3回以上受入農漁家の割合	受入農漁家数に対する農漁家での内容別体験実施割合				
						梅	茶	内水面漁業	家庭菜園	海面漁業
川添地区	83	20	12	24.1	60.0	45.0	15.0	60.0	100.0	—
三舞地区	115	35	20	30.4	57.1	37.1	—	60.0	91.4	—
日置地区	97	32	15	33.0	46.9	12.5	—	—	81.3	9.4
日置川地域計	295	87	47	29.5	54.0	29.9	3.4	37.9	89.7	3.4

出所：2010年世界農林業センサスおよび一般社団法人南紀州交流公社からの聞き取りおよび筆者の分析結果による。

註1：受入戸数には、農業を行っていない海面漁業を行う漁家も含まれるが、その数は最大で4戸と総農家に比べごくわずかである。

註2：田植えや稲刈りは集団体験で行われ、農漁家体験では行われていない。

農漁家体験に取り組む農漁家の多くが積極的に関わり、地域の中にしっかりした受入体制ができあがっている。なお、民泊に携わる中心世代は、自らの子供の手が離れ、体力的にもまだまだ対応可能な 50 歳代から 70 歳代までの壮年層である。

（７）農漁家体験の地域的多様性

前掲第 3-11 表で地区ごとにどのような体験が受入農漁家で行われているかをみると、梅の実の収穫等の梅の木を活用した体験は、川添地区、三舞地区を中心に全体の 3 割で行われている。茶葉の摘み取り等の茶の木を活用した体験は、川添地区の 2 割の受入農漁家で行われている。また、川添地区と三舞地区のそれぞれ 6 割の受入農漁家が、内水面漁業を体験に活用している。日置川の河口部は禁漁区になっているため、日置地区で内水面漁業を体験に活用している農漁家はいない。家庭菜園は、地域全体の 9 割の受入農漁家で家業体験に活用されている。最後に、海面漁業体験は、海に面している日置地区の受入農漁家の 1 割で行われている。なお、田植えや稲刈りは集団体験として行われ、農漁家体験の中では行われていない。

以上のことから、各地区毎に次のような家業体験が実施されている。山間地の川添地区においては特産の茶のほか梅や内水面漁業および家庭菜園における野菜栽培、中流域の三舞地区では梅、内水面漁業および家庭菜園、河口部の日置地区では梅、家庭菜園および海面漁業である。こうして地区ごとに特徴のある様々な農漁業が農漁家体験の中で活用されている。

（８）農漁家体験の周年的実施

日置川地域で民泊を受け入れている農漁家３戸（各地区１戸）について農漁家体験に活用されている農漁業の状況と 2010 年度に民泊をした子供の体験内容を示したものが第3-14図である。

①上流域の茶栽培農家：K氏（74歳、川添地区、元大工）

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	面積
茶		←★			★		★★★★						31a
梅		←★					←		梅の剪定				20a
家庭菜園	→	←★	★	★	★	★	★	★					5a
内水面漁業		←					→						—
自然体験	→	←★			★		★★★★	★					—
雨天等による 室内での体験	→	←★			こんにゃく作り								—

②中流域における農漁家：Y氏（62歳、旧三舞村、元会社員）

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	面積
果樹		←★	★				★	★	うんしゅうみかんの収穫				2a
家庭菜園		★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	10a
内水面漁業		←	★	★	★	★	★	★					—
自然体験		←	★	★	★	★	★	★	★				—
雨天等による 室内での体験		★	★	★						いちご大福作り			—

③海面漁業を行う漁家：I氏（46歳、旧日置町、漁業専業）

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	面積
海面漁業		←★	★				★★★★★	★					—
自然体験		←★	★		★		★★★★★	★					—

（参考）稲作体験（集団体験）の実施状況

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	面積
稲作体験		←★	★		★	★							—

第3-14図 受入農漁家での農漁業と子供の体験内容

川添地区の K 氏は、2010 年 5 月から 11 月の間に 7 校の子供を受け入れた。川添地区は、日置川地域の中心である日置地区から車で 30 分以上離れており、送り迎えに要する時間が長く、時間を要する農漁家体験を行う事が他の地区に比べ困難である。このような中、茶葉の摘み取りや茶畑の見学、野菜の収穫といった体験が行われた。また室内では、こんにゃくいもからこんにゃくを作る体験が行われた。このほか、2010 年度には集合時間の関係で行われなかったが、2009 年度や 2011 年度には、梅や内水面漁業（川エビ漁）に関する体験も行っている。

三舞地区の Y 氏は、2010 年 5 月から 11 月の間に 10 校の子供を受入、果物の収穫、家庭菜園での作業、日置川における漁、自然体験など様々な農漁家体験を行った。また、いちごの収穫時期には、子供自らが収穫したいちごを用いたいちご大福作りを指導している。

日置地区の I 氏は専業の漁家であり、年間を通じて様々な魚種の一本釣りや遊漁船の運営を業としている。I 氏は 2010 年 6 月から 11 月の間に 8 校の子供を受け入れた。農漁家体験では、漁船を使った海釣り体験のほか、浜遊び、磯遊びなどを行う。ただし、本来の漁は夜明けに行っており、午前中日が高くなってから行われる海釣り体験は、通常の漁とは異なる。

同図に集団体験での稲作体験の実施時期を示してあるが、稲作は春の田植えと秋の稲刈りの期間にしか行われておらず、稲作だけでは、春と秋の一時期以外にしか体験を行うことは困難である。これに対して家業体験では年間を通じて長期間にわたって体験実施が可能である。日置川地域の宿泊体験受入は 5 月から 11 月の 7 ヶ月間にわたり実施されている。こうした長期間にわたる受入が可能である要因は、集団体験で農業体験に限らず幅広い体験を実施していることもあるが、そうした長期間にわたって家業体験としての体験が実施可能であることも大きな要因である。日置川地域には農漁家体験に活用出来る農漁業や体験に活用出来る自然が年間を通じて存在しているのであるが、それは農家の経営面積が零細で多品目を栽培する複合経営を行っていることが、そうした周年での家業体験実施を可能としていると考える。

（９）目に見える民泊の効果

体験や民泊の受入は、地域にも子供にも大きな効果を及ぼしている。受入をおこなった農漁家から口々に聞かれるのは、子供を受け入れることで元気をもらったという効果で、これは同時に地域をも活気づかせている。

特に日置川上流部の川添地区は、5 年ほど前に中学校が閉校し、小学校は全児童が 10 人ほどしかいない。民泊で子供たちの声が聞こえると集落の雰囲気明るくなることから、子供が来るのを楽しみにしている人も多い。また、三舞地区では、高齢のため屋敷周りの畑を荒らしてしまっていた 10 軒以上の農家が、子供に荒れた農地を見せたくない、野菜などの栽培を再開した。このほか、子供が集団体験で田植えをする際には、無償でサポートしてくれる農家もいる。

また、受入を行う世帯同士の情報交換が進んだことで、これまでつながりが希薄だった三地区間の相互交流が増えたことも効果の一つである。公社が積極的に仲立ちする合同の研修会や視察、大規模校への対応で必要となる地区を越えた受入人数調整などの現実的対応が、こうした人のつながりを確かなものにしていったといっても良いであろう。

(10) 子供の反応

子供にとっての感動や印象は、とりわけ民泊を経験することによって深く刻まれるようで、かなりはっきりした効果も確認されている。

前年、青少年自然の家に泊まった学校が初めて日置川で民泊をしたとき、校長先生が「民泊でここまで生徒の表情が変わるものか」とびっくりされたという話、気にかけていた子が民泊先で笑っているのを見て、「あんなに笑うところを見たことがない」と引率の先生が喜んだという話、学校行事の都合でホテル泊と民泊を1泊ずつした子供たちから聞かれた「2泊とも民泊をしたかった」という声などは、その効果を現したものと言える。このほかにも、お別れ式で別れる寂しさに泣き出してしまった子や、日置川から戻ってから手紙のやりとりをする子、あとで親や友達を連れて日置川地域を再び訪れてくれる子もいるのである。

2004年度の全国家庭児童調査によると、毎日家族揃って食事をするという家庭は、朝食・夕食それぞれで26%という結果である。また、1週間に父親と話す時間が4時間未満と答えた子供は31%にものぼり、家庭において家族とのふれあいが少ない様子がわかる。たった1泊ではあっても、受入農漁家がしっかり子供に接することで、家族に対するような心のふれあいが生まれ、そのことが子供の変化につながったと考えられる。

確定的なことはいえませんが、普段の家族との関係が希薄な子供たちほど感動が大きいように感じられる。

(11) より質の高い感動を希求して

体験や民泊のために日置川地域を訪れる学校は、2006年度以降順次増加してきている。しかし現在のところ、優秀な人材を雇用しつつ単独で法人事務局を運営していくには、必ずしも十分な事業量が確保されているとはいえない状況である。そのため、自然豊かな海と山が互いにたいへん近く、流域全体として地域の農林漁業にしっかり根付いた体験を実施できる日置川地域ならではの特徴を積極的アピールしていくことが大切だと感じられる。

特に、宿泊日数が2日確保できる可能性のある高校生については、例えば、生徒を半数に分け、一泊の山体験、一泊の海体験を入れ替えることで、地域学習という視点を取り入れ、学校にとっての魅力を高めることができるかもしれない。今後は、そうした日置川地域ならではのセールスポイントを意識しながら営業することも必要となってくるであろう。

なお、もともと数の少なかった小学生については、国の事業である「子どもプロジェクト」が縮小したため、受入の減少が見込まれる。この「子どもプロジェクト」は民泊活動を軌道に乗せる上で大変良いきっかけになったが、今後は、理想的な状態となっている定期的な分散を確保しながら、中学校、高校の修学旅行に軸足を据えてしっかり受け入れていくことが大切である。

日置川地域の民泊は、昼間にメニュー化されている「ほんまもん体験」が実施されているため、受入世帯が一日中子供につきっきりで対応する必要はなく、その分受入に要する負担は少ない。しかしその反面で、農漁家と子供がふれあう時間を短くしている要因でもあり、すでに説明の通り、1泊の場合、受入家庭と共有する時間は、初日の夕方から2日目の午前中に限られる。また学校によっては、朝早い時間に集合して次の目的地に移動することもあり、その場合はふれあいの時間が更に少なくなる。子供が心から感動できる最良の体験のあり方として現在は集団体験が重視されているが、農林漁家と子供とが密着する民泊（家業体験）とのバランスが、今後検討すべき重要な課題であると考ええる。

注

- (1) 和歌山県は2006年に「和歌山県農家民泊施設等認定要綱」および「農家民宿施設等における飲食店営業の許可基準取扱要領」を定めて、小規模簡易宿所営業による「農家民泊」を促進したが、2011年には「和歌山県における農山漁村生活体験学習に係る取扱指針」を策定した。同指針では、民家での体験学習（民泊体験）の定義等を明確にするとともに生徒の安全確保と受入民家の質の向上を目的に、体験学習の受入を市町村等の特定の団体に限定、受入団体で「防災対策等指導責任者」「衛生対策指導責任者」を設置する、食事は共同調理または生徒による調理、宿泊料を収受しない明確な根拠の整理、体験学習の提供に伴う対価の区分等を定めている。

8. 事例のまとめ

小野 智昭

(1) タイプ別の特徴

I 既存民宿タイプである新潟県妙高市での事例は、比較的大規模な一般簡易宿所営業によるスキー民宿が成立していた地域であり、それら民宿は夏季のグリーンシーズン対応として子供の宿泊体験受入を行うようになる。体験宿泊受入は、それら民宿に加えて民泊でも行われ、4～5人程度の分宿形態で宿泊を受入している。

各民宿は大規模な施設投資をしていることから、稼働率確保という経済的効果達成が宿泊体験受入の背景である。したがって経営面からは4～5人という少人数分宿は稼働率の面では不効率であり、より大人数での受入が適合的と考えられる。事例はスキー民宿から

の参入であるが、他の既存観光地での大規模な一般簡易宿所営業や旅館営業の宿泊業者にあっても同様の事情があると考ええる。宿泊体験を希望する学校等には、少人数での分宿を希望するケースもあるが、より大人数での集団宿泊の要望もある。第 2 章でのアンケート結果では、旅館営業は 10 人以上、一般簡易宿所営業では 5 人以上の同宿人数が望ましいという回答が多く、経営面からはそうした対応も必要と考えられる。

妙高市での事例は、大規模公共宿泊施設である「青少年自然の家」と民宿とが連携していることも大きな特徴である。子供の社会性を育くむ観点や費用抑制から集団宿泊を希望する学校が多くあることから、大規模宿泊施設と分宿の組み合わせは宿泊体験の取組の 1 つの方策として有効と考える。

Ⅱ 新設民宿タイプである石川県能登町での事例は、山村でのむらづくり活動の一環として、一般客を対象とする一般簡易宿所営業の民宿新設から取組が開始され、その後小規模簡易宿所営業の民宿が開業し、廃校活用の交流施設の完成を機に宿泊体験の取組が始まる。都市との交流によるむらづくり活動の中にこうした農林漁家の取組を位置づけることは、地域活性化の取組として重要である。また同地域の民宿の中には飲食店営業許可を取得している食事提供型の民宿と同許可を取得していない食事未提供型の民宿があり、前者の民宿が宿泊体験受入の中心となっていることも特徴である。食事未提供型の民宿は交流施設での食事提供と組み合わせて宿泊のみの受入である。

Ⅲ 宿泊体験民宿タイプで取り上げた 2 事例は、ともに一般客の受入が可能であるが、子供宿泊体験に特化することで独自性を出そうとしている。大分県西部地区（九重町、玖珠町、日田市）での事例は、山村で小規模簡易宿所営業の民宿で子供の宿泊体験の取組を行っている。大分県は安心院町などが大人を含む一般客を対象とするのに対して、事例地域では、教育貢献を目的に子供の宿泊体験に特化した独自の展開を図っている。沖縄県伊江村での事例は、当初は旅館業法の許可のないⅣタイプの民泊からスタートしたが、現在は簡易宿所営業許可の取得を勧めており、その意味では民泊から民宿へ移行する地域の例である。ただし民宿となった後にも、民家に泊まって心の交流を深めることをコンセプトに「民泊」であることを強調していることにも注目したい。宿泊体制の整備とレベル向上のために民宿となる一方で、子供との交流は家族的であることを主眼にしていることは宿泊体験のあり方として重要である。

Ⅳ 宿泊体験民泊タイプとして上げた 2 事例は、ともに民泊による子供宿泊体験の取組である。岩手県が 2005 年に「民泊ガイドライン」を施行したことから、花巻市では民泊での取組が展開している。また地域内にある温泉街の旅館等と棲み分けつつ共存していることは、他地域でも参考となる。和歌山県の民泊ガイドライン策定は 2011 年であるが、白浜町旧日置川地区では民泊による宿泊体験受入の取組が行われている。同事例では、宿泊体験全体のスケジュールが、日中午後実施される集団体験と夜から翌日午前実施される農林漁家での宿泊・農林漁家体験とに分業して体験が実施されていることも特徴である。宿泊体験への受入への需要は今後ますます増加すると考えられる中で、この民泊タイプは、旅館業法や食品衛生法の許可取得がないため取組のハードルは低い反面で、生活上、

食事に安全確保等において、受入者に対する行政の指導や事務局の支援がとくに重要である。

（２）多様な取組

４つのタイプに区分して事例を整理したが、実際の受入者の態様は地域によって様々である。Ⅰ既存民宿タイプとした新潟県妙高市にあっては、比較的大規模な一般簡易宿所営業に加えて民泊での受入があり、またⅡ新設民宿タイプとした石川県能登町では、食事提供型の民宿と食事未提供型の民宿が協力している。Ⅲ宿泊体験民宿タイプも一般客の受入が可能であるが、子供宿泊体験を目的として宿泊受入を行う地域が多いものと考えられる。そしてⅣ宿泊体験民泊タイプは、子供宿泊体験受入を目的に民泊形態での受入を行うが、そうした地域の一部は民宿タイプへ移行するものもある。

他方、地域内の関連施設と連携した取組も多様にある。新潟県妙高市の事例では大規模公共宿泊施設「青少年自然の家」と民宿・民泊とが連携し、また石川県能登町での事例はむらづくり活動として設置された廃校活用の交流施設での食事提供との連携が図られている。

宿泊での同宿人数については、民宿や民泊では少人数での分宿受入が多いが、しかし学校側が日程全てをそうした分宿とせず、集団宿泊と組み合わせる例も多くあると考えられる。その場合、新潟県妙高市の事例のように集団宿泊と分宿とを地域主導で組み合わせる例もあるが、岩手県花巻市の事例のように民泊での分宿と旅館・ホテルでの集団宿泊とを旅行代理店側がセットする場合が多くあると考えられる。

農山漁村体験についても集団実施と分散実施があり、「青少年自然の家」等の施設で集団的に実施する場合、あるいは和歌山県白浜町の事例のように体験は集団で行い、体験と農家宿泊とを分業する事例もある。しかし後者の場合にあっては、宿泊先の農家で生活体験を実施することとなり、分宿による宿泊体験の効果があるものとする。

（３）地域コーディネータ組織

事務局のあり方について触れておきたい。子供宿泊体験を受入は地域的取組として実施されることから、受入地域では関係者による地域受入協議会を設立している。そして多数の受入農林漁家等との連絡調整の手間のかかる業務を受入協議会の事務局が行っている。こうした宿泊等の手配に伴う手数料をこれら組織が受け取るためには、旅行業法にもとづく旅行業者としての登録が必要であり、そのためには国内旅行業務取扱管理者の資格を有する常勤スタッフを設置する等の必要があるが、その人件費を確保するためには年間数万人規模の受入客を確保する必要がある。

取り上げた事例地域における現地手配等の事務の担当は、前掲第3-1表に示した組織が行っている。新潟県妙高市の事例は受入協議会事務局と連携団体の青少年自然の家、石川県能登町の事例は春蘭の里実行委員会事務局、大分県西部地区の事例は一般社団法人、沖縄県伊江村での事例は（社）観光協会、岩手県花巻市の事例は協議会事務局である JA、和歌山県白浜町での事例は第 3 セクターがまかなっている。これらのうち沖縄県伊江村で

は宿泊体験の泊数が 2 万泊を越えているが、それ以外では数千泊である。沖縄県伊江村での事例を別にすると、受入協議会が旅行業者の登録を行ったとしても、宿泊体験受入の手数料を取得して自立的に事務をまかなうことは困難である。したがって現状では事務局担当の組織や人がボランティア的に事務を行っているのであるが、宿泊体験受入を今後、維持・拡大するには、受入協議会での現地手配等を担当するこうした事務局機能に対する何らかの支援が必要となっている。

おわりに

小野 智昭

1. 分析結果のまとめ

第1章では宿泊体験取組の背景を整理した。

1970年代以降に都市農村交流，グリーン・ツーリズムが農村活性化方策として取り組まれるが，農山漁村余暇法以後，一般客を対象とする農林漁業体験民宿が法的に位置づけられる。そして2000年代に入ると，文科省（文部省）による総合的学習の創設と体験学習の重視の傾向の中で，同省と連携するかたちで子供を対象とする宿泊体験の受入が農村で取組まれる。2003年の旅館業法の規制緩和による小規模簡易宿所営業の創設はそうした背景の中で行われたものである。それ以後，第2章で示すように小規模簡易宿所営業に加えて民泊形態による宿泊体験受入者数が増加する。それを一歩進めるものとして2008年に「子ども農山漁村交流プロジェクト」が実施され，受入地域の整備が図られ，宿泊体験受入者が急増する。

子供宿泊体験では，農山漁村体験に加えて，農林漁家で宿泊することが大きな柱になっている。子供が農林漁家の家族とふれあい「家族との団らん」の体験を通じて子供が成長することを教育側は狙っている。宿泊体験を通じてそうした教育側の要請を実現することは，受入地域の1つの課題である。

第2章では，アンケート調査結果から宿泊体験について以下のことを明らかにした。

宿泊体験受入者は，営業区分では民泊が過半を占める一方で，旅館営業，一般簡易宿所営業，小規模簡易宿所営業がほぼ拮抗している。他方，宿泊体験での子供の年間受入数は，全国で約14万8千人と推測でき，旅館営業と一般簡易宿所営業がそのほとんどを受け入れている。年間受入総人数が営業区分差（宿泊業専門の旅館営業・一般簡易宿所営業に対する小規模簡易宿所営業・民泊）で大きく異なっていることに対応して，宿泊体験受入による年間収入額が大きく異なっている。そして収入額の多寡によって宿泊体験による収入への経済的評価が異なっている。受入者の営業区分差によって宿泊体験に取り組む目的が異なり，また子供たちの体験実施で心がけていることや食事・宿泊で心がけていることにも相違がある。

しかし宿泊体験受入による受入者の感動にはそうした相違はなく，宿泊体験の取組による感動は生活体験を意識的に実施して子供とのコミュニケーションを醸成している受入者ほど大きいと見られる。農山漁村体験のプログラムは地域資源を活用して多様であるが，生活体験を含めて営業区分間で取り組むプログラムに相違がある。また，宿泊体験による子供の変化も同様の傾向にある。さらに集落や地域への効果も生活体験を意識的に実施し

ている受入者ほど大きいと評価しており、子供と受入者とのコミュニケーションづくりに熱心に取り組む地域で集落や地域への活性化効果も大きいものと考えられる。

宿泊体験の現状の泊数は1泊と2泊が多いが、2泊が望ましいと考える受入者が多く、宿泊業専門の受入者ほどその傾向が強い。同宿人数は営業区分によって異なり、小規模簡易宿所営業や民泊は現状の人数も望ましい人数も4人程度が多いが、宿泊業専門の旅館営業や一般簡易宿所営業はより多数での受入の意向である。

今後の取組意向は拡大と現状維持の意向が多く、宿泊業が経営の柱となっている受入者では拡大の意向が強く経済的観点からの評価があるが、他方で、受入による感動や楽しさを多く感じる受入者、集落・地域への効果が大きいと感じている受入者ほど拡大の意向が強く、農村活性化も評価の柱になっている。

体験実施上の課題としては、受入者は高齢者が多く、次世代への世代交代が課題である。さらに学校側との連絡、食事提供メニューや食材利用の考え方、先進地視察やインストラクター等の資質向上等、地域受入協議会レベルでの指導が課題となっている。

第3章では宿泊体験受入地域の実態を4つの類型から検討した。

I 既存民宿タイプは、一般簡易宿所営業のスキー民宿のグリーンシーズン対応の事例である。事例では4～5人程度の分宿形態で宿泊体験を受入しているが、大規模な施設投資をしている民宿は、経営的観点からはより大人数での受入が適合的と考えられる。II 新設民宿タイプでは、一般簡易宿所営業と小規模簡易宿所営業の民宿が受入を行う事例であり、ここでは都市との交流によるむらづくり活動の中に宿泊体験が位置づけられていることが大きな特徴である。III 宿泊体験民宿タイプは、小規模簡易宿所営業を中心とする事例であり、子供宿泊体験に特化していることが特徴である。IV 宿泊体験民泊タイプは、民泊による子供宿泊体験受入の事例である。県の「ガイドライン」を背景に、子供宿泊体験を受入していることが特徴である。こうした受入地域のタイプ差に加えて、大規模公共宿泊施設との連携や交流施設との連携、あるいは農山漁村体験担当者と宿泊受入者との分担等、地域によって多様な工夫がされている。

2. 今後の展望と課題

第2章では、宿泊業専門の旅館営業・一般簡易宿所営業と小規模簡易宿所営業・民泊とでは、子供の受入数が大きく異なり、受入による収入やその収入に対する評価が異なっていることが明らかとなった。宿泊体験はグリーン・ツーリズムによる農村経済活性化の一方策である。その面では宿泊専門の受入者が大きな貢献を果たしていると考えられる。

そうした受入者の相違は他方で、宿泊体験に取り組む目的や体験実施での心がけ、体験内容に相違があることを指摘した。特に分宿による生活体験の中で醸成される子供と受入者とのコミュニケーションが、子供の変化に大きく影響していると考えられる。宿泊体験に訪れる学校側の目的は、宿泊体験を通じた子供の成長である。その方法として学校側には、

集団体験・集団宿泊というニーズと小集団での分宿による宿泊体験というニーズがあるとともに、前者から後者への移行が見られる。その背景は分宿における子供へ教育効果の大ききゆえと考えられる。

宿泊体験受入者から見ると民泊が多くなってきている。しかし子供の受入数から見ると宿泊業専門の旅館営業と一般簡易宿所営業が中心であり、現状では集団宿泊のシェアが大きい。他方、学校側には集団体験・集団宿泊のニーズも大きいことから、受入側では集団宿泊や集団体験の実施は今後とも重要であり、受入地域間での棲み分けが生じていると見られる。また分宿による宿泊体験というニーズの増加が予想される中で、旅館・ホテルでの集団宿泊と農林漁家での分宿との組み合わせ、という受入態様も必要と考える。

宿泊体験受入の目的は、宿泊業専門である旅館営業・一般簡易宿所営業の受入者は経済効果を目的とし、小規模簡易宿所営業や民泊では、経済効果よりも社会的効果・活性化効果を目的としていることも指摘した。（ただし2003年以降に開業した一般簡易宿所営業の受入者は後者の傾向に近い。）そしてこうした目的の差は、地域・地域への活性化効果に影響していることも見て取れた。目的や取組の差は、個々の受入主体の意向のみならず、地域的取組の方向性に関わっている。民泊では行政の勧めで取組しているという消極的受入者がいることへの対応も含めて、地域受入協議会による受入者の取組への方向付けが、宿泊体験受入を地域活性化へつなげる重要な役割を担っていると考ええる。

子供宿泊体験の受入は地域的取組として実施されることから、受入地域では関係者による地域受入協議会を設立している。多数の受入農林漁家等との連絡調整の手間のかかる業務を受入協議会の事務局が行うとともに、第2章で指摘したような地域協議会として果たすべき課題も多くある。他方、協議会は手数料を徴収できない任意組織等が多く、徴収しても受入者数が少ないためにスタッフの人件費を確保するに足る経済的条件に乏しいことから、事務局は構成組織のどこかがボランティアで担っている現状にある。宿泊体験受入を今後、維持・拡大するには、受入協議会での現地手配等を担当するこうした事務局機能に対する何らかの支援が必要となっている。

[引用・参考文献]

- 北海道経済産業局（2006）『観光産業の経済効果に関する調査報告書』。
- （財）日本修学旅行協会（2009）『教育旅行白書－修学旅行を中心として－ 2009 年版』，（財）日本修学旅行協会。
- 中尾誠二（2008）「農林漁家民宿に係る規制緩和と民泊の位置付けに関する一考察」『2008 年度日本農業経済学会論文集』， pp.186-193。
- 中尾誠二（2010）『農山漁村民泊と規制緩和型農林漁家民宿にみる小規模グリーンツーリズム政策の研究』，東京農工大学学位請求論文。
- 中村敏郎（2009）「都市と農山漁村の共生・対流の農山漁村地域への効果分析（動向解析）」『農林水産政策研究所レビュー』 No.32 ， pp.6-11。
- 農林水産政策研究所（2010）『行政対応特別研究資料 子どもを対象とした農林漁家宿泊体験による農山漁村振興の実態と課題』。
- 農林水産省農村振興局（2003）『学校教育における農山漁村体験の促進に関する連携方策調査』。
- 農林水産省・文部科学省（2003）『学校教育で子ども達に農山漁村体験を！』。
- 梶田徹一（2008）『新しい学習指導要領の理念と課題－確かな学力を基盤とした生きる力を－』，図書文化社。
- 小椋唯一（2007）『子供たちの観光力－教育旅行が地域を変える－』，エムジー・コーポレーション。
- 大分県企画振興部・大分大学経済学部（2008）『旅行・観光の県内産業への経済波及効果』。
- 佐伯英人・石原貴志・二橋正宏・高柳周三・宮本真由美・齋藤央美（2008）「集団宿泊の行事の教育効果に関する研究（Ⅱ）」『国立青少年教育振興機構研究紀要 青少年教育フォーラム』 No.8，国立青少年教育振興機構， pp.25-35。
- 佐藤真弓（2008）「学校教育における農業・農村体験の展開と課題－東京都武蔵野市セカンドスクール事業を事例として－」『平成 20 年度日本農業経済学会論文集』， pp.194-201。
- 佐藤真弓（2010）「都市農村交流と学校教育－武蔵野市セカンドスクール事業を事例に－」報告資料（農林水産政策研究所『農山漁村における教育交流に関するセミナー』，2010 年 5 月 26 日）。
- 佐藤真弓（2010）『都市農村交流と学校教育』，農林統計出版。
- 佐藤真弓（2011）「奥能登山村における『むらづくりの産業化』と地域社会構造」『村落社会研究ジャーナル』。
- 関喜比古（2009）「小学生の農山漁村体験学習～子ども農山漁村交流プロジェクト始動～」『立法と調査』 No.297。
- 鈴村源太郎・中村敏郎（2009）「日本における小中学生を対象とした体験教育旅行－農村地域活性化政策との関連で－（第 6 回北東アジア農政研究フォーラム報告）」『農林水産政策研究所レビュー』 No.31， pp.11-12。
- 鈴村源太郎（2009a）「地域農業の活性化に貢献する子どもの農業体験教育旅行（動向解析）」『農林水産政策研究所レビュー』 No.31 ， pp.24-34。

- 鈴木源太郎（2009b）「小中学生の体験教育旅行受け入れによる農村地域活性化（調査・資料）」『農林水産政策研究』No.15, pp.41-59。
- 田中治彦（1994）「成人するまでの生涯学習」香川正弘・宮坂広作編『生涯学習の創造』，ミネルヴァ書房。
- （財）地域流通経済研究所（2003）『観光立県を目指して－観光消費額の経済波及効果 1.77 倍－』。
- 地産地消文化情報誌『能登』編集室（2011）『能登』（経塚幸生編集発行），vol.3。
- 徳野貞雄（2007）『農村の幸せ，都会の幸せ』，生活人新書。
- 西願博之（2009）「体験活動をめぐる経緯と課題」『青少年をめぐる諸問題 総合調査報告書』国立国会図書館。
- 全国農業協同組合中央会（2002）『地域と学校が連携して取り組む子ども農業・農村体験活動ハンドブック（学校活動編）』。
- 全国農業協同組合中央会（2003）『子ども農業・農村体験活動ハンドブック（地域活動編）』。
- 陣内義人（1990）「農のもつ教育力」今村奈良臣・吉田忠編，七戸長生・永田恵十郎・陣内義人著『食糧・農業問題全集 8 農業の教育力－人と自然を活かす道－』，農山漁村文化協会。

卷末資料

教育交流における宿泊体験の取組に関する意向調査 調査票

教育交流における宿泊体験の取組に関する意向調査

平成23年1月

農林水産省 都市農村交流課／農林水産政策研究所

都・道 府・県	市・区 町・村	経営主のご氏名 または宿泊施設の名称	経営主の ご年齢	歳
------------	------------	-----------------------	-------------	---

あなたの経営についてお尋ねします。

F1 あなたの経営は、旅館業法や食品衛生法上の許可を取得していますか。

(既に取得しているものには全てに○、今後、取得予定のものには全てに△)

1. 簡易宿所営業(客室33㎡未満) 2. 簡易宿所営業(客室33㎡以上) 3. 旅館営業
4. ホテル営業 5. 飲食店営業 6. いずれも取得予定なし

F2 ==で、「1. 簡易宿所営業(客室33㎡未満)～4. ホテル営業」に「○」を付けた方にお尋ねします。あなたの経営が旅館業法上の許可を取得したのは何年何月ですか。また、現在の最大収容人数は概ね何人ですか。

明・大・昭・平 年 月 最大収容人数 人

F3 あなたの経営は次のどちらですか。 7. 農林漁家 8. 農林漁家ではない宿泊業者

(F4～F6へ)

→ (F7へ)

【農林漁家の方へのご質問です】

F4 あなたの農林水産業経営の作目をお答えください。(当てはまる作目全てに○、1位作目は1つのみに◎)

1. 稲作 2. 露地野菜 3. 施設野菜 4. 果樹類 5. 花き・花木 6. その他耕種
7. 酪農 8. 肉用牛 9. 養豚・養鶏 10. 農畜産加工 11. 林業・菌茸類 12. 水産業

F5 あなたの経営の農林水産業に関わる年間販売額(加工を含む)を概算でお答えください。(1つに○)

1. 販売なし 2. 100万円未満 3. 100～300 4. 300～500 5. 500～1,000 6. 1,000万円以上

F6 あなたの経営の家族労働力についてお尋ねします。(農業従事～体験指導は当てはまるものすべてに○)

続柄	同居／ 別居	農林漁 業従事	宿泊・食 事の世話	体験 指導	続柄	同居／ 別居	農林漁 業従事	宿泊・食 事の世話	体験 指導
本人	同・別					同・別			
配偶者	同・別					同・別			
	同・別					同・別			

(→F8へお進みください)

【宿泊業者の方へのご質問です】

F7 あなたの経営の従業員やお手伝いいただいた方の人数をお答えください。

	常 雇	臨時雇(アルバイト含む)	ボランティア
宿泊業務従事	() 人	年間 () 人日	() 人
体験業務従事	() 人	年間 () 人日	() 人

(→F8へお進みください)

【以下、すべての皆さんへのご質問です】

F8 体験や宿泊の取組の受入開始年度を、それぞれ該当する場合のみ小・中・高別にお答えください。

- 【昼間体験のみ】 小学生(昭・平) 年度 中学生(昭・平) 年度 高校生(昭・平) 年度
【宿 泊 体 験】 小学生(昭・平) 年度 中学生(昭・平) 年度 高校生(昭・平) 年度

F9 **平成21年度**の宿泊体験等の受入状況をお答えください。(受入月はあてはまるもの全てに○)

小学生	受入学校数 () 校	生徒総数 () 人	平均的な泊数 () 泊
	受入月	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	
中学生	受入学校数 () 校	生徒総数 () 人	平均的な泊数 () 泊
	受入月	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	
高校生	受入学校数 () 校	生徒総数 () 人	平均的な泊数 () 泊
	受入月	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	
一般(体験なしの宿泊を含む)		宿泊者総数 (約) 人	平均的な泊数 () 泊

F10 あなたの経営の体験や宿泊に関わる年間総収入、および小・中・高生の教育旅行に関わる年間収入はどの程度ですか。

- 【宿泊・体験年間総収入】 1. 20万円未満 2. 20～50万円 3. 50～100万円 4. 100～300万円 5. 300～500万円
6. 500～1,000万円 7. 1,000～5,000万円 8. 5,000～1億円 9. 1～5億円 10. 5億円以上
- 【うち小・中・高生】 1. 20万円未満 2. 20～50万円 3. 50～100万円 4. 100～300万円
5. 300～500万円 6. 500～1,000万円 7. 1,000万円以上

F11 小・中学生の食事・宿泊体験に際して行わせているものがあればお答えください。(全てに○)

1. 布団の上げ下ろし 2. 部屋の掃除 3. トイレ掃除 4. 庭などの掃き掃除
5. 朝食の調理手伝い 6. 昼食の調理手伝い 7. 夕食の調理手伝い 8. 食事の配膳
9. お風呂の準備・掃除 10. 衣類や寝具の洗濯 11. その他 12. やらせていない

F12 平成22年度に実施した体験メニュー全てに「○」を、今後実施したい体験メニュー全てに「△」を付けてください。また、小・中学生に最も人気の体験メニューには1つのみに「◎」を付けてください。

1. 田植え作業 2. 稲刈り作業 3. 野菜・畑作業 4. 果樹・花き作業
5. 草刈り・石拾い 6. 畜産(搾乳・清掃)作業 7. 乗馬 8. 農畜産加工
9. 枝打ち・下草刈り 10. 炭焼き・きのこ採集 11. 釣り 12. 漁船・網漁
13. 魚開き・水産加工 14. 海遊び・川遊び 15. ハイキング・登山 16. 自然体験・雪体験
17. 工芸体験 18. 料理(そば打ちなど) 19. 郷土芸能・文化 20. その他

1. 小・中学生の体験や宿泊の取組に関する意向についてお尋ねします。

問1 小・中学生の体験や宿泊の活動に取り組む目的は次のどれに近いですか。(○は3つまで、最もあてはまるものには◎を1つ)

1. 所得向上のため 2. 地域の観光業振興のため
3. 交流人口の増加・交流を楽しむため 4. 農山漁村に関心を持ってもらうため
5. 農山漁村地域の活気再生のため 6. 子どもの教育を通じた社会貢献のため
7. 行政等からの要請に応えるため 8. その他 ()

問2 小・中学生に **体験** をさせるにあたって心がけていることがあればお答えください。(全てに○)

1. 農林水産業の実際を理解してもらう 2. 自然や命の大切さを理解してもらう
3. 地域の一番美しい場所に連れて行く 4. 子ども同士の協力を重視している
5. 体験した感想をその場で聞いている 6. その他 () 7. 特にない

問3 特に、**小学生** に体験をさせる際に心がけていることがあればお答えください。(全てに○)

1. 内容の易しい体験メニューを用意 2. 体力のいらない体験メニューを用意
3. 体験内容等の説明に時間をかけている 4. 質問により丁寧に応じている
5. その他 () 6. 中高生の体験と特に変えていない

問4 小・中学生に「食事・宿泊」をさせるにあたって心がけていることがあればお答えください。(全てに○)

1. 子どもの名前を事前に覚えておく
2. 経営者夫婦等をお父さん・お母さんなどと呼ばせる
3. 「ありがとう」など挨拶の励行
4. どんなことでも積極的に手伝わせる
5. お客さん扱いしないよう心がけている
6. 地域の食材を出すよう心がけている
7. 食の大切さを理解してもらう
8. その他 ()
9. 特にない

問5 あなたは小・中学生の「体験」に関し、どのようなことが課題だと思いますか。(全てに○)

1. 体験内容の改善が必要と感じている
2. 体験メニューが少ない
3. 農林漁業の作業に支障がある
4. 労力的な負担が大きい、人手不足
5. 無関心な子どもと接する際の精神的負担
6. 体験の準備に手間暇がかかる
7. 体験の金銭的コストが負担
8. 病気・ケガなど、緊急時の対応
9. メニュー過多で行程がせわしない
10. 農林漁家間の情報交換や連携が不足
11. 送り出し学校との情報交換が不足
12. その他 ()
13. 特にない

問6 あなたは小・中学生の「食事・宿泊」に関し、どのようなことが課題だと思いますか。(全てに○)

1. 子ども同士のけんかの仲裁に苦慮
2. いじめなど子ども同士の人間関係に配慮
3. おねしょの可能性のある子に配慮
4. 体が休まらない、家族の時間が持てない
5. 好き嫌い・アレルギーへの対応が大変
6. 食事メニューを考えるのに苦労
7. 食材のコストが負担
8. 連日受入の際に寝具等のクリーニングが負担
9. トイレ・風呂などの設備が古い
10. 他の受入主体との情報交換や連携が不足
11. 送り出し学校との情報交換が不足
12. その他 ()
13. 特にない

問7 体験や宿泊の取組の向上のため、既に行っていること全てに「○」、今後行いたいこと全てに「△」をお答えください。

1. 関係者の反省会に参加
2. 送り出し学校側との意見交換会に参加
3. 専門家を招いた研修会等に参加
4. インストラクター等の資格取得
5. 先進地視察に参加
6. その他 ()
7. 特にない

2. 小・中学生の体験や宿泊の取組が及ぼす効果や今後の展開方向についてお尋ねします。

問8 小・中学生の体験や宿泊による料金収入についてあなたの経営の中でどう考えていますか。(1つに○)

1. 経営に不可欠な収入源
2. やや重要な収入源
3. 経営の足し程度
4. 足しにはならない

問9 小・中学生の体験や宿泊の取組に伴って、次のような効果は見られますか。(全てに○)

1. 農林漁業等の作業がはかどった
2. 給食や学校イベントに農林水産物等を利用してもらった
3. 保護者と産直の繋がりができた
4. 体験した子どもグループが事後に遊びに来た
5. 体験した子どもが家族旅行に来た
6. 子どもの保護者から感謝や手紙を受けた
7. その他 ()
8. 特にない

問10 あなたは小・中学生の体験や宿泊の受け入れによって、次のような感情を抱いたことはありますか。また、子どもの変化について以下のようなことをどの程度感じましたか。(○は1つずつ)

		大いにある	たまにある	あまりない	ほとんどない
あなたが 受けた 感情	家族が増えた(帰省してきた)ように楽しい	4	3	2	1
	子どもが成長する姿に感動する	4	3	2	1
	お別れが名残惜しくて泣いてしまった	4	3	2	1
子どもが 変わった と思う点	無口な子どもがよくしゃべるようになった	4	3	2	1
	わがままな子が他人を理解するようになった	4	3	2	1
	自然や命、食に対する関心が増した	4	3	2	1

問11 小・中学生の体験や宿泊の取組に伴って集落や地域に次のような効果がどの程度生じたと思いますか。(〇は1つずつ)

	大いにある	少しある	あまりない	ほとんどない
子どもが来ることで、集落が明るくなった	4	3	2	1
受入が農林漁家の生き甲斐に繋がっている	4	3	2	1
高齢農林漁家が再びやる気を出した	4	3	2	1
農林漁家や宿泊業者に後継者ができた	4	3	2	1
農林漁家同士の情報交換が増えた	4	3	2	1
集落や地域の連帯感が生まれた	4	3	2	1

問12 今後、体験や宿泊の取組は拡大したいですか、縮小したいですか。小・中・高別にお答えください。(1つに〇)

小学生	1. 拡大したい	2. 現状維持	3. 縮小したい	4. どちらともいえない
中学生	1. 拡大したい	2. 現状維持	3. 縮小したい	4. どちらともいえない
高校生	1. 拡大したい	2. 現状維持	3. 縮小したい	4. どちらともいえない

問13 問12で小・中・高校生に関する拡大縮小の意向が異なった方にお尋ねします。その理由は何ですか。

問14 小・中学生の宿泊体験を行うにあたってどの程度の泊数や同宿人数が 子どもにとって望ましいとお考えですか。

望ましい泊数 () 泊 望ましい同宿人数 () 人

問15 国や地方自治体に期待する要望や今後必要な支援策などがあればお書きください。

ご協力ありがとうございました。

平成 27 年 3 月 31 日

印刷・発行

農村活性化プロジェクト 研究資料 第 6 号（第 2 刷）

子供農山漁村宿泊体験の現状と課題
－宿泊体験受入者の意向調査及び実態調査結果－

編集発行 農林水産省農林水産政策研究所

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 3－1－1

電 話 東京（03）6737－9000

F A X 東京（03）6737－9600

印刷・製本 よしみ工産（株）



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。